

○千葉県地域防災計画新旧対照表【第2編 地震・津波編】

修正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 地震・津波対策の基本的視点</b></p> <p>本計画の基本的な視点は次のとおりである。</p> <p>3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。 (略) (削除)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 想定地震と被害想定</b></p> <p>(略)</p> <p>国の公表によると、<u>大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。</u></p> <p>2 被害の概要（防災危機管理部） (12) その他 防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」と<u>されている。</u> また、<u>国の中央防災会議において、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の新たな被害想定が公表されたところであり、県においても、最新の知見を反映させた地震被害想定調査を実施する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 防災意識の向上</b></p> <p>(略)</p> <p>さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。 なお、<u>震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。</u></p> <p>3 防災広報の充実（全庁） (1) 自らの身を守るための知識 ウ <u>出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 地震・津波対策の基本的視点</b></p> <p><u>平成24年度に修正されたこの計画は、東日本大震災を踏まえて抜本的な見直しを図ったものであるが、見直しに当たって基本的な視点は次のとおりである。</u></p> <p>3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。 (略) <u>また、現在国において検討されている南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 想定地震と被害想定</b></p> <p>(略)</p> <p>国の公表によると、<u>マグニチュード8クラスの大正関東地震（M7.9）の発生間隔は200～400年、元禄地震（M8.1）のそれは2,300年程度とされているが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。</u></p> <p>2 被害の概要（防災危機管理部） (12) その他 <u>東日本大震災を受け、平成23年12月27日の中央防災会議で修正された防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされた。</u> <u>国の中央防災会議において、首都直下地震や南海トラフの巨大地震の被害想定を見直しているところであり、また、東日本大震災の被害様相を踏まえた被害想定手法の検討も行われるため、これら国の動向を注視し、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 防災意識の向上</b></p> <p>(略)</p> <p>さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。 なお、<u>震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。</u></p> <p>3 防災広報の充実（全庁） (1) 自らの身を守るための知識 ウ <u>出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置</u></p>

修正案			
(4) 広報媒体等			
防災機関名	媒体	対象	内容
県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD パンフレット リーフレット テレビ ラジオ 新聞 インターネット 防災ポータルサイト 講演会 防災学習会 教職員を対象とした 防災教育研修会 学校が地域と連携して 行う防災教育 等	一般県民 自主防災組織 事業所 各種団体 児童生徒・幼児 県職員及び市町村職員 ボランティア	◇西部防災センターによる啓発活動 ◇地震体験車を活用した啓発活動 ◇防災教育事業の概要 ◇防災基本条例の概要 ◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇地震に関する調査結果 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ライフラインに関する一般知識 ◇地震保険に関する情報提供 ◇避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇各種防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び県の対応 他
(株)NTTドコモ	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット iモードサービス 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板、災害用音声 お届けサービス) 他
KDDI(株)	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット EZweb サービス 広報紙等	一般県民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の通信サービス等 (例：災害用伝言板サービス) 他
ソフトバンクモバイル(株)・ソフトバンクテレコム(株)	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット Yahoo!ケータイサービス、広報紙等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板サービス) 他

現行			
(4) 広報媒体等			
防災機関名	媒体	対象	内容
県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD パンフレット リーフレット テレビ ラジオ 新聞 インターネット 防災ポータルサイト 講演会 防災学習会 教職員を対象とした 防災教育研修会 学校が地域と連携して 行う防災教育 等	一般県民 自主防災組織 事業所 各種団体 児童生徒・幼児 県職員及び市町村職員 ボランティア	◇西部防災センターによる啓発活動 ◇地震体験車を活用した啓発活動 ◇防災教育事業の概要 ◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇地震に関する調査結果 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ライフラインに関する一般知識 ◇地震保険に関する情報提供 ◇避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇各種防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び県の対応 他
(株)エヌ・ティ・ドコモ	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット iモードサービス 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他
KDDI(株)	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット EZweb モードサービス 広報紙等	一般県民	◇震災時の電話（携帯電話）使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 他

修正案	現行																
<p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）</p> <p>(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 (略)</p> <p>このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、<u>市町村は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。</u></p> <p>県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う<u>災害対策コーディネーターの養成を促進</u>するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。</p> <p>自主防災組織の活動形態</p> <table border="1" data-bbox="136 663 1234 1020"> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平 常 時</td> <td>1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）</td> </tr> <tr> <td>2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</td> </tr> <tr> <td>3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）</td> </tr> <tr> <td>4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）</td> </tr> <tr> <td>5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）</td> </tr> <tr> <td>6 <u>要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</u></td> </tr> <tr> <td>7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</td> </tr> </table> <p>(2) 事業所防災体制の強化</p> <p>ア 防災・防火管理体制の強化</p> <p>学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行う<u>ので、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導</u>する。</p> <p><u>高層建築物、雑居ビル、地下街等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導</u>する。</p> <p><u>また、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導</u>する。</p> <p><u>なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導</u>する。</p> <p>5 防災訓練の充実（全庁、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災関係機関</p>	平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）	2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）	3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）	4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）	5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）	6 <u>要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</u>	7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）	<p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）</p> <p>(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援 (略)</p> <p>このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、<u>災害時要援護者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。</u></p> <p>県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う<u>県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催</u>するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。</p> <p>自主防災組織の活動形態</p> <table border="1" data-bbox="1546 663 2644 1020"> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平 常 時</td> <td>1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）</td> </tr> <tr> <td>2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</td> </tr> <tr> <td>3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）</td> </tr> <tr> <td>4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）</td> </tr> <tr> <td>5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）</td> </tr> <tr> <td>6 <u>災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など）</u></td> </tr> <tr> <td>7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</td> </tr> </table> <p>(2) 事業所防災体制の強化</p> <p>ア 防災・防火管理体制の強化</p> <p>学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行う<u>ことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導</u>する。</p> <p><u>また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導</u>する。</p> <p><u>なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導</u>する。</p> <p>5 防災訓練の充実（全庁、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災関係機関</p>	平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）	2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）	3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）	4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）	5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）	6 <u>災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など）</u>	7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
平 常 時		1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）															
		2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）															
		3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）															
		4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）															
		5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）															
		6 <u>要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</u>															
	7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）																
平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）																
	2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）																
	3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）																
	4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）																
	5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）																
	6 <u>災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など）</u>																
	7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）																

修正案

主 催	内 容												
東京地下鉄株	<p>発災を想定し社員に対して平素から地震に関する基礎知識、震災時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を次のとおり実施する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 対策本部訓練</td> <td>7 自衛消防訓練</td> </tr> <tr> <td>2 減速運転訓練</td> <td>8 救護活動訓練</td> </tr> <tr> <td>3 一旦停止訓練</td> <td>9 応急処置訓練</td> </tr> <tr> <td>4 情報伝達訓練</td> <td>10 連絡通報訓練</td> </tr> <tr> <td>5 非常招集訓練</td> <td>11 復旧訓練</td> </tr> <tr> <td>6 避難誘導訓練</td> <td>12 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）</td> </tr> </table>	1 対策本部訓練	7 自衛消防訓練	2 減速運転訓練	8 救護活動訓練	3 一旦停止訓練	9 応急処置訓練	4 情報伝達訓練	10 連絡通報訓練	5 非常招集訓練	11 復旧訓練	6 避難誘導訓練	12 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）
1 対策本部訓練	7 自衛消防訓練												
2 減速運転訓練	8 救護活動訓練												
3 一旦停止訓練	9 応急処置訓練												
4 情報伝達訓練	10 連絡通報訓練												
5 非常招集訓練	11 復旧訓練												
6 避難誘導訓練	12 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）												
首都高速道路株	<p>震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携して実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 非常参集訓練</p> <p>(2) 情報収集・伝達訓練</p> <p>(3) 災害対策本部設置運営訓練</p> <p>(4) 災害応急対策訓練</p> <p>(5) その他訓練</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>												
株NTTドコモ	<p>震災予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に遂行し得よう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 災害予報又は警報等の情報伝達</p> <p>(2) 各種災害対策用機器の操作</p> <p>(3) 国及び地方自治体等主催の防災訓練等への参加</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>												

6 調査・研究（防災危機管理部、環境生活部）

(1) 地震観測

地震の揺れの大きさは、震源位置や規模の他にも表層地盤が影響していることから、地域によって地盤の震動特性がある。地震防災対策を進める上で、出来る限り正確に被害を想定することは重要であり、そのためには正確に揺れの大きさを予測する必要があることから、県では、昭和63年度から随時地震計を設置し地震時の地盤の震動特性の把握に努めている。

なお、千葉県が設置した地震計で観測した地震波形は、CDで公開している。

現行

主 催	内 容														
東京地下鉄株	<p>発災を想定し職員に対して平素から地震に関する基礎知識、震災時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を次のとおり実施する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 対策本部訓練</td> <td>8 救護活動訓練</td> </tr> <tr> <td>2 減速運転訓練</td> <td>9 応急処置訓練</td> </tr> <tr> <td>3 一旦停止訓練</td> <td>10 連絡通報訓練</td> </tr> <tr> <td>4 情報伝達訓練</td> <td>11 復旧訓練</td> </tr> <tr> <td>5 非常招集訓練</td> <td>12 総合防災訓練（防災の日ほか）</td> </tr> <tr> <td>6 避難誘導訓練</td> <td>13 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）</td> </tr> <tr> <td>7 自衛消防訓練</td> <td></td> </tr> </table>	1 対策本部訓練	8 救護活動訓練	2 減速運転訓練	9 応急処置訓練	3 一旦停止訓練	10 連絡通報訓練	4 情報伝達訓練	11 復旧訓練	5 非常招集訓練	12 総合防災訓練（防災の日ほか）	6 避難誘導訓練	13 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）	7 自衛消防訓練	
1 対策本部訓練	8 救護活動訓練														
2 減速運転訓練	9 応急処置訓練														
3 一旦停止訓練	10 連絡通報訓練														
4 情報伝達訓練	11 復旧訓練														
5 非常招集訓練	12 総合防災訓練（防災の日ほか）														
6 避難誘導訓練	13 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）														
7 自衛消防訓練															
首都高速道路株	<p>震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携して実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 初動対応訓練</p> <p>(2) 情報受伝達訓練</p> <p>(3) 災害対策本部運営訓練</p> <p>(4) 応急対策訓練</p> <p>(5) 避難誘導訓練</p> <p>(6) その他訓練</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>														
株エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<p>震災予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に遂行し得よう防災訓練等を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 災害予報又は警報等の情報伝達</p> <p>(2) 各種災害対策用機器の操作</p> <p>(3) 国及び地方自治体等主催の防災訓練等への参加</p> <p>2 実施回数</p> <p>年1回以上</p>														

6 調査・研究（防災危機管理部、環境生活部）

(1) 地震観測

県では、地震時の地盤の震動特性を把握するため、昭和63年度から随時地震計（18箇所）を設置し観測してきた。また、阪神・淡路大震災を受け、市町村毎の震度を発表するため、平成8年度に県内市町村の役所・役場に計測震度計を設置する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を構築し、震度情報を、気象庁を經由して全国に震度情報を配信している。さらに、平成18年度に実施したシステム更新により、県で設置している74計測震度計では、地盤の振動特性等を把握できるよう県設置の計測震度計の地震波形を収集し、CDで公開している。

修正案			
県内地震計設置箇所数 (平成26年10月1日現在)			
	強 震 計	計測震度計	計
千 葉 県	12	(74) 74	(74) 86
(独)防災科学 技 術 研 究 所	(3) 28		(3) 28
気 象 庁		(3) 20	(3) 20
千 葉 市		(6) 6	(6) 6
計	(3) 40	(83) 100	(86) 140

※ 上段（ ）書き：千葉県震度情報ネットワークシステムの箇所数  
 千葉県の設置している強震計12箇所のうち、2箇所は広帯域速度型強震計

## 第2節 津波災害予防対策

本県は、三方を海に囲まれ、総延長約534.3kmに及ぶ長い海岸線を有していることから、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。2011年3月の東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。本県においても、旭市飯岡地区で痕跡から推定される最大津波高7.6m、銚子市からいすみ市で23.7kmが浸水し、多くの家屋が流され14名の方が亡くなっている。過去にも、1677年11月（延宝5年10月）の延宝地震（M8.0）、1703年12月（元禄16年11月）の元禄地震（M8.2）や1923年9月（大正12年9月）の大正関東地震（M7.9）などにより、多くの津波被害を受けてきた。

元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は約2,300年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、県は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

### 2 津波広報、教育、訓練計画（防災危機管理部、教育庁、市町村）

#### （1）津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

##### ア 住民自らの取組み （略）

そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

現行			
県内地震計設置箇所数 (平成24年4月1日現在)			
	強 震 計	計測震度計	計
千 葉 県	18	(74) 74	(74) 92
(独)防災科学 技 術 研 究 所	(3) 28		(3) 28
気 象 庁		(3) 16	(3) 16
千 葉 市		(6) 6	(6) 6
計	(3) 46	(83) 96	(86) 142

※ 上段（ ）書き：千葉県震度情報ネットワークシステムでの箇所数

## 第2節 津波災害予防対策

本県は、三方を海に囲まれ、総延長約534.3kmに及ぶ長い海岸線を有していることから、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。2011年3月の東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。本県においても、旭市飯岡地区で痕跡から推定される最大津波高7.6m、九十九里地域（銚子市からいすみ市）で23.7kmが浸水し、多くの家屋が流され14名の方が亡くなっている。過去にも、1677年11月（延宝5年10月）の延宝地震（M8.0）、1703年12月（元禄16年11月）の元禄地震（M8.2）や1923年9月（大正12年9月）の関東地震などにより、多くの津波被害を受けてきた。

相模トラフ沿いで発生した元禄地震の発生間隔は約2,300年程度、関東地震の発生間隔は約200年～400年と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、県は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

### 2 津波広報、教育、訓練計画（防災危機管理部、教育庁、市町村）

#### （1）津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

##### ア 住民自らの取組み （略）

そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や災害時要援護者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難勧告等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

修正案	現行
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 津波防災訓練の実施 (略) また、訓練は県、市町村単位又は市町村域を越えた単位の訓練や自治会等単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。</p> <p>(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>3 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 津波浸水予測図の作成 ア (略) イ 避難のための津波浸水予測図 (略) これらのことから、県は銚子市から富津岬までの地域について、気象庁の津波警報レベルに合わせ、3m（1～3m）、5m（3～5m）、10m（7～10m）の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。</p> <p>(3) 市町村の津波避難体制の確立 市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などをもとに、市町村の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。</p> <p>ア 避難指示 市町村は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。 なお、避難指示にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示等の内容について周知を図るものとする。</p> <p>(ア) 気象庁より津波警報等が発表されたときには、市町村長は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。</p> <p>(イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波警報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市町村長が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をするものとする。</p> <p>(ウ) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告の発令を検討するものとする。</p> <p>イ 住民等の避難誘導體制 (ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記の</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 津波防災訓練の実施 (略) また、訓練は県、市町村単位又は市町村域を越えた単位の訓練や自治会等単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や災害時要援護者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。</p> <p>(4) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>3 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 津波浸水予測図の作成 ア (略) イ 避難のための津波浸水予測図 (略) これらのことから、県は銚子市から富津岬までの地域について、平成24年度中に改定、運用される気象庁の津波警報レベルに合わせ、3m（1～3m）、5m（3～5m）、10m（7～10m）の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。</p> <p>(3) 市町村の津波避難体制の確立 市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、市町村の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。</p> <p>ア 避難勧告・避難指示 市町村は、避難勧告等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難勧告・避難指示ができる組織体制の整備を図る。 なお、避難勧告・避難指示にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難勧告・避難指示の内容について周知を図るものとする。</p> <p>(ア) 気象庁より津波警報等が発表されたときには、市町村長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。</p> <p>(イ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市町村長が必要と認めるときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示をするものとする。</p> <p>イ 住民等の避難誘導體制 (ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や災害時要援護者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者</p>

修正案	現行
<p>行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の確立など、<u>安全の確保を前提に市町村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。</u></p> <p>ウ <u>市町村間の連携による広域避難体制の構築</u></p> <p><u>津波は市町村区域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など区域を越えた避難体制の構築を図る。</u></p> <p>(4) 市町村の津波避難体制確立への県の支援</p> <p>県は、津波が発生した際に、市町村の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市町村に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難困難地域の抽出方法や、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した「千葉県津波避難計画策定指針」(平成22年10月) <u>を必要に応じて見直すなど、市町村の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直し及び市町村区域を越えた避難体制の構築を支援する。</u></p> <p>4 津波防護施設等の整備 (農林水産部、県土整備部、市町村)</p> <p>(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害を もたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波</p> <p>海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。</p>	<p>に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の確立など、市町村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 市町村の津波避難体制確立への県の支援</p> <p>県は、津波が発生した際に、市町村の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市町村に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難困難地域の抽出方法や、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した「千葉県津波避難計画策定指針」(平成22年10月) <u>の見直しを進め、市町村の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しを支援する。</u></p> <p>4 津波防護施設等の整備 (農林水産部、県土整備部、市町村)</p> <p>(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害を もたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波</p> <p>海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。</p> <p><u>なお、東京湾沿岸などの海岸保全施設については、今後、計画の変更も含めて十分な検討を行う。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第3節 火災等予防対策</b></p> <p><u>大正関東地震による死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。</u>また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。</p> <p>1 地震火災の防止 (防災危機管理部、県土整備部、市町村)</p> <p>(1) 出火の防止</p> <p>ア 一般家庭に対する指導</p> <p>(略)</p> <p>また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が県内全ての住宅に適正に設置されるよう<u>努めるとともに、防災製品の活用を推進する。</u></p> <p>さらに、<u>復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>火災予防に係る立入検査の強化指導</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 延焼拡大の防止</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 火災等予防対策</b></p> <p><u>関東地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。</u>また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。</p> <p>1 地震火災の防止 (防災危機管理部、<u>商工労働部</u>、県土整備部、市町村)</p> <p>(1) 出火の防止</p> <p>ア 一般家庭に対する指導</p> <p>(略)</p> <p>また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が県内全ての住宅に適正に設置されるよう<u>普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。</u></p> <p>さらに、<u>復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>予防立入検査の強化指導</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 延焼拡大の防止</p> <p><u>ア 常備消防の強化</u></p>

修正案

ア 消防水利の整備  
 イ 市街地における空中消火の検討  
 2 建築物不燃化の促進（県土整備部）  
 (1) 建築物の防火規制  
 ア (略)  
 イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。  
 (2) (略)  
 (3) (略)  
 (4) 市町村別防火地域、準防火地域指定状況

(平成26年10月1日現在、単位 ha)

市町村名	防火地域	準防火地域	市町村名	防火地域	準防火地域
千葉市	293	810	君津市		48
銚子市		185	富津市	9.1	29
市川市	58	133	浦安市	33	35
船橋市	32	379	四街道市		20
館山市		38	袖ヶ浦市	12	9
木更津市	4	75	八街市	5.6	12
松戸市	22	227	印西市	55	72
野田市	1.9	53	白井市		39
茂原市	3.1	37	匝瑳市		9
成田市	68	28	香取市		51
佐倉市	18	57	いすみ市		6.3
東金市		20	大網白里市	2.4	7.7

現行

市町村は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。  
 また、県は、大規模災害の発生に対処するために市町村が整備する、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。  
 イ 消防団の強化  
 消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。  
 消防団員の確保のため市町村の留意すべき事項  
 (ア) 消防団に関する住民意識の高揚  
 (イ) 処遇の改善  
 (ウ) 消防団の施設・装備の改善  
 (エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等  
 (オ) 機能別団員・分団の採用の推進  
 ウ 消防水利の整備  
 エ 市街地における空中消火の検討  
 2 建築物不燃化の促進（県土整備部）  
 (1) 建築物の防火規制  
 ア (略)  
 イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。  
 (2) (略)  
 (3) (略)  
 (4) 市町村別防火地域、準防火地域指定状況

(平成23年4月1日現在、単位 ha)

市町村名	防火地域	準防火地域	市町村名	防火地域	準防火地域
千葉市	280	805	君津市		48
銚子市		185	富津市	9.1	29.1
市川市	58	133	浦安市	33	35
船橋市	32	379	四街道市		20
館山市		38	袖ヶ浦市	4.7	8.6
木更津市	4	75.2	八街市	5.6	12.6
松戸市	22	227	印西市	55	72
野田市	1.9	53	白井市		39
茂原市	3.1	37	匝瑳市		9
成田市	69.6	27	香取市		51
佐倉市	18	48	いすみ市		6.3
東金市		20.4	酒々井町		7.6



修正案					
旭市		15	酒々井町		7.6
習志野市	55	35	栄町		2.5
柏市	37	194	芝山町		8
勝浦市		15	一宮町		7.6
市原市		158	白子町		13
流山市	18	65	御宿町		27
八千代市	53	24			
我孫子市	15	42			
鴨川市	3.1	51			
鎌ヶ谷市	16	33	合計	804.2	3,077.7

3 防災空間の整備・拡大（県土整備部）

- (1) (略)  
(2) 都市公園の整備  
都市公園整備状況

区分	箇所数	面積 (ha)
県立都市公園 (平成 24 年度末現在)	13	459.9
市町村立都市公園等 (平成 24 年度末現在)	6,049	3,497.1

第4節 消防計画

1 消防体制・施設の強化（防災危機管理部・市町村）

(1) 常備消防の強化

市町村は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、県は、大規模災害の発生に対処するために市町村が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

(2) 消防団の充実・強化

市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

県は、市町村と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。

2 消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部）

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

現行					
旭市		15.1	栄町		2.5
習志野市	55	35	大網白里町	2.4	7.7
柏市	37	177	芝山町		8
勝浦市		15.4	一宮町		7.6
市原市		158	白子町		13
流山市	18	61	御宿町		27
八千代市	53	24			
我孫子市	15.1	41.5			
鴨川市	3.1	51			
鎌ヶ谷市	16	33	合計	795.6	3,042.6

※ 平成23年4月1日現在の市町村名を表示している。

3 防災空間の整備・拡大（県土整備部）

- (1) (略)  
(2) 都市公園の整備  
都市公園整備状況

区分	箇所数	面積 (ha)
県立都市公園 (平成 22 年度末現在)	13	459.9
市町村立都市公園等 (平成 22 年度末現在)	5,920	3,449.4

第4節 消防計画

1 消防施設の整備（防災危機管理部）

県内消防施設の強化を図るために、市町村等の行う消防施設強化事業に対し支援を行う。

(1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

(2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

県内の救命率の向上のため、高規格救急自動車の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

イ 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、消防団の施設・設備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ、国及び県において支援する。

2 消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部）

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

修正案	現行																																																
<p>なお、市原市に新たに整備する消防学校については、訓練機能を大幅に強化し、あらゆる災害に対応できる高い能力を持った消防職・団員の育成を目指すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）</p> <p>ア 消防職員</p> <p>（ア）初任教育</p> <p>（イ）専科教育</p> <p>（ウ）幹部教育</p> <p>（エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、<u>救急救命士処置範囲拡大2行為講習</u>）</p> <p>イ 消防団員</p> <p>（ア）（イ）(略)</p> <p>（ウ）幹部教育（<u>指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程</u>）</p> <p>5 消防思想の普及（防災危機管理部）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。</p> <p><u>(一社) 千葉県危険物安全協会連合会</u></p> <p><u>(一社) 千葉県消防設備協会</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）</p> <p>ア 消防職員</p> <p>（ア）初任教育<u>(初任科)</u></p> <p>（イ）専科教育（<u>特別災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科</u>）</p> <p>（ウ）幹部教育<u>(初・中・上級幹部科)</u></p> <p>（エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、<u>気管挿管・薬剤投与講習</u>）</p> <p>イ 消防団員</p> <p>（ア）（イ）(略)</p> <p>（ウ）幹部教育<u>(初・中級幹部科)</u></p> <p>5 消防思想の普及（防災危機管理部）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。</p> <p><u>(社) 千葉県危険物安全協会連合会</u></p> <p><u>(社) 千葉県消防設備協会</u></p>																																																
<p style="text-align: center;"><b>第5節 建築物の耐震化等の推進</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 建築物の耐震化等の推進</b></p>																																																
<p>1 市街地の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 土地区画整理事業の実施状況（平成26年3月31日現在）</p> <table border="1" data-bbox="323 1121 822 1331"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既成市街地</td> <td>54</td> <td>1,451.8ha</td> </tr> <tr> <td>新市街地</td> <td><u>440</u></td> <td><u>16,842.4ha</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>494</u></td> <td><u>18,294.2ha</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市街地再開発事業等の実施状況（平成26年3月31日現在）</p> <table border="1" data-bbox="323 1404 851 1740"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地 再 開 発 事 業</td> <td><u>30</u></td> <td><u>29.2ha</u></td> </tr> <tr> <td>優良再開発</td> <td>4</td> <td>1.4ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>34</u></td> <td><u>30.6ha</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 建築物等の耐震対策（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、教育庁）</p> <p>(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進</p> <p>(略)</p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び「千葉県耐震改修促進計画」に沿い、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、データベース</p>	区 分	地区数	面 積	既成市街地	54	1,451.8ha	新市街地	<u>440</u>	<u>16,842.4ha</u>	合 計	<u>494</u>	<u>18,294.2ha</u>	区 分	地区数	面 積	市 街 地 再 開 発 事 業	<u>30</u>	<u>29.2ha</u>	優良再開発	4	1.4ha	合 計	<u>34</u>	<u>30.6ha</u>	<p>1 市街地の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 土地区画整理事業の実施状況（平成23年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1736 1121 2243 1331"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既成市街地</td> <td>54</td> <td>1,462.5ha</td> </tr> <tr> <td>新市街地</td> <td><u>438</u></td> <td><u>16,742.7ha</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>492</u></td> <td><u>18,205.3ha</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市街地再開発事業等の実施状況（平成23年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1736 1404 2246 1730"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地 再 開 発 事 業</td> <td><u>29</u></td> <td><u>28.4ha</u></td> </tr> <tr> <td>優良再開発</td> <td>4</td> <td>1.4ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>33</u></td> <td><u>29.8ha</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 建築物等の耐震対策（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、教育庁）</p> <p>(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進</p> <p>(略)</p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び<u>同法に基づく</u>「千葉県耐震改修促進計画」に沿い、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、</p>	区 分	地区数	面 積	既成市街地	54	1,462.5ha	新市街地	<u>438</u>	<u>16,742.7ha</u>	合 計	<u>492</u>	<u>18,205.3ha</u>	区 分	地区数	面 積	市 街 地 再 開 発 事 業	<u>29</u>	<u>28.4ha</u>	優良再開発	4	1.4ha	合 計	<u>33</u>	<u>29.8ha</u>
区 分	地区数	面 積																																															
既成市街地	54	1,451.8ha																																															
新市街地	<u>440</u>	<u>16,842.4ha</u>																																															
合 計	<u>494</u>	<u>18,294.2ha</u>																																															
区 分	地区数	面 積																																															
市 街 地 再 開 発 事 業	<u>30</u>	<u>29.2ha</u>																																															
優良再開発	4	1.4ha																																															
合 計	<u>34</u>	<u>30.6ha</u>																																															
区 分	地区数	面 積																																															
既成市街地	54	1,462.5ha																																															
新市街地	<u>438</u>	<u>16,742.7ha</u>																																															
合 計	<u>492</u>	<u>18,205.3ha</u>																																															
区 分	地区数	面 積																																															
市 街 地 再 開 発 事 業	<u>29</u>	<u>28.4ha</u>																																															
優良再開発	4	1.4ha																																															
合 計	<u>33</u>	<u>29.8ha</u>																																															

修正案	現行																																												
<p>等を活用し、耐震改修等の進捗管理に努める。</p> <p><u>さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物等の所有者に対しては、その着実な実施のために必要な支援を行う。</u></p> <p>なお、緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。</p> <p>ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 高齢者、身体障害者等要配慮者が利用する建築物 例：社会福祉施設、老人保健施設等</p> <p>(ウ) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物</p> <p>例：百貨店、劇場、映画館等</p> <p>(2) 教育施設の耐震化</p> <p>ア 県立学校・小中学校の耐震化の推進</p> <p>学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、県立学校について、千葉県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を進める。市町村が設置する小中学校施設等についても、計画的に耐震化を進めていくよう市町村へ働きかける。</p> <p>3 ライフライン等の耐震対策（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、水道局、企業庁）</p> <p>(7) 工業用水道施設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 施設等の更新</p> <p>浄水場等施設の改築を図り耐震性の強い施設にする。</p> <p>4 道路及び交通施設の安全化（総合企画部、県土整備部）</p> <p>(3) 東日本高速道路株の道路施設の現況</p> <p>ア 現況</p> <table border="1" data-bbox="133 1239 706 1768"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>県内延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東関東自動車道</td><td>72.3km</td></tr> <tr><td>新空港自動車道</td><td>3.9km</td></tr> <tr><td>館山自動車道</td><td>55.7km</td></tr> <tr><td>首都圏中央連絡自動車道</td><td>67.1km</td></tr> <tr><td>京葉道路</td><td>32.7km</td></tr> <tr><td>千葉東金道路</td><td>16.1km</td></tr> <tr><td>富津館山道路</td><td>19.2km</td></tr> <tr><td>東京湾アクアライン</td><td>7.9km</td></tr> <tr><td>東京湾アクアライン連絡道</td><td>8.6km</td></tr> <tr><td>計</td><td>283.5km</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 首都高速道路株の道路施設の現況</p> <p>ア 現況</p>	名称	県内延長	東関東自動車道	72.3km	新空港自動車道	3.9km	館山自動車道	55.7km	首都圏中央連絡自動車道	67.1km	京葉道路	32.7km	千葉東金道路	16.1km	富津館山道路	19.2km	東京湾アクアライン	7.9km	東京湾アクアライン連絡道	8.6km	計	283.5km	<p>データベース等を活用し、耐震改修等の進捗管理に努める。</p> <p>緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。</p> <p>ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 高齢者、身体障害者等災害時要援護者が利用する建築物 例：社会福祉施設、老人保健施設等</p> <p>(ウ) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物</p> <p><u>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物</u></p> <p>例：百貨店、劇場、映画館等</p> <p>(2) 教育施設の耐震化</p> <p>ア 県立学校・小中学校の耐震化の推進</p> <p>学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を持つことから、県立学校について、千葉県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を進める。</p> <p>市町村が設置する小中学校施設等についても、計画的に耐震化を進めていくよう市町村へ働きかける。</p> <p>3 ライフライン等の耐震対策（総合企画部、防災危機管理部、県土整備部、水道局、企業庁）</p> <p>(7) 工業用水道施設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 施設等の更新</p> <p>浄水場等電気施設及び沈澱池等の更新を図り耐震性の強い施設にする。</p> <p>4 道路及び交通施設の安全化（総合企画部、県土整備部）</p> <p>(3) 東日本高速道路株の道路施設の現況</p> <p>ア 現況</p> <table border="1" data-bbox="1546 1239 2119 1787"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>県内延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東関東自動車道</td><td>72.3km</td></tr> <tr><td>新空港自動車道</td><td>3.9km</td></tr> <tr><td>館山自動車道</td><td>55.7km</td></tr> <tr><td>首都圏中央連絡自動車道</td><td>7.1km</td></tr> <tr><td>京葉道路</td><td>32.7km</td></tr> <tr><td>千葉東金道路</td><td>32.2km</td></tr> <tr><td>富津館山道路</td><td>19.2km</td></tr> <tr><td>東京湾アクアライン</td><td>7.9km</td></tr> <tr><td>東京湾アクアライン連絡道</td><td>8.6km</td></tr> <tr><td>計</td><td>239.6km</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 首都高速道路株の道路施設の現況</p> <p>ア 現況</p>	名称	県内延長	東関東自動車道	72.3km	新空港自動車道	3.9km	館山自動車道	55.7km	首都圏中央連絡自動車道	7.1km	京葉道路	32.7km	千葉東金道路	32.2km	富津館山道路	19.2km	東京湾アクアライン	7.9km	東京湾アクアライン連絡道	8.6km	計	239.6km
名称	県内延長																																												
東関東自動車道	72.3km																																												
新空港自動車道	3.9km																																												
館山自動車道	55.7km																																												
首都圏中央連絡自動車道	67.1km																																												
京葉道路	32.7km																																												
千葉東金道路	16.1km																																												
富津館山道路	19.2km																																												
東京湾アクアライン	7.9km																																												
東京湾アクアライン連絡道	8.6km																																												
計	283.5km																																												
名称	県内延長																																												
東関東自動車道	72.3km																																												
新空港自動車道	3.9km																																												
館山自動車道	55.7km																																												
首都圏中央連絡自動車道	7.1km																																												
京葉道路	32.7km																																												
千葉東金道路	32.2km																																												
富津館山道路	19.2km																																												
東京湾アクアライン	7.9km																																												
東京湾アクアライン連絡道	8.6km																																												
計	239.6km																																												

修正案						現行					
名称	県内延長	入口	出口	非常電話	非常口	名称	県内延長	入口	出口	非常電話	非常口
高速湾岸線 (千葉県道高速湾岸線)	8.9km	[東行き] 浦安 [西行き] 千鳥町 浦安 舞浜	[東行き] 浦安 千鳥町 [西行き] 浦安	東行き 19箇所 西行き 21箇所	東行き 3箇所 西行き 3箇所	高速湾岸線 (千葉県道高速湾岸線)	8.9km	[東行き] 浦安 舞浜 [西行き] 千鳥町 浦安	[東行き] 浦安 千鳥町 [西行き] 浦安	東行き 19箇所 西行き 21箇所	東行き 3箇所 西行き 3箇所
(5) 鉄道施設等 ア (略) イ 施設の耐震性 鉄道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づき実施するものとする。						(5) 鉄道施設等 ア (略) イ 施設の耐震性 新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面の間は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」に基づき鉄道施設の耐震対策に努めるものとする。					
5 港湾施設等の安全化(農林水産部、県土整備部)						5 港湾施設等の安全化(農林水産部、県土整備部)					
(1) 港湾施設の整備						(1) 港湾施設の整備					
耐震強化岸壁(供用中)						耐震強化岸壁(供用中)					
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭I岸壁	5000D/W	7.5	1	130		千葉港千葉中央地区 中央ふ頭I岸壁	5000D/W	7.5	1	130	
千葉港千葉中央地区 出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	130		千葉港千葉中央地区 出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	130	
千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240		千葉港葛南東部地区 船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260	
千葉港葛南東部地区 船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260		木更津港富津地区 富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130	
木更津港富津地区 富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130		館山港宮城地区 第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90	
館山港宮城地区 第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90							
※ D/W: 重量トン						※ D/W: 重量トン					
耐震強化岸壁(今後の整備予定)						耐震強化岸壁(今後の整備予定)					
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考
千葉港千葉中央地区 中央ふ頭H岸壁	30000D/W	12.0	1	300		千葉港千葉中央地区 中央ふ頭H岸壁	30000D/W	12.0	1	300	
千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南D岸壁	15000D/W	10.0	1	170		千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240	
木更津港木更津南地区 木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240		千葉港葛南中央地区 中央ふ頭南D岸壁	15000D/W	10.0	1	170	
						木更津港木更津南地区 木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240	
※ D/W: 重量トン						※ D/W: 重量トン					

修正案																													
<p>港湾緑地</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉中央地区緑地</td> <td style="text-align: center;">24.3ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富津地区緑地</td> <td style="text-align: center;">20.5ha</td> <td style="text-align: center;">供用中 16.2ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 漁港施設の整備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶 ※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝浦漁港</td> <td style="text-align: center;">1000D/W</td> <td style="text-align: center;">6.0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">供用中</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化 (防災危機管理部、健康福祉部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガス関係</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備</p> <p>大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を(一社)千葉県LPGガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。</p> <p>なお、被災地域の市町村から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。</p> <p><u>(一社)千葉県LPGガス協会への応援要請・供給体制</u></p> <p>(6) 毒物劇物取扱施設</p> <p>ア 毒物劇物取扱施設の現況</p> <p>毒物及び劇物取締法に基づき登録又は届出を義務づけられている施設数は、別表のとおりであるが、これ以外の業務上取扱施設数の把握は極めて困難な現況にある</p> <p>別表 (平成26年3月31日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物劇物製造業</td> <td style="text-align: center;">163 件</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物輸入業</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物販売業</td> <td style="text-align: center;">1,507</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積	備考	千葉中央地区緑地	24.3ha		富津地区緑地	20.5ha	供用中 16.2ha	施設名	対象船舶 ※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	勝浦漁港	1000D/W	6.0	1	80	供用中	種別	件数	毒物劇物製造業	163 件	毒物劇物輸入業	45	毒物劇物販売業	1,507
施設名	面積	備考																											
千葉中央地区緑地	24.3ha																												
富津地区緑地	20.5ha	供用中 16.2ha																											
施設名	対象船舶 ※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																								
勝浦漁港	1000D/W	6.0	1	80	供用中																								
種別	件数																												
毒物劇物製造業	163 件																												
毒物劇物輸入業	45																												
毒物劇物販売業	1,507																												

現行																													
※ D/W：重量トン																													
<p>港湾緑地</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉中央地区緑地</td> <td style="text-align: center;">25.7ha</td> <td style="text-align: center;">供用中 24.3ha</td> </tr> <tr> <td>富津地区緑地</td> <td style="text-align: center;">20.5ha</td> <td style="text-align: center;">供用中 16.2ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 漁港施設の整備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶 ※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝浦漁港</td> <td style="text-align: center;">1000D/W</td> <td style="text-align: center;">6.0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">工事中</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化 (防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガス関係</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備</p> <p>大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を(社)千葉県エルピーガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。</p> <p>なお、被災地域の市町村から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。</p> <p><u>(社)千葉県エルピーガス協会への応援要請・供給体制</u></p> <p>(6) 毒物劇物取扱施設</p> <p>ア 毒物劇物取扱施設の現況</p> <p>化学工業の発達等に伴い、毒物劇物取扱施設は年々増加の傾向にあり、毒物及び劇物取締法に基づき登録又は届出を義務づけられている施設数は、別表のとおりであるが、これ以外の業務上取扱施設数の把握は極めて困難な現況にある。</p> <p>別表 (平成24年3月31日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物劇物製造業</td> <td style="text-align: center;">161 件</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物輸入業</td> <td style="text-align: center;">42</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物販売業</td> <td style="text-align: center;">1,545</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積	備考	千葉中央地区緑地	25.7ha	供用中 24.3ha	富津地区緑地	20.5ha	供用中 16.2ha	施設名	対象船舶 ※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	勝浦漁港	1000D/W	6.0	1	80	工事中	種別	件数	毒物劇物製造業	161 件	毒物劇物輸入業	42	毒物劇物販売業	1,545
施設名	面積	備考																											
千葉中央地区緑地	25.7ha	供用中 24.3ha																											
富津地区緑地	20.5ha	供用中 16.2ha																											
施設名	対象船舶 ※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																								
勝浦漁港	1000D/W	6.0	1	80	工事中																								
種別	件数																												
毒物劇物製造業	161 件																												
毒物劇物輸入業	42																												
毒物劇物販売業	1,545																												

修正案	現行												
<table border="1"> <tr> <td>毒物劇物業務上取扱者</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>特定毒物研究者</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,833</td> </tr> </table>	毒物劇物業務上取扱者	58	特定毒物研究者	60	計	1,833	<table border="1"> <tr> <td>毒物劇物業務上取扱者</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>特定毒物研究者</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,864</td> </tr> </table>	毒物劇物業務上取扱者	57	特定毒物研究者	59	計	1,864
毒物劇物業務上取扱者	58												
特定毒物研究者	60												
計	1,833												
毒物劇物業務上取扱者	57												
特定毒物研究者	59												
計	1,864												
<p style="text-align: center;"><b>第6節 液状化災害予防対策</b></p> <p>2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策（総合企画部、県土整備部、水道局、企業庁）</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 工業用水道 (略) また、液状化が想定されている地域について、鑄鉄管路の新設及び更新にあたっては、すべて耐震継手を導入することとし、次期施設更新計画において具体化を図る。</p> <p>4 液状化被害における生活支援（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） 液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。 これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6節 液状化災害予防対策</b></p> <p>2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策（総合企画部、県土整備部、水道局、企業庁）</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 工業用水道 (略) また、液状化が想定されている地域について、鑄鉄管路の新設及び更新にあたっては、すべて耐震継手を導入することとし、次期施設更新計画において進捗を早めるべく具体化を図る。</p> <p>4 液状化被害における生活支援（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） 液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の災害時要援護者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。 これらの在宅の災害時要援護者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。</p>												
<p style="text-align: center;"><b>第7節 土砂災害等予防対策</b></p> <p>1 土砂災害の防止・孤立集落対策(防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備 (略) 市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準 地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。 県は、平成25年5月15日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定と見直し」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方气象台と協議した上で設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 国土保全事業の推進 ア 地すべり対策 イ 急傾斜地崩壊対策 (ア)～(ウ) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 土砂災害等予防対策</b></p> <p>1 土砂災害の防止・孤立集落対策(防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備 (略) 市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、災害時要援護者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準 地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。 県は、平成19年12月17日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準について」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方气象台と協議した上で設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 国土保全事業の推進 ア 地すべり防止対策 イ 急傾斜地崩壊対策 (ア)～(ウ) (略)</p>												

修正案	現行
<p>(エ) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上 急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 山地災害対策 (略)</p> <p>県においては、<u>調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する</u></p> <p>オ 宅地造成地災害対策 (ア) (略)</p> <p>(イ) 宅地造成工事の指導 a 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、<u>土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第8条）</u>及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</p>	<p>(エ) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上 急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①<u>災害時要援護者</u>関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 山地災害対策 (略)</p> <p>県においては、<u>山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定し公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。</u></p> <p>オ 宅地造成地災害対策 (ア) (略)</p> <p>(イ) 宅地造成工事の指導 a 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</p>
<p><b>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</b></p>	<p><b>第8節 災害時要援護者等の安全確保のための体制整備</b></p>
<p>東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、県及び市町村等は、<u>高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。</u></p>	<p>東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、県及び市町村等は、<u>高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた災害時要援護者の安全確保体制の整備を図る。</u></p>
<p>国では、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>（以下、この節において「<u>取組指針</u>」という。）」を策定し、県では「<u>災害時要援護者避難支援の手引き</u>（以下、この節において「<u>手引き</u>」という。）」を作成している。</p>	<p>国では、「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>（以下、この節において「<u>ガイドライン</u>」という。）」を策定し、県では「<u>災害時要援護者避難支援の手引き</u>（以下、この節において「<u>手引き</u>」という。）」を作成している。<u>なお、国は平成24年度にガイドラインを改定することとしている。</u></p>
<p>1 <u>避難行動要支援者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</u> 市町村は、<u>災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。</u></p> <p>(1) <u>全体計画・地域防災計画の策定</u> <u>避難行動要支援者名簿の作成にあたり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。</u> <u>その上で、市町村地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿の作成等</u> ア <u>要配慮者の把握</u> 市町村は、<u>避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。</u> (ア) <u>市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</u> (イ) <u>在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要があ</u></p>	<p>1 <u>在宅要援護者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</u> (1) <u>災害時要援護者の把握</u> 県民及び市町村は、<u>災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。</u> <u>なお、県民及び市町村は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行うものとする。</u> ア <u>災害時要援護者の所在把握</u> (ア) <u>市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要援護者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</u> (イ) <u>在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。</u> (ウ) <u>所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。</u> イ <u>所在情報の管理</u> (ア) <u>常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有しておく必要がある。</u> (イ) <u>災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の</u></p>

修正案	現行
<p>る。</p> <p>(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取り組みも必要である。</p> <p>(エ) 県は、市町村から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市町村への情報提供に努める。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定</p> <p>a 市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。</p> <p>b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。</p> <p>① 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力</p> <p>② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力</p> <p>③ 避難行動を取る上で必要な身体能力</p> <p>c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項</p> <p>避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。</p> <p>a 氏名</p> <p>b 生年月日</p> <p>c 性別</p> <p>d 住所又は居所</p> <p>e 電話番号その他の連絡先</p> <p>f 避難支援等を必要とする事由</p> <p>g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ</p> <p>市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。</p> <p>また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。</p> <p>(エ) 市町村における情報の適正管理</p> <p>市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。</p> <p>ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。</p> <p>また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p> <p>(ア) 避難行動要支援者名簿の更新</p> <p>避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者情報の共有</p>	<p>内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。</p> <p>(ウ) 災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用したデータベース化やGIS化を進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理の下に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが必要である。</p> <p>なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。</p>



修正案	現行
<p><u>避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。</u></p> <p><u>また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。</u></p> <p>(3) <u>個別計画の策定</u></p> <p><u>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。</u></p> <p><u>個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当た ったの留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。</u></p> <p><u>県は、市町村における個別計画等の策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。</u></p> <p>2 <u>要配慮者全般に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</u></p> <p>(1) <u>支援体制の整備</u></p> <p>県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への<u>依頼</u>により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で<u>要配慮者</u>を支援するための体制づくりを行う。</p> <p>市町村は、<u>取組指針</u>や手引きを参考とし、<u>要配慮者</u>への各種支援体制の整備に努める。</p> <p>なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。</p> <p>(2) <u>避難指示等の情報伝達</u></p> <p>市町村は、<u>避難行動要支援者</u>について、その状態や特性に応じ、<u>防災行政無線の戸別受信機</u>や<u>緊急速報メール</u>を活用するなど多様な手段による<u>情報伝達体制</u>の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による<u>避難指示等</u>の周知を図る。</p> <p>(3) <u>防災設備等の整備</u></p> <p>(4) <u>避難施設等の整備</u></p> <p>市町村は、<u>避難所内への要配慮者用スペースの確保</u>について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な<u>要配慮者</u>のために特別な配慮がなされた福祉避難所の整備や、<u>社会福祉施設等</u>を福祉避難所として指定するように努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の<u>要配慮者</u>や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p> <p><u>要配慮者</u>が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の<u>高齢者用備品</u>や<u>障害特性に応じた障害者用備品</u>、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、<u>食物アレルギー対応食品</u>などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、<u>要配慮者の家族等</u>で備えることとする。</p> <p>市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、<u>要配慮者</u>や<u>女性</u>に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。</p> <p>(5) <u>防災知識の普及、防災訓練の充実</u></p> <p>県及び市町村は、<u>要配慮者</u>やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。</p> <p>(6) <u>在宅避難者等への支援</u></p> <p>県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る<u>要配慮者</u>に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。</p> <p>(7) <u>広域避難者への対応</u></p> <p>県及び市町村は、広域的に避難した被災者が、受入先において<u>継続的に福祉サービス</u>を受けられるよう配慮する。</p>	<p>(2) <u>支援体制の整備</u></p> <p>県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への<u>指導</u>を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で<u>災害時要援護者</u>を支援するための体制づくりを行う。</p> <p>市町村は、<u>ガイドライン</u>や手引きを参考とし、<u>災害時要援護者</u>への各種支援体制の整備に努める。</p> <p>なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。</p> <p>(3) <u>災害時要援護者避難支援プランの策定</u></p> <p><u>県民及び市町村は、「災害時要援護者」の把握に努め、名簿を作成し、自治会や町内会など地域社会全体で一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な災害時要援護者避難支援プランの個別計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>避難指示等の情報伝達</u></p> <p>市町村は、<u>高齢者や障害者等の災害時要援護者</u>について、その状態や特性に応じた<u>情報伝達体制</u>の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による<u>避難指示等</u>の周知を図る。</p> <p>(5) <u>防災設備等の整備</u></p> <p>(6) <u>避難施設等の整備</u></p> <p>市町村は、<u>施設の安全性確保</u>や<u>バリアフリー化</u>、<u>避難スペースが確保されている</u>など、<u>要援護者</u>のために特別な配慮がなされた福祉避難所の整備や、<u>民間の特別養護老人ホーム等の施設</u>を福祉避難所として指定するように努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の<u>災害時要援護者</u>や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p> <p><u>災害時要援護者</u>が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の<u>障害者・高齢者用備品</u>やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、<u>支援者</u>で備えることとする。</p> <p>市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、<u>災害時要援護者</u>や<u>女性</u>に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。</p> <p>(7) <u>防災知識の普及、防災訓練の充実</u></p> <p>県及び市町村は、<u>災害時要援護者</u>やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。</p> <p>(8) <u>在宅避難者等への支援</u></p> <p>県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る<u>災害時要援護者</u>に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。</p> <p>(新設)</p>

修正案	現行
<p>3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁）</p> <p>4 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部）</p> <p>(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実        県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「<u>要配慮者</u>」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。</p> <p>(2) 外国人に対する対応        県は、<u>災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 情報連絡体制の整備</b></p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備        ア 整備概要        (ア) 無線設備設置機関        県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の<u>防災関係機関257機関</u>に無線設備を設置している。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 通信機能の概要        a (略)        b 一斉通報機能  <u>一斉受令端末が設置されている機関には、県庁からファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 防災情報システムの整備        ア (略)        イ 防災情報システムの機能概要        (ア) (略)        (イ) 実況監視処理機能  <u>気象ASPサービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 物資管理情報システム        県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食料、医薬品、生活必需物資等の備蓄物資情報を管理する。</p> <p><u>(オ) 職員参集機能</u>  <u>(カ) 県民への情報発信機能</u>  <u>(キ) 報道機関への緊急情報発信機能</u>  <u>各防災関係機関が入力した避難準備・勧告・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート」を通じて各報道機関へ発信する。</u></p> <p>(5) 震度情報ネットワークシステムの整備        ア 震度情報観測網</p>	<p>2 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁）</p> <p>3 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部）</p> <p>(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実        県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「<u>災害時要援護者</u>」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。</p> <p>(2) 外国人に対する対応        県は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、<u>派遣制度の周知を図る。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 情報連絡体制の整備</b></p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備        ア 整備概要        (ア) 無線設備設置機関        県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の<u>防災機関256機関</u>に無線設備を設置している。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 通信機能の概要        a (略)        b 一斉通報機能  <u>県庁からネットワークを構成する全機関には、ファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 防災情報システムの整備        ア (略)        イ 防災情報システムの機能概要        (ア) (略)        (イ) 実況監視処理機能 <u>(気象情報システム)</u>  <u>気象情報や県土整備部が整備した水防テレメータシステムで収集した雨量・水位情報の実況監視を専用端末装置等から行う。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 物資管理情報システム        県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食料、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。</p> <p><u>(オ) 県民への情報発信機能</u>  <u>(カ) 職員参集機能</u></p> <p>(5) 震度情報ネットワークシステムの整備        ア 震度情報観測網</p>

修正案					現行						
震度計設置数 (平成26年10月1日現在) イ、ウ (略) エ 震度情報ネットワークシステムの更新 県は更なるシステムの信頼性向上のため、震度計及びサーバ等を下記方針に基づき更新する。 (ア) 震度計の設置環境について精査を図る。 (イ) (略) (ウ) 震度計が観測した詳細な情報を解析し、防災関係機関等とこれら情報を共有する仕組みの導入を図る。					震度計設置数 (平成24年4月1日現在) イ、ウ (略) エ 震度情報ネットワークシステムの更新 今後、県は更なるシステムの信頼性向上のため、震度計及びサーバ等を下記方針に基づき計画的に更新していく。 (ア) 震度計の設置環境について精査を図り、不適切なものがあれば移設を検討する。 (イ) (略) (ウ) 震度計が観測した詳細な情報を解析し、防災関係機関等とこれら情報を共有する仕組みの導入を検討する。						
2 市町村における災害通信施設の整備 (防災危機管理部)					2 市町村における災害通信施設の整備 (防災危機管理部)						
(1) 市町村防災行政無線等の整備状況 (平成26年3月31日現在)					(1) 市町村防災行政無線等の整備状況 (平成23年3月31日現在)						
種別		区分	整備済	未整備	整備率(%)	種別		区分	整備済	未整備	整備率(%)
防災行政無線		同報系	54	0	100	防災行政無線		同報系	54	0	100
		移動系	47	7	87.0			移動系		46	8
(2) 全国瞬時警報システム (Jアラート) の整備状況 (平成27年3月1日現在)					(2) 全国瞬時警報システムの整備状況 (平成24年3月31日現在)						
種別		区分	整備済	未整備	整備率(%)	種別		区分	整備済	未整備	整備率(%)
全国瞬時警報システム			54	0	100	全国瞬時警報システム			54	0	100
備考：市町村防災行政無線との接続は <u>県内全市町村</u> で実施している。					備考：市町村防災行政無線との接続は <u>49市町村</u> で実施している。						
4 東日本電信電話株式会社千葉事業部における災害通信施設の整備 東日本電信電話株式会社千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局 (衛星系) 等を整備している。 また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。					4 東日本電信電話株式会社千葉支店における災害通信施設の整備 東日本電信電話株式会社千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局 (衛星系) 等を整備している。 また、千葉支店災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。						
5 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。					5 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。 (新設)						
7 ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)の災害通信施設等の整備 ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。											
8 非常通信体制の充実強化 (防災危機管理部)					7 非常通信体制の充実強化 (防災危機管理部)						
9 アマチュア無線の活用 (防災危機管理部)					8 アマチュア無線の活用 (防災危機管理部)						
10 その他通信網の整備 (総務部、総合企画部、防災危機管理部)					9 その他通信網の整備 (総務部、総合企画部、防災危機管理部)						
第10節 備蓄・物流計画					第10節 備蓄・物流計画						
1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (防災危機管理部、市町村)					1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (防災危機管理部、市町村)						

修正案	現行
<p><u>平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。</u></p> <p>(1) 備蓄意識の高揚 各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、<u>県及び市町村は、家庭や事業所等</u>における3日分以上の食料、飲料水、<u>その他生活必需物資</u>を備蓄することなど、<u>県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。</u></p> <p>(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、<u>基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。</u></p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・<u>その他生活必需物資</u>や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、<u>地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、<u>調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。</u></p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備 県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、<u>広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」により、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。</u></p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・<u>その他生活必需物資</u>・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、<u>市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。</u>なお、備蓄物資の選定に際しては、<u>要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。</u></p> <p>イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、<u>要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定し物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。</u></p> <p>(4) <u>帰宅困難者支援に係る備蓄</u> <u>県及び市町村は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。</u></p> <p>(5) <u>県及び市町村における災害時の物流体制の整備</u> ア 県における物流体制 <u>大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。</u> <u>このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」で定めた広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受け入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。</u></p> <p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p> <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄 (平成26年10月1日現在)</p> <p>(2) 応急医療資機材の備蓄 (平成26年10月1日現在)</p>	<p>(1) 備蓄意識の高揚 各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、<u>県及び市町村は、家庭等</u>における3日分以上の食料や飲料水、<u>生活必需品</u>を備蓄することなど、<u>県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。</u></p> <p>(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、<u>基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。</u></p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・<u>生活必需品などの物資</u>や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、<u>地域特性や災害時要援護者・女性の避難生活等に配慮する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、<u>調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。</u></p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備 県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、<u>広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。</u></p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・<u>生活必需品などの物資</u>・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、<u>市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。</u>なお、備蓄物資の選定に際しては、<u>災害時要援護者や女性の避難生活等に配慮する。</u></p> <p>イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、<u>要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定した検討を行うとともに、平時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(4) <u>県及び市町村における災害時の物流体制の整備</u> ア 県における物流体制 県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。<u>大量の支援物資等の受け入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両・機材・ノウハウの提供等について、倉庫業界・トラック業界などの民間物流事業者の協力を受けるなど、官民連携による物流体制を構築するものとする。</u></p> <p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p> <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄 (平成24年4月1日現在)</p> <p>(2) 応急医療資機材の備蓄 (平成24年4月1日現在)</p>

修正案	現行																																			
<p style="text-align: center;"><b>第 1 1 節 防災施設の整備</b></p> <p>1 <u>防災危機管理センターの整備</u>（防災危機管理部）  <u>県は、災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、独自の自家発電設備を備えた防災危機管理センターを整備し、平成25年4月に運用を開始した。</u></p> <p>2 <u>防災センターの整備</u>（防災危機管理部）  <u>県は、平常時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、西部防災センターの整備を図った。</u></p> <p>なお、西部防災センターの概要は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="94 766 1222 1386"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>西 部 防 災 セ ン タ ー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 在 地</td> <td>松戸市松戸 558-3</td> </tr> <tr> <td>敷 地 面 積</td> <td>10,000 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>開 館 年 度</td> <td>平成 10 年度</td> </tr> <tr> <td>延 床 面 積 等</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 3,189 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>展 示 施 設 等</td> <td>地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、Q&amp;A モンモンダイヤル 災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等</td> </tr> <tr> <td>備 蓄 倉 庫</td> <td>260 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	西 部 防 災 セ ン タ ー	所 在 地	松戸市松戸 558-3	敷 地 面 積	10,000 m <sup>2</sup>	開 館 年 度	平成 10 年度	延 床 面 積 等	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 3,189 m <sup>2</sup>	展 示 施 設 等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、Q&A モンモンダイヤル 災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等	備 蓄 倉 庫	260 m <sup>2</sup>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 1 節 防災施設の整備</b></p> <p>1 <u>（仮称）危機管理防災センターの整備等</u>（防災危機管理部）  <u>災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、独自の自家発電設備を備えた（仮称）危機管理防災センターを整備する。</u></p> <p>2 <u>防災センター等の整備</u>（防災危機管理部）  <u>県は、平常時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、中央防災センターを設置しており、さらに東葛飾地域をはじめとする県西部の防災拠点として、西部防災センターの整備を図った。</u>  <u>また、大規模震災時に被災地に対して、被災地外からの支援物資や人的応援を速やか、かつ、的確に受け入れ、救援・復旧活動を展開するため、想定される被災地域ごとに、救援部隊の集結や救援物資を集配するための支援ゾーンを設定し、広域自治体として市町村と連携し、柔軟かつ迅速に被災地域を支援する仕組みである防災支援ネットワークの整備を検討する。</u>  <u>なお、中央防災センター及び西部防災センターの概要は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1498 766 2760 1386"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>中 央 防 災 セ ン タ ー</th> <th>西 部 防 災 セ ン タ ー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 在 地</td> <td>千葉県中央区仁戸名町 666-2</td> <td>松戸市松戸 558-3</td> </tr> <tr> <td>敷 地 面 積</td> <td>12,415 m<sup>2</sup></td> <td>10,000 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>開 館 年 度</td> <td>昭和 60 年度</td> <td>平成 10 年度</td> </tr> <tr> <td>延 床 面 積 等</td> <td>鉄筋コンクリート造平家建 1,453 m<sup>2</sup></td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 3,189 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>展 示 施 設 等</td> <td>※展示施設については、 平成 16 年 4 月より休止中</td> <td>地震体験装置、暴風雨体験装置 初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、 応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合 シミュレーション、Q&amp;A モンモンダイヤル 災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難 （煙災害）をテーマにした映像等</td> </tr> <tr> <td>備 蓄 倉 庫</td> <td>293 m<sup>2</sup></td> <td>260 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	中 央 防 災 セ ン タ ー	西 部 防 災 セ ン タ ー	所 在 地	千葉県中央区仁戸名町 666-2	松戸市松戸 558-3	敷 地 面 積	12,415 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	開 館 年 度	昭和 60 年度	平成 10 年度	延 床 面 積 等	鉄筋コンクリート造平家建 1,453 m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 3,189 m <sup>2</sup>	展 示 施 設 等	※展示施設については、 平成 16 年 4 月より休止中	地震体験装置、暴風雨体験装置 初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、 応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合 シミュレーション、Q&A モンモンダイヤル 災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難 （煙災害）をテーマにした映像等	備 蓄 倉 庫	293 m <sup>2</sup>	260 m <sup>2</sup>
名 称	西 部 防 災 セ ン タ ー																																			
所 在 地	松戸市松戸 558-3																																			
敷 地 面 積	10,000 m <sup>2</sup>																																			
開 館 年 度	平成 10 年度																																			
延 床 面 積 等	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 3,189 m <sup>2</sup>																																			
展 示 施 設 等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、Q&A モンモンダイヤル 災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等																																			
備 蓄 倉 庫	260 m <sup>2</sup>																																			
名 称	中 央 防 災 セ ン タ ー	西 部 防 災 セ ン タ ー																																		
所 在 地	千葉県中央区仁戸名町 666-2	松戸市松戸 558-3																																		
敷 地 面 積	12,415 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>																																		
開 館 年 度	昭和 60 年度	平成 10 年度																																		
延 床 面 積 等	鉄筋コンクリート造平家建 1,453 m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 3,189 m <sup>2</sup>																																		
展 示 施 設 等	※展示施設については、 平成 16 年 4 月より休止中	地震体験装置、暴風雨体験装置 初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、 応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合 シミュレーション、Q&A モンモンダイヤル 災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難 （煙災害）をテーマにした映像等																																		
備 蓄 倉 庫	293 m <sup>2</sup>	260 m <sup>2</sup>																																		
<p>3 <u>防災研修センターの整備</u>（防災危機管理部）  <u>県は、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に、実践的な訓練・研修を実施する防災研修センターを、新たな消防学校に併設して整備する。</u></p> <p>4 <u>避難施設の整備</u>（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、水道局、教育庁、市町村）  <u>災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。</u>  <u>市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。</u></p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所の指定</u>  <u>市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</u>  <u>指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>3 <u>避難施設の整備</u>（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、水道局、教育庁、市町村）</p>																																			

修正案	現行
<p><u>なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。</u></p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。</u></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p><u>市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。</u></p> <p><u>県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。</u></p> <p>また、避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。</p> <p>ア <u>施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。</u></p> <p>イ <u>避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。</u></p> <p>ウ <u>避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。</u></p> <p>エ <u>避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。</u></p> <p>オ <u>避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</u></p> <p>カ <u>一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</u></p> <p>キ <u>間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</u></p> <p>ク <u>学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。</u></p> <p>(3) 避難路の整備</p> <p>(4) 震災対策用貯水施設等の整備</p> <p>(5) ヘリコプター臨時離発着場等の確保</p> <p>情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。</p> <p>特に、使用の際に混乱が予想される<u>避難場所等</u>の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し<u>避難場所等</u>と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。</p>	<p>現行</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p><u>市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。</u></p> <p>また、避難所等の整備等については、<u>同手引きの記載内容及び次の点に留意するものとする。</u></p> <p>ア <u>避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。</u></p> <p>イ <u>避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。</u></p> <p>ウ <u>避難場所は、災害時の避難者の安全を確保するため、施設の耐震化やできる限りの液状化対策を実施するものとする。</u></p> <p>エ <u>避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。</u></p> <p>オ <u>避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</u></p> <p>カ <u>避難生活の長期化、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベット、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。</u></p> <p>キ <u>間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</u></p> <p>(2) 避難路の整備</p> <p>(3) 震災対策用貯水施設等の整備</p> <p>(4) ヘリコプター臨時離発着場等の確保</p> <p>情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。</p> <p>特に、使用の際に混乱が予想される<u>避難所</u>の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し<u>避難場所</u>と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。</p> <p>また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための <u>進出拠点・応急対策活動拠点の候補地、「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成20年12月）」に対応するための広域物資拠点・広域医療搬送拠点の候補地をあらかじめ選定するものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第12節 帰宅困難者等対策</b></p> <p>(略)</p> <p>このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、県民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。</p> <p>2 一斉帰宅の抑制（全庁、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安否確認手段の普及・啓発</p>	<p style="text-align: center;"><b>第12節 帰宅困難者等対策</b></p> <p>(略)</p> <p>このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。</p> <p>2 一斉帰宅の抑制（全庁、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安否確認手段の普及・啓発</p>

修正案	現行
<p>一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、<u>災害用伝言板（web171）、J-ampi、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</u></p> <p>(3) 帰宅困難者等への情報提供 企業、学校など関係機関において従業員や<u>児童生徒</u>等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。</p> <p>(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、県及び市町村は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や<u>児童生徒</u>を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。 また、<u>施設内待機方針や安否確認手段の従業員への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。</u></p> <p>3 帰宅困難者等の安全確保対策（全庁、市町村）</p> <p>(1) 一時滞在施設の確保と周知 県及び市町村は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。 民間施設については、市町村が当該事業者と協議を行い、事前に協定や<u>覚書等を締結し指定する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請 県及び市町村は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、<u>児童生徒</u>の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。</p> <p>5 関係機関と連携した取組み（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議 <u>首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で策定された帰宅困難者等対策ガイドラインの更新、帰宅困難者等搬送マニュアル(仮称)の作成、国、都県、市町村、関係機関、事業者等各構成員の対策の進捗状況の共有など、各機関における帰宅困難者等対策に係る調整や情報交換を行う。</u></p> <p>(3) 九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会） ア 平常時から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用<u>伝言板</u>サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する。</p> <p>(削除)</p> <p>6 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み</p>	<p>一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、<u>web171、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</u></p> <p>(3) 帰宅困難者等への情報提供 企業、学校など関係機関において従業員や<u>児童・生徒</u>等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。</p> <p>(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、県及び市町村は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や<u>児童・生徒</u>を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。 また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。</p> <p>3 帰宅困難者等の安全確保対策（全庁、市町村）</p> <p>(1) 一時滞在施設の確保と周知 県及び市町村は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。 民間施設については、市町村が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請 県及び市町村は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、<u>児童・生徒</u>の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。</p> <p>5 関係機関と連携した取組み（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 <u>平成23年9月に設立された、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、国や周辺都県市、民間企業団体等と連携を図るとともに、検討の成果を本県の帰宅困難者等対策へ反映させる。</u></p> <p>(3) 九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会） ア 平常時から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用<u>伝言版</u>サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する。</p> <p>6 <u>帰宅困難者等対策の（仮称）防災基本条例への位置付け</u> <u>帰宅困難者等対策においては、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠であることから、県民、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者等対策を、（仮称）防災基本条例に位置付ける。</u></p> <p>7 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み</p>
<p style="text-align: center;"><b>第13節 防災体制の整備</b></p> <p>県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関、<u>事業者等</u>との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。</p> <p>1 県の防災体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第13節 防災体制の整備</b></p> <p>県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。</p> <p>1 県の防災体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p>



修正案	現行																																				
<p>(3) <u>応援受入計画の策定</u>          県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、県が中心となって行うことが適当な事務について、<u>応援受入計画を作成する。</u></p> <p>(4) <u>都道府県をまたがる広域応援体制の整備</u>          県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定、<u>九都県市首脳会議と関西広域連合との協定</u>を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>事業者との連携</u>          県は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努める。</p>	<p>(3) <u>受援計画の策定</u>          県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、県が中心となって行うことが適当な事務について、<u>受援計画の作成に努める。</u></p> <p>(4) <u>都道府県をまたがる広域応援体制の整備</u>          県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p>																																				
<p>2 <u>県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕</u>          県は、大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、<u>行政機能を維持</u>する必要がある。このため、平成22年5月に千葉県業務継続計画〔震災編（BCP）〕を策定しており、<u>東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年1月に同計画の見直しを実施した。</u>今後も、さらに実効性を高めるため、<u>必要に応じ計画の見直しを適宜</u>行っていく。</p> <p>(1) <u>業務継続計画の基本的な考え方</u>          業務継続計画は、災害発生時に、<u>職員等の資源に制約がある状況で、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な通常業務の継続</u>により、県民の生命や生活を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限度に抑えるための計画である。          県の業務継続計画では、災害時における<u>応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務</u>（以下、「災害時優先業務」という。）を特定するとともに、災害時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分等を定めている。</p> <p>(2) <u>前提とする地震と被害想定</u>          現計画では、<u>千葉県での被害が最も大きいと予想される東京湾北部地震を想定している。</u></p> <p>(3) <u>災害時優先業務</u>          災害時優先業務は、本庁部局の業務について、県民生活や社会経済活動等への影響を評価して選定している。</p>	<p>2 <u>県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕</u>          県は、大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、<u>行政サービスの提供を維持</u>する必要がある。このため、平成22年5月に策定した千葉県業務継続計画〔震災編（BCP）〕に<u>基づき、災害発生時の行政機能の確保等に努めるとともに、今後、さらに実効性を高めるため、計画の必要な見直しを適宜行っていくこととする。</u></p> <p>(1) <u>業務継続計画の基本的な考え方</u>          業務継続計画は、災害発生時に、<u>応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な業務の継続</u>により、県民の生命や生活を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限度に抑えるための計画である。          県では、災害時に優先して継続すべき業務や中断しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する態勢を確保し、<u>共通資源(ヒト、モノ、情報)の準備や対応方針を定める県業務継続計画(震災編)を策定した。</u></p> <p>(2) <u>前提とする地震と被害想定</u>          千葉県での被害が最も大きいと予想される東京湾北部地震を想定した。</p> <p>(3) <u>災害時優先業務</u>          大規模地震を想定し、県民生活や社会経済活動等への影響を最低限度に防ぐため、<u>県地域防災計画に定められている応急・復旧業務に加え、継続すべき通常業務を特定した。</u></p>																																				
<p>【災害時優先業務数】(平成25年1月改訂の県業務継続計画(震災編)による)</p> <table border="1" data-bbox="142 1350 1190 1520"> <thead> <tr> <th>災害時優先業務数 (A=B+C)</th> <th>応急・復旧業務数 (B)</th> <th>優先すべき通常業務数 (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>389 (451)</td> <td>361 (416)</td> <td>28 (35)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※( )内の数値は、水道局、企業庁を含む数値。          ※応急・復旧業務 ……職員の安否確認、被害情報の収集、医療や救護の派遣 など          優先すべき通常業務 …上水道維持管理業務、情報システム等管理運営業務 など</p> <p>(4) <u>職員の参集予測</u>          災害時優先業務の継続に必要な職員の確保・配分等を定めるため、勤務時間外に大地震が発生した場合に参集可能な本庁部局の職員数を、徒歩参集を前提として算出している。</p> <p>【職員参集予測】(平成25年1月改訂の県業務継続計画(震災編)による)</p> <table border="1" data-bbox="142 1808 1350 1969"> <thead> <tr> <th></th> <th>1時間</th> <th>3時間</th> <th>12時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参集人数</td> <td>77</td> <td>572</td> <td>1,272</td> <td>1,272</td> <td>2,432</td> <td>3,038</td> </tr> <tr> <td>参集率</td> <td>2%</td> <td>18%</td> <td>40%</td> <td>40%</td> <td>76%</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table>	災害時優先業務数 (A=B+C)	応急・復旧業務数 (B)	優先すべき通常業務数 (C)	389 (451)	361 (416)	28 (35)		1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間	参集人数	77	572	1,272	1,272	2,432	3,038	参集率	2%	18%	40%	40%	76%	95%	<p>【災害時優先業務数】(本庁舎、中庁舎、議会棟、新都市ビルにある部局)</p> <p>701 業務 [内訳：応急復旧業務 649 業務 優先すべき通常業務 52 業務]</p> <table border="1" data-bbox="1555 1392 2873 1646"> <thead> <tr> <th>各課に共通する業務</th> <th>応急・復旧業務</th> <th>優先すべき通常業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・所属職員の参集・安否の把握・報告 ・執務室の被害状況と執務場所の確保 ・災害対策業務</td> <td>・所管もしくは関係施設の被害状況の把握・報告 ・救援物資の供給や要請 ・医療や救護の派遣、要請</td> <td>・各種システム等の管理運営業務 ・上水道維持管理業務 ・流域下水道維持管理業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>など</td> <td>など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>職員の参集予測</u>          ア <u>職員確保(勤務時間外での職員参集予測)</u>          徒歩参集を前提とし、参集可能な職員数を予測した。          イ <u>予測結果(参集人数、参集率)</u>          発災3時間後で480人(約15%)、発災1日後で約1,330人(約41%)の職員が参集可能と予測した。</p>	各課に共通する業務	応急・復旧業務	優先すべき通常業務	・所属職員の参集・安否の把握・報告 ・執務室の被害状況と執務場所の確保 ・災害対策業務	・所管もしくは関係施設の被害状況の把握・報告 ・救援物資の供給や要請 ・医療や救護の派遣、要請	・各種システム等の管理運営業務 ・上水道維持管理業務 ・流域下水道維持管理業務		など	など
災害時優先業務数 (A=B+C)	応急・復旧業務数 (B)	優先すべき通常業務数 (C)																																			
389 (451)	361 (416)	28 (35)																																			
	1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間																															
参集人数	77	572	1,272	1,272	2,432	3,038																															
参集率	2%	18%	40%	40%	76%	95%																															
各課に共通する業務	応急・復旧業務	優先すべき通常業務																																			
・所属職員の参集・安否の把握・報告 ・執務室の被害状況と執務場所の確保 ・災害対策業務	・所管もしくは関係施設の被害状況の把握・報告 ・救援物資の供給や要請 ・医療や救護の派遣、要請	・各種システム等の管理運営業務 ・上水道維持管理業務 ・流域下水道維持管理業務																																			
	など	など																																			



修正案	現行								
<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部活動</b></p> <p>(略)</p> <p>このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、<u>災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。</u></p> <p>1 県の活動体制（防災危機管理部）</p> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応</p> <p>ア 気象庁において県内の震度観測点で震度を4又は5弱と発表したとき、若しくは気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房又は東京湾内湾に津波注意報又は「津波」の津波警報を発表したときは、危機管理課、<u>防災政策課</u>、消防課、<u>産業保安課</u>及び関係機関は、次の措置を講ずる。（自動配備）</p> <p><b>【千葉県応急対策本部組織（地震・津波災害時の組織）】</b></p> <table border="1" data-bbox="172 793 664 873"> <tr> <td>事務局長</td> <td><u>防災危機管理部次長</u></td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県災害対策本部</p> <p><b>【本 部】</b></p> <table border="1" data-bbox="163 1045 762 1262"> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理課長 <u>防災政策課長</u> 総務課長 財政課長 市町村課長</td> </tr> </table> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 本部事務局</p> <p>a (略)</p> <p>b 事務局次長は、危機管理課長、<u>防災政策課長</u>、総務課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。</p> <p>c 本部連絡員及び事務局職員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 本部会議、各部、各班の連絡方法</p> <p>a 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。</p> <p>b 各部及び各班で聴取した情報あるいは各部及び各班で決定処理した事項のうち、本部会議あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて事務局長を経由して本部長に報告する。</p> <p>オ 県本部の設置場所</p> <p>県本部は、原則として<u>県中庁舎6階防災危機管理センター</u>、中庁舎10階大会議室及び本庁舎5階大会議室に設置する。<u>また、政府現地対策室が設置される場合、本庁舎5階会議室に設置する。</u></p> <p>なお、<u>県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。</u></p> <p>第1位 印旛地域振興事務所</p> <p>第2位 <u>長生地域振興事務所</u></p>	事務局長	<u>防災危機管理部次長</u>	事務局次長	危機管理課長 <u>防災政策課長</u> 総務課長 財政課長 市町村課長	<p style="text-align: center;"><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部活動</b></p> <p>(略)</p> <p>このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき<u>迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。</u></p> <p>1 県の活動体制（防災危機管理部）</p> <p>(1) 災害対策本部設置前の初動対応</p> <p>ア 気象庁において県内の震度観測点で震度を4又は5弱と発表したとき、若しくは気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房又は東京湾内湾に津波注意報又は「津波」の津波警報を発表したときは、危機管理課、<u>防災計画課</u>、消防課及び関係機関は、次の措置を講ずる。（自動配備）</p> <p><b>【千葉県応急対策本部組織（地震・津波災害時の組織）】</b></p> <table border="1" data-bbox="1578 800 2071 882"> <tr> <td>事務局長</td> <td><u>危機管理課長</u></td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県災害対策本部</p> <p><b>【本 部】</b></p> <table border="1" data-bbox="1570 1024 2184 1262"> <tr> <td>事務局次長</td> <td><u>(防災危機管理部次長)</u> 危機管理課長 総務課長 財政課長 市町村課長</td> </tr> </table> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 本部事務局</p> <p>a (略)</p> <p>b 事務局次長は、危機管理課長、総務課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。</p> <p>c 本部連絡員及び事務局員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 本部室、各部、各班の連絡方法</p> <p>a 本部長の命令あるいは本部室で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。</p> <p>b 各部及び各班で聴取した情報あるいは各部及び各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて事務局長を経由して本部長に報告する。</p> <p>オ 県本部の設置場所</p> <p>県本部は、原則として<u>県本庁舎5階災害対策本部室</u>、中庁舎10階大会議室及び6階危機管理課内に設置する。</p> <p>なお、<u>県本庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、知事の判断により変更することができる。</u></p> <p>第1位 印旛地域振興事務所</p> <p>第2位 <u>君津地域振興事務所</u></p> <p>第3位 <u>長生地域振興事務所</u></p>	事務局長	<u>危機管理課長</u>	事務局次長	<u>(防災危機管理部次長)</u> 危機管理課長 総務課長 財政課長 市町村課長
事務局長	<u>防災危機管理部次長</u>								
事務局次長	危機管理課長 <u>防災政策課長</u> 総務課長 財政課長 市町村課長								
事務局長	<u>危機管理課長</u>								
事務局次長	<u>(防災危機管理部次長)</u> 危機管理課長 総務課長 財政課長 市町村課長								

修正案				現行			
<p>第3位 <u>東葛飾地域振興事務所</u></p> <p>(4) 職員の配備            ア (略)            イ 災害対策本部設置前の配備</p>				<p>第4位 <u>香取地域振興事務所</u>            第5位 <u>山武地域振興事務所</u>            第6位 <u>安房地域振興事務所</u>            第7位 <u>夷隅地域振興事務所</u>            第8位 <u>海匝地域振興事務所</u>            第9位 <u>東葛飾地域振興事務所</u>            第10位 <u>東京事務所</u>            第11位 <u>その他の県有施設</u></p> <p>(4) 職員の配備            ア (略)            イ 災害対策本部設置前の配備</p>			
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	①気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を4と発表したとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房又は、東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報を発表したとき（自動配備） ③気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を3以下と発表し、被害が生じた場合で知事が必要と認めるとき	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	本庁 危機管理課 <u>防災政策課</u> 消防課 <u>産業保安課</u> 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 農林水産政策課 耕地課 森林課 漁港課 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 水道局のうち局長が指定する課 企業庁のうち庁長が指定する課 出先機関 地域振興事務所 農業事務所 林業事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所 真間川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 水道局のうち局長が指定する出先機関 企業庁のうち庁長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。	第1配備	①気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を4と発表したとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房又は、東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報を発表したとき（自動配備） ③気象庁において県内（出先機関においては管轄する市町村）の震度観測点で震度を3以下と発表し、被害が生じた場合で知事が必要と認めるとき	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	本庁 危機管理課 <u>防災計画課</u> 消防課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 農林水産政策課 耕地課 森林課 漁港課 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 水道局のうち局長が指定する課 企業庁のうち庁長が指定する課 出先機関 地域振興事務所 農業事務所 林業事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路事務所 真間川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 水道局のうち局長が指定する出先機関 企業庁のうち庁長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。
<p>エ 職員の動員            (ア)～(ウ) (略)            (エ) 職員参集等            a 初動対応職員 (略)            初動対応職員は以下のとおりとする。            本部員、支部長、副支部長、班長及<u>び所属長</u>、本部事務局職員、本部（支部）連絡員、情報連絡員、各所属の第1配備、第2配備職員</p> <p>4 県災害対策本部と<u>国、市町村及び</u>防災関係機関との<u>連携</u>（防災危機管理部）            6 災害救助法の適用手続等（<u>防災危機管理部</u>）            (1) (略)            (2) 適用基準</p>				<p>エ 職員の動員            (ア)～(ウ) (略)            (エ) 職員参集等            a 初動対応職員 (略)            初動対応職員は以下のとおりとする。            本部員、支部長、副支部長、班長、本部事務局職員、本部（支部）連絡員、情報連絡員、各所属の第1配備、第2配備職員</p> <p>4 県災害対策本部等と市町村及び<u>び</u>防災関係機関との<u>連絡</u>（防災危機管理部）            6 災害救助法の適用手続等（<u>健康福祉部</u>）            (1) (略)            (2) 適用基準</p>			

修正案

ア、イ (略)

ウ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。(法施行令第1条第1項第3号)

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。(法施行令第1条第1項第4号)

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(別表) 市町村別災害救助法適用基準表 (平成26年10月1日)

市町村名		人口	被害世帯数		市町村名		人口	被害世帯数	
			1号	2号				1号	2号
市部	大網白里市	50,113	80	40					

(3) (略)

(4) 救助の種類  
 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ、エ (略)

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ～ケ (略)

コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(5) (略)

(6) 災害救助法の適用手続

ア 市町村

(ア) (略)

(イ) 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

(ウ) 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

(ア) 知事は、市町村からの報告又は要請、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部署に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。

(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得

現行

ア、イ (略)

ウ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。

(別表) 市町村別災害救助法適用基準表

平成24年4月1日

市町村名		人口	被害世帯数		市町村名		人口	被害世帯数	
			1号	2号				1号	2号
市部					山武郡	大網白里町	50,113	80	40

(3) (略)

(4) 救助の種類  
 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与

イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ、エ (略)

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ～ケ (略)

コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

(5) (略)

(6) 災害救助法の適用手続

ア 市町村

(ア) (略)

(新設)

(イ) 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

(ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部署に指示するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣並びに関係行政機関等に通知又は報告するものとする。

(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するものとする。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

修正案	現行
<p><u>た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集・伝達体制</b></p> <p>地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。</p> <p>1 通信体制（全庁）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」</p> <p>ア 災害時優先電話</p> <p>災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話株式会社に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。</p> <p>イ 非常・緊急通話（平成27年7月末まで）</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用</p> <p>非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 東日本電信電話（株）通信施設</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 非常通信の利用方法</p> <p>ア 取扱対象要件</p> <p>(ア)～(サ) (略)</p> <p>(シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。</p> <p>3 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報</p> <p>(1) 情報等の種類</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: left;"> <p>地震情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 震度速報</li> <li>— 震源に関する情報</li> <li>— 震源・震度に関する情報</li> <li>— 各地の震度に関する情報</li> <li>— その他の情報</li> <li>— <u>推計震度分布図</u></li> <li>— <u>遠地震に関する情報</u></li> </ul> </div> <div style="text-align: left;"> <p>津波関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u></li> <li>— 津波情報</li> <li>— 津波予報</li> </ul> </div> </div>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集・伝達体制</b></p> <p>地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等災害時要援護者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。</p> <p>1 通信体制（全庁）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」</p> <p>ア 災害時優先電話</p> <p>災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話株式会社千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。</p> <p>イ 非常・緊急通話</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用</p> <p>非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条）。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 東日本電信電話（株）千葉支店通信施設</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 非常通信の利用方法</p> <p>ア 取扱対象要件</p> <p>(ア)～(サ) (略)</p> <p>(シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。</p> <p>3 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報</p> <p>(1) 情報等の種類</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: left;"> <p>地震情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 震度速報</li> <li>— 震源に関する情報</li> <li>— 震源・震度に関する情報</li> <li>— 各地の震度に関する情報</li> <li>— その他の情報</li> </ul> </div> <div style="text-align: left;"> <p>津波関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 警報（大津波・津波）・注意報</li> <li>— 津波情報</li> <li>— 津波予報</li> </ul> </div> </div>

修正案

(2) 情報等の発表  
 ア 地震情報  
 (ア) 震度速報  
 地震発生から約90秒後に、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。  
 (イ)～(オ) (略)  
 (カ) 推計震度分布図  
 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。  
 (キ) 遠地地震に関する情報  
 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。  
 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。  
 (ク) 各情報に用いる震度について  
 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、(独)防災科学研究所(10ヶ所)、千葉市(6ヶ所:計110ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている。  
 イ 津波関係  
 (ア) 警報・注意報

<津波警報、注意報の種類>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波によ	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただち

現行

(2) 情報等の発表  
 ア 地震情報  
 (ア) 震度速報  
 地震発生から約2分後に、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。  
 (イ)～(オ) (略)  
 (カ) 各情報に用いる震度について  
 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(16ヶ所)、(独)防災科学研究所(11ヶ所)、千葉市(6ヶ所:計107ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている。  
 イ 津波関係  
 (ア) 警報・注意報  
 <津波警報、注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ>

種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上、8m、6m、4m、3m
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m、1m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。  
 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報改善に伴う津波警報等の新しい情報文及びその運用開始時期について  
 (平成24年5月16日 気象庁報道発表資料から抜粋)  
 気象庁では、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による津波被害の甚大さに鑑み、有識者や関係防災機関等のご協力を頂きつつ津波警報等の改善に向けた検討を進め、平成24年2月、「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」としてとりまとめ、公表しました。  
 今般、当提言を踏まえた津波警報等の情報文の新しい形式・内容を確定しましたのでお知らせします。  
 新しい津波警報等の運用開始時期は、平成25年3月を予定しております。具体的な日程は、確定後お知らせします。  
 津波警報等の情報文の変更の概要(抜粋)

報	<u>る災害のおそれがある場合</u>		<u>に海から上がって、海岸から離れてください。</u>
---	---------------------	--	------------------------------

\* 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

(イ) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表する。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

1 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

- ・津波の高さ予想の区分を、現行の8区分から5区分に
- ・予想する津波の高さは、津波の高さ予想の区分の高い方の数値を発表
- ・地震規模を過小評価と判定した場合は、津波の高さを定性的表現で発表

津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

警報・注意報の分類	津波の高さ予想の区分			発表する津波の高さ	
	現行	改善後	発表基準	数値表現	定性的表現
大津波警報	10m以上 8m 6m 4m 3m	10m～ 5m～10m 3m～ 5m	10m<予想高さ 5m<予想高さ≤10m 3m<予想高さ≤ 5m	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	2m 1m	1m～ 3m	1m<予想高さ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	0.5m	0.2m～1m	0.2m<予想高さ≤ 1m	1m	(表記しない)

2 津波警報等の変更内容

- ・津波警報（大津波）、津波警報（津波）は、それぞれ大津波警報、津波警報と表記
- ・津波の到達予想時刻は、同一の津波予報区でも大きく違う場合があることを明示
- ・地震の規模推定の不確定性が大きい場合の地震規模(マグニチュード)は、「M8を超える巨大地震」と表現
- ・津波観測に関する情報において、観測された津波の高さが、予想される津波の高さよりも十分小さい場合は、数値ではなく「観測中」と発表
- ・沖合の津波観測に関する情報を、従来の観測情報とは別に新設。沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さは、津波予報区単位で発表し、その高さが予想されている高さよりも小さい場合は、数値ではなく「推定中」で発表

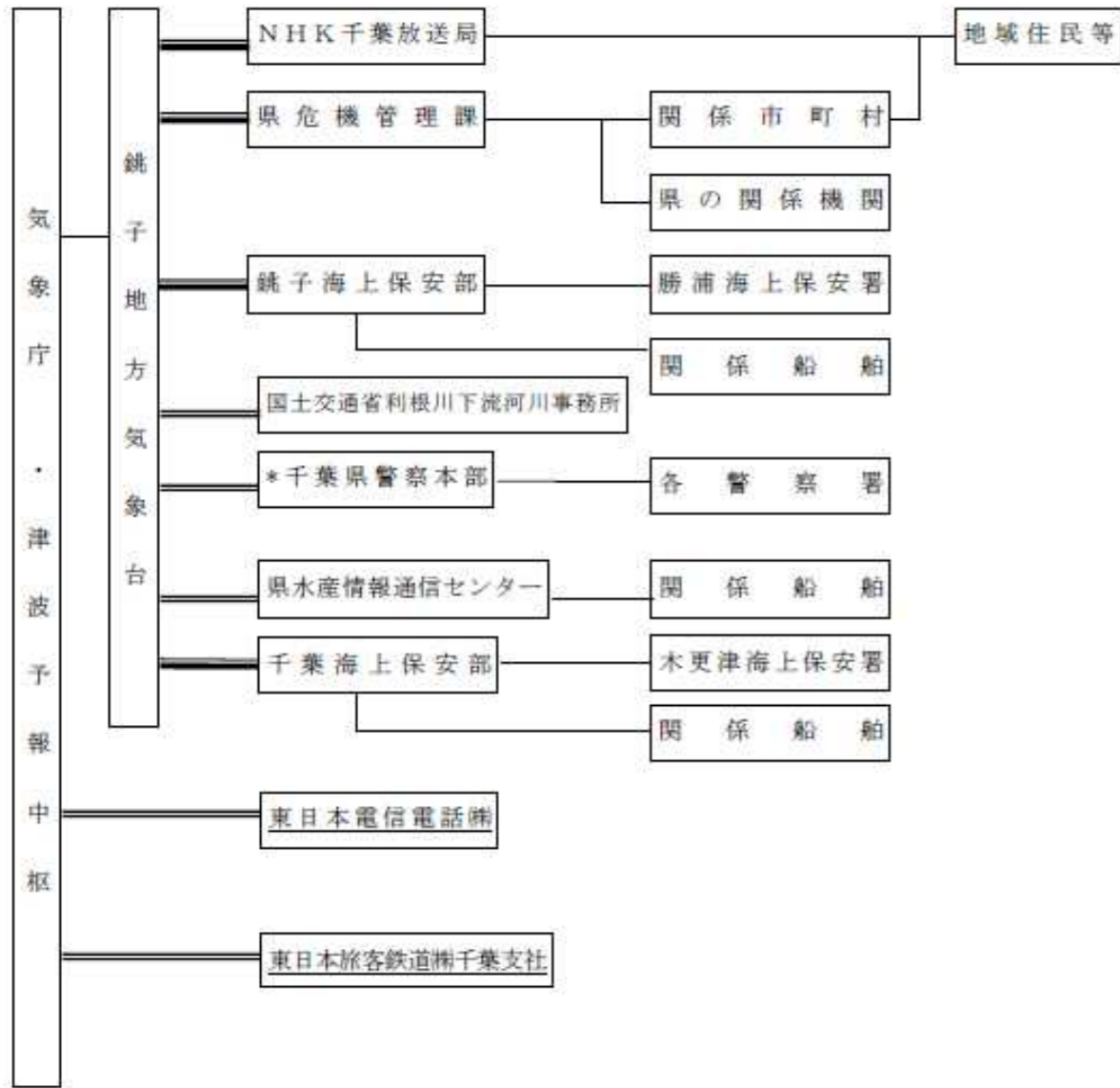
(イ) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表する。

修正案

(4) 受伝達系統等  
津波予報伝達系統図



※地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

— 法令（気象業務法等）による通知

— 行政協定、地域防災計画等による伝達

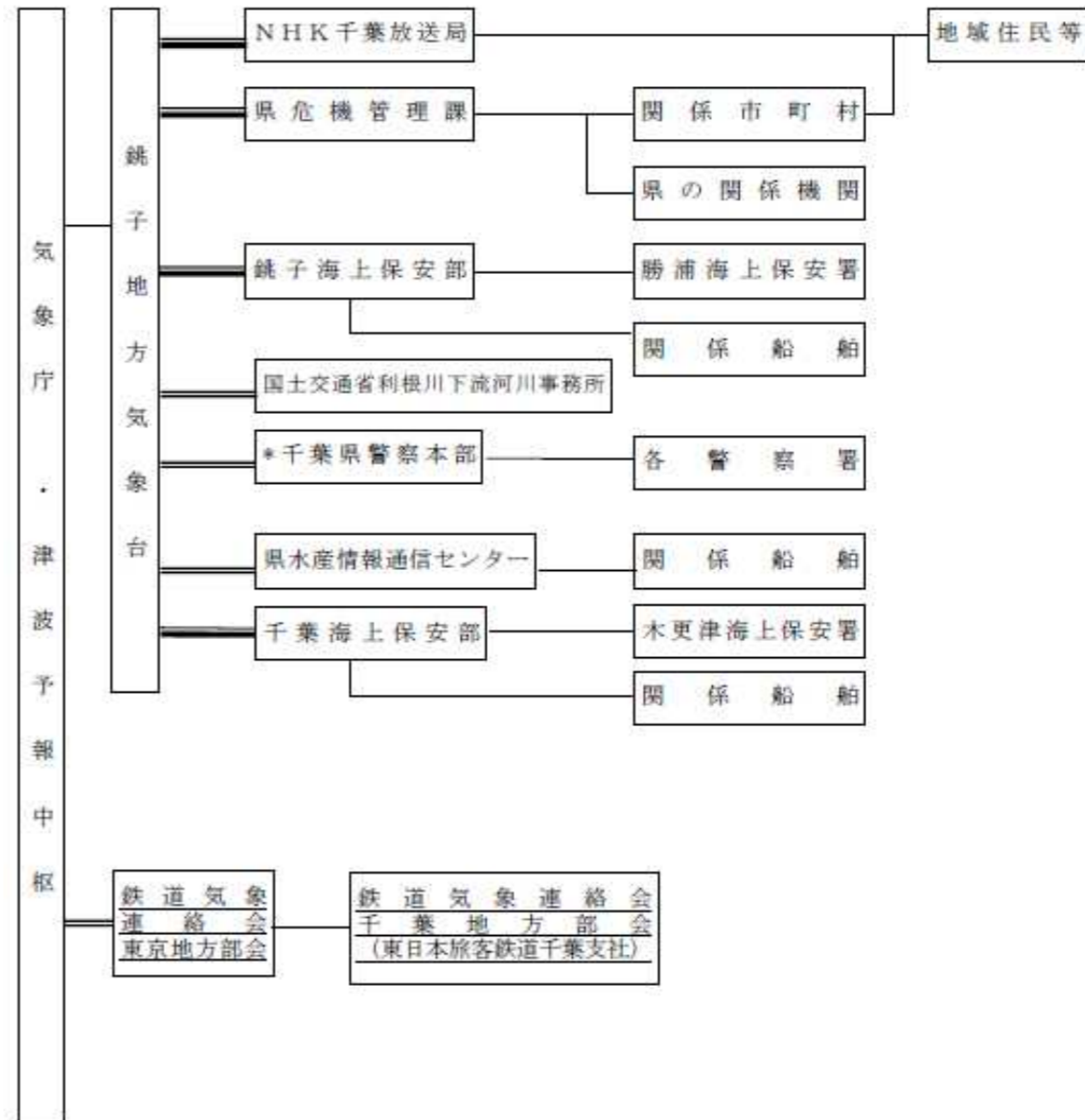
- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 \*気象業務支援センターを經由

5 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部）

- (1) (略)
- (2) 報告基準
  - ア 報告基準
    - (ア) ~ (ウ) (略)

現行

(4) 受伝達系統等  
津波予報伝達系統図



※地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

東日本電信電話株千葉支店については、東日本NWオペレーションセンタ（ENC）経由で銚子地方気象台から伝達される。

— 法令（気象業務法等）による通知

— 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 \*気象業務支援センターを經由

5 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部）

- (1) (略)
- (2) 報告基準
  - ア 報告基準
    - (ア) ~ (ウ) (略)

修正案	現行																																						
<p>(エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの</p> <p>(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 千葉県</p> <p>(ア) 県防災行政無線 電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) (危機管理課)</p> <p>(イ) 一般加入電話 電話 043-223-2175 (危機管理課) FAX 043-222-1127 ( " )</p> <p>6 災害時の広報 (総合企画部、防災危機管理部)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 広報方法</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>放送事業者及びインターネット事業者への要請</u></p> <p>県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。</p> <p><u>また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。</u></p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p> <table border="1" data-bbox="201 1115 1350 1381"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名 ・ 窓 口</th> <th colspan="2">県 防 災 行 政 無 線</th> <th colspan="2">一 般 加 入 電 話</th> </tr> <tr> <th>電 話</th> <th>F A X</th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉テレビ放送(株) 報道局報道部</td> <td>500-9701</td> <td>500-9702</td> <td><u>043-231-3100</u></td> <td>043-231-4999</td> </tr> <tr> <td>(株)ニッポン放送 編成局報道部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>03-3287-7622</u></td> <td><u>03-3287-7696</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話		電 話	F A X	電 話	F A X	千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	<u>043-231-3100</u>	043-231-4999	(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	<u>03-3287-7622</u>	<u>03-3287-7696</u>	<p>(新設)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 千葉県</p> <p>(ア) 県防災行政無線 電話 500-7361 (地上系) 012-500-7361 (衛星系) (危機管理課)</p> <p>(イ) 一般加入電話 電話 043-223-2175 (危機管理課) FAX 043-222-5208 ( " )</p> <p>6 災害時の広報 (総合企画部、防災危機管理部)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 広報方法</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>放送機関への放送要請</u></p> <p>県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。</p> <p>放送要請協定機関及び窓口</p> <table border="1" data-bbox="1605 1115 2772 1381"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名 ・ 窓 口</th> <th colspan="2">県 防 災 行 政 無 線</th> <th colspan="2">一 般 加 入 電 話</th> </tr> <tr> <th>電 話</th> <th>F A X</th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉テレビ放送(株) 報道局報道部</td> <td>500-9701</td> <td>500-9702</td> <td><u>043-231-3111</u></td> <td>043-231-4999</td> </tr> <tr> <td>(株)ニッポン放送 編成局報道部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>03-5500-3268</u></td> <td><u>03-5500-3915</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話		電 話	F A X	電 話	F A X	千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	<u>043-231-3111</u>	043-231-4999	(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	<u>03-5500-3268</u>	<u>03-5500-3915</u>
機 関 名 ・ 窓 口		県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話																																			
	電 話	F A X	電 話	F A X																																			
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	<u>043-231-3100</u>	043-231-4999																																			
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	<u>03-3287-7622</u>	<u>03-3287-7696</u>																																			
機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話																																				
	電 話	F A X	電 話	F A X																																			
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	<u>043-231-3111</u>	043-231-4999																																			
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	<u>03-5500-3268</u>	<u>03-5500-3915</u>																																			
<p style="text-align: center;"><b>第3節 地震・火災避難計画</b></p> <p>(略)</p> <p>このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも<u>避難行動要支援者の安全避難</u>については特に留意する。</p> <p>1 計画内容 (防災危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p>市町村にあつては、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。</p> <p>2 実施機関 (防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の設置</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 地震・火災避難計画</b></p> <p>(略)</p> <p>このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも<u>高齢者、障害者その他の災害時要援護者の安全避難</u>については特に留意する。</p> <p>1 計画内容 (防災危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p>市町村にあつては「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。</p> <p>2 実施機関 (防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所の設置</p>																																						



修正案	現行
<p>ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとする。  ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。  なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）  （1）地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。  ア 市町村長等の措置  市町村長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行い指示等を行ったときは知事へ報告する。  知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。</p> <p>4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）  避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、<u>避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u>  <u>市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。</u></p> <p>5 避難所の開設（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）  避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする<u>要配慮者</u>や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。  （1）市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児<u>その他の要配慮者</u>に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意が必要である。  （2）市町村は、在宅避難者等に対しても必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。  <u>（3）（略）</u>  <u>（4）大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。</u>  <u>（5）</u>  <u>（6）</u>  <u>（7）</u>  （削除）</p> <p>6 安否情報の提供</p>	<p>ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとする。  ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。  なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）  （1）地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。  ア 市町村長等の措置  市町村長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行う。  <u>ただし、知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。</u></p> <p>4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）  避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう<u>一時避難場所等への誘導に努める。</u>誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、<u>災害時要援護者の避難を優先して行う。</u>  （新設）</p> <p>5 避難所の開設（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）  避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする<u>災害時要援護者</u>や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。  （1）市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみにをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊産婦等災害時要援護者</u>に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意が必要である。  （新設）  <u>（2）（略）</u>  <u>（3）大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。</u>  <u>（4）</u>  <u>（5）</u>  <u>（6）</u>  <u>（7）市町村は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。</u>  <u>なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。</u></p> <p>6 <u>現地救護本部の設置（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）</u></p>

修正案	現行
<p>県及び市町村は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。  <u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。</u></p>	<p><u>県は必要に応じ、現地に救護本部を設置するとともに、各避難所を巡回し、関係機関との調整を行うものとする。</u>  (新設)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4節 津波避難計画</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 津波避難計画</b></p>
<p>1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある<u>避難指示の発令基準</u>に基づき、住民等に対して直ちに<u>避難を指示する</u>など、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。  また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意して行うものとする。  ア～エ (略)</p> <p>(3) 河川・海岸地域では、市町村、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い<u>揺れ</u>（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い<u>揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。</p> <p>2 住民等の避難行動</p> <p>住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波警報等の発表や<u>避難指示</u>等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。  (略)</p> <p>3 住民等の避難誘導</p> <p>(1) 市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「<u>津波避難対策推進マニュアル検討会報告書</u>」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。<u>また、住民等の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車</u>を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。</p> <p>(3) 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。  また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市町村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、<u>安全の確保を前提とする。</u></p>	<p>1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある<u>避難勧告等の基準</u>に基づき、住民等に対して直ちに<u>避難勧告等</u>を行うなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。  また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意して行うものとする。  ア～エ (略)</p> <p>(3) 河川・海岸地域では、市町村、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い<u>地震</u>（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。</p> <p>2 住民等の避難行動</p> <p><u>(1) 住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波警報等の発表や避難勧告等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</u>  (略)</p> <p><u>(2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車</u>を原則とするが、災害時要援護者の避難支援を行う場合は、<u>地域の実情に応じて自動車での安全かつ確実な避難を行う。</u></p> <p>3 住民等の避難誘導</p> <p>(1) 市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「<u>津波対策推進マニュアル検討報告書</u>」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。</p> <p><u>(2) 住民等の避難誘導にあたっては、災害時要援護者の支援も考慮し行うものとする。</u></p> <p>(3) 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。  また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市町村の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、<u>安全が確保を前提とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第5節 要配慮者等の安全確保対策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 災害時要援護者等の安全確保対策</b></p>
<p>(略)</p> <p><u>要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者</u>については、市町村が策定した<u>避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画</u>等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。</p> <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部）  <u>避難行動要支援者</u>については、<u>避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画</u>等により避難支援者による避難誘導、</p>	<p>(略)</p> <p><u>特に、災害時に支援を必要とする災害時要援護者</u>については、市町村が策定した「<u>災害時要援護者避難支援プラン</u>」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。</p> <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部）  <u>災害時要援護者</u>については、<u>災害時要援護者避難支援プランの個別計画</u>等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。</p>

修正案	現行
<p>支援を行う。</p> <p>(1) 避難誘導 ア～エ (略) オ 高齢者、障害者等の<u>避難行動要支援者</u>については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。</p> <p>(2) 避難順位 避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、<u>避難行動要支援者の</u>全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。</p> <p>(3) 緊急入所等 市町村は、在宅での生活の継続が困難な<u>要配慮者</u>や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な<u>要配慮者</u>、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。</p> <p>2 避難所の開設、<u>要配慮者</u>への対応 (総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村)</p> <p>(1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。 県及び市町村は、<u>要配慮者の</u>避難状況を速やかに確認し、<u>避難所内において要配慮者スペース</u>を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、<u>要配慮者に</u>配慮した運営に努めることとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児<u>その他の要配慮者</u>に配慮した福祉避難所を設置する。 避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。 ア 避難所における<u>要配慮者</u>用相談窓口の設置 イ (略) ウ 避難所における<u>要配慮者</u>支援への理解促進</p> <p>(2) 外国人に対する対応 県は、被災直後から、<u>(公財)</u> ちば国際コンベンションビューローと連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。</p> <p>3 福祉避難所の設置 (防災危機管理部、健康福祉部、市町村) <u>一般の避難所</u>では生活することが困難な<u>要配慮者</u>を收容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。 (1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>4 避難所から福祉避難所への移送 (防災危機管理部、健康福祉部、市町村) 市町村は、避難所における<u>要配慮者</u>の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。 なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。 市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して<u>要配慮者</u>の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の<u>要配慮者</u>の移手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。 また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、<u>要配慮者</u>の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。</p> <p>5 被災した<u>要配慮者</u>等の生活の確保 (防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村) 応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の<u>要配慮者</u>を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅 (以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等について検討していくものとする。 また、被災した<u>要配慮者</u>等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、</p>	<p>(1) 避難誘導 ア～エ (略) オ 高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。</p> <p>(2) 避難順位 避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、<u>災害時要援護者</u>避難支援プランの全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。</p> <p>(3) 緊急入所等 市町村は、在宅での生活の継続が困難な<u>災害時要援護者</u>や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な<u>災害時要援護者</u>、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。</p> <p>2 避難所の開設、<u>災害時要援護者</u>への対応 (総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村)</p> <p>(1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。 県及び市町村は、<u>災害時要援護者の</u>避難状況を速やかに確認し、<u>優先的に避難場所</u>を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、<u>災害時要援護者に</u>配慮した運営に努めることとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊産婦等</u>災害時要援護者に配慮した福祉避難所を設置する。 避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。 ア 避難所における<u>要援護者</u>用相談窓口の設置 イ (略) ウ 避難所における<u>要援護者</u>支援への理解促進</p> <p>(2) 外国人に対する対応 県は、被災直後から、<u>(財)</u> ちば国際コンベンションビューローと連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。</p> <p>3 福祉避難所の設置 (防災危機管理部、健康福祉部、市町村) <u>災害時要援護者</u>を收容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。 (1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部</u>を市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>4 避難所から福祉避難所への移送 (防災危機管理部、健康福祉部、市町村) 市町村は、避難所における<u>災害時要援護者</u>の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。 なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。 市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して<u>要援護者</u>の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の<u>要援護者</u>の移手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。 また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、<u>要援護者</u>の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。</p> <p>5 被災した<u>災害時要援護者</u>等の生活の確保 (防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村) 応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の<u>災害時要援護者</u>を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅 (以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等について検討していくものとする。 また、被災した<u>災害時要援護者</u>等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応す</p>

修正案	現行								
被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。	るため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。								
<b>第6節 消防・救助救急・医療救護活動</b>	<b>第6節 消防・救助救急・医療救護活動</b>								
(略)	(略)								
また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、 <u>有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。</u>	また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、 <u>り災害の医療救護に万全を期するものとする。</u>								
4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）	4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、 <u>商工労働部</u> 、教育庁、市町村）								
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)								
(5) 危険物等輸送車両等の応急対策	(5) 危険物等輸送車両等の応急対策								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 85%;">対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">海上保安部 (署)</td> <td>           関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。            1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置            2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策  <u>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	海上保安部 (署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 <u>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関 名</th> <th style="width: 85%;">対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">海上保安部 (署)</td> <td>           関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。            1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置            2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策            3 港内における危険物とう載船舶には、必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止            4 港長公示第5 1－2（昭和51年9月20日）に基づく下記事項に関する規制の強化            引火性危険物積載船舶より30m以内の船舶の接近、接触の制限         </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	海上保安部 (署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 3 港内における危険物とう載船舶には、必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止 4 港長公示第5 1－2（昭和51年9月20日）に基づく下記事項に関する規制の強化 引火性危険物積載船舶より30m以内の船舶の接近、接触の制限
機 関 名	対 応 措 置								
海上保安部 (署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 <u>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</u>								
機 関 名	対 応 措 置								
海上保安部 (署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 3 港内における危険物とう載船舶には、必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止 4 港長公示第5 1－2（昭和51年9月20日）に基づく下記事項に関する規制の強化 引火性危険物積載船舶より30m以内の船舶の接近、接触の制限								
	5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局）								
	(1) 情報の収集・提供								
	<u>県は、市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。また、そのため、平常時から関係機関との連携を緊密に保つとともに、県防災行政無線の災害拠点病院等への整備や広域災害・救急医療情報システムの再編整備など広域的な情報ネットワークの強化・推進を図る。</u>								
	ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況								
	イ 避難所、救護所の設置状況								
	ウ 医薬品等医療資器材の需給状況								
	エ 医療施設、救護所等への交通状況								
	オ その他参考となる事項								
	(2) 医療救護活動								
	<u>災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。</u>								
	ア 実施機関								
	<u>(ア) 医療救護は、市町村長が行うものとする。</u>								
	<u>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</u>								
	<u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u>								
	<u>(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。</u>								
	<u>(ウ) (ア) により市町村長が行う場合は、当該市町村地域防災計画の定めるところにより実施する。</u>								
	<u>(エ) (ア) 及び (イ) により知事が行う場合は、次により実施する。</u>								

修正案	現行
	<p><u>a 県が組織する救護班</u></p> <p><u>b 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班</u></p> <p><u>c 社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班</u></p> <p><u>d 社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班</u></p> <p><u>e 社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班</u></p> <p><u>f 社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班</u></p> <p><u>g 社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班</u></p> <p><u>h 国立病院機構で組織する救護班</u></p> <p><u>i 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム&lt;DMAT&gt;（以下「DMAT」という。）及び救護班</u></p> <p><u>イ 救護班等出動の要請</u></p> <p><u>（ア）市町村長は、必要に応じて市町村立病院の救護班に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>（イ）知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>（ウ）具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ 近隣都県市への応援要請</u></p> <p><u>知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき近隣都県市への救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入等を要請する。</u></p> <p><u>エ 広域にわたる応援要請</u></p> <p><u>知事は、上記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。</u></p> <p><u>オ 支援の受け入れ及び他地域への応援</u></p> <p><u>（ア）県は、協定等に基づく他都県市からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受入及び健康福祉センター（保健所）への派遣等を行う。</u></p> <p><u>（イ）健康福祉センター（保健所）長は、前記の派遣を受けた場合は、その業務を統括する。</u></p> <p><u>（ウ）被災地以外の健康福祉センター（保健所）長は、被災地の健康福祉センター（保健所）への人員・物資等の応援を行う。</u></p> <p><u>カ 救護班等の業務内容</u></p> <p><u>（ア）傷病者に対する応急措置</u></p> <p><u>（イ）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定</u></p> <p><u>（ウ）軽症患者等に対する医療</u></p> <p><u>（エ）避難所等での医療</u></p> <p><u>（オ）助産救護</u></p> <p><u>キ 救護所の設置</u></p> <p><u>救護所は県又は市町村が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。</u></p> <p><u>なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。</u></p> <p><u>ク 避難所救護センターの設置</u></p> <p><u>（ア）県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、市町村との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。</u></p> <p><u>（イ）避難所救護センターでは、精神科、歯科等に加え、ストレスや精神不安への対応を含めたきめ細かな対応を図る。</u></p> <p><u>（ウ）避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活</u></p>

修正案	現行
	<p><u>動を行う。</u></p> <p><u>(エ) 避難所救護センターの業務は各健康福祉センター（保健所）長が統括する。</u></p> <p><u>ケ 後方医療施設の確保</u></p> <p><u>知事は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 災害拠点病院</u></p> <p><u>a 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、二次保健医療圏に2か所程度、災害拠点病院を確保する。</u></p> <p><u>b 災害拠点病院は、耐震耐火構造とし、電気・水道・ガスなどのライフライン途絶時等においても診療機能を維持するための予備電源や予備水源の確保、救急搬送のための臨時ヘリポートの確保など、あらかじめ必要な施設整備を行う。</u></p> <p><u>注) 二次保健医療圏とは、医療法第30条の3第2項第1号の規定に基づく区域で、特殊な医療を除く病院の病床の整備を図るべき地域単位として設定するもので、本県では、9つの二次保健医療圏を設定している。</u></p> <p><u>(イ) 県立病院</u></p> <p><u>災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。</u></p> <p><u>(ウ) 災害医療協力病院等</u></p> <p><u>上記（ア）及び（イ）のほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。</u></p> <p><u>コ 地域保健医療救護拠点</u></p> <p><u>(ア) 県は、二次保健医療圏に1か所程度、健康福祉センター（保健所）等を利用して応急救護物資等を集中的に備蓄した地域保健医療救護拠点を整備する。</u></p> <p><u>(イ) 健康福祉センター（保健所）は、これらの備蓄物資の効率的な活用など災害時における総合的な保健医療対策を別に定める活動マニュアルにより実施する。</u></p> <p><u>サ 医薬品等の調達</u></p> <p><u>(ア) 医薬品、医療資器材の確保</u></p> <p><u>a 県及び市町村は、医薬品等の整備確保に努め、医薬品等の備蓄拡充や品目の見直し及び流通医薬品の確保体制の整備を検討する。</u></p> <p><u>b 県は、市町村等から医薬品等の確保について、応援要請を受けたときは、地域保健医療救護拠点（各健康福祉センター（保健所）等）に備蓄しているもののほか千葉県医薬品卸協同組合との協定に基づき県内営業所等から調達し、救護所等に供給する。</u></p> <p><u>c 県は、医薬品等が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。</u></p> <p><u>(イ) 血液製剤の確保</u></p> <p><u>a 県は、災害発生後速やかに県内血液センター等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社千葉県支部と連携を図り、血液製剤の確保を図る。</u></p> <p><u>b 県は、血液製剤が県内において調達できないときは、千葉県赤十字血液センターを通じ、関東甲信越ブロック血液センター等に協力を要請し調達する。</u></p> <p><u>シ 傷病者の搬送体制</u></p> <p><u>県との協定等に基づき出動した医療チームの責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を市町村長又は知事に要請する。</u></p> <p><u>原則として、被災現場から救護所への搬送は市町村が、救護所から後方医療施設までの搬送は市町村及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。</u></p> <p><u>ス 救護班の活動車両</u></p> <p><u>救護班の出動及び活動のための車両等は、第7節警備・交通の確保・緊急輸送対策に定める車両等による。</u></p> <p><u>(3) 広域災害・救急医療情報システム等の推進</u></p>

修正案	現行
<p>5 <u>医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局）</u></p> <p><u>(1) 関係者とその役割</u></p> <p><u>ア 県民</u></p> <p><u>(ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。</u></p> <p><u>(イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。</u></p> <p><u>(ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。</u></p> <p><u>イ 市町村</u></p> <p><u>(ア) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。</u></p> <p><u>(イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。</u></p> <p><u>(ウ) 発災時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</u></p> <p><u>(エ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市は、市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。</u></p> <p><u>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域の市町村は、前記（ア）</u></p> <p><u>(イ)（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。</u></p> <p><u>ウ 県</u></p> <p><u>(ア) 市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。</u></p> <p><u>(イ) 県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。</u></p> <p><u>(エ) 発災時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</u></p> <p><u>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</u></p> <p><u>(カ) 災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。</u></p> <p><u>エ 医療機関</u></p> <p><u>(ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努め</u></p>	<p><u>県は、災害発生時における病院、薬局等の医療機関の被災状況、患者転送の要請、医療スタッフの要請等に関する情報及び被災地外の医療機関の支援体制等の情報の収集・提供並びに計画停電等の緊急連絡事項の周知に関して、関係機関における広域災害・救急医療情報システム等の運用体制の充実を図る。</u></p> <p><u>(4) 広域医療搬送体制の整備</u></p> <p><u>県は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の広域医療搬送*のため、平常時から関係機関との訓練を通じて、広域医療搬送体制の整備に努める。</u></p> <p><u>※広域医療搬送</u></p> <p><u>重傷者のうち、被災地内での治療が困難で、被災地外の医療機関において緊急に治療することが必要な者であり、かつ、搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を被災地区外の医療施設まで迅速に搬送し、治療すること。</u></p>



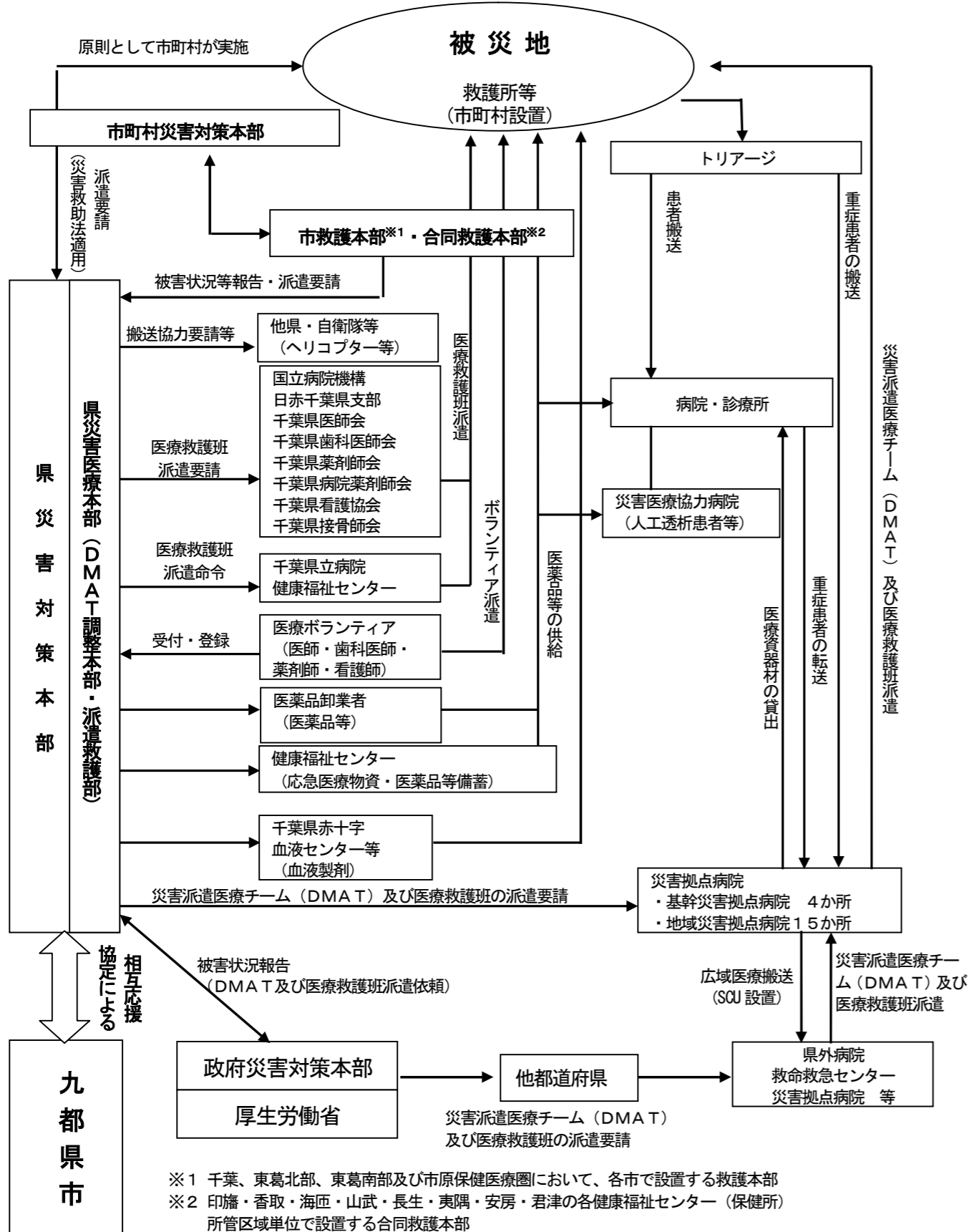
修正案	現行
<p>る。</p> <p><u>(イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。</u></p> <p><u>(ウ) 発災時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</u></p> <p><u>(エ) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。</u></p> <p><u>また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。</u></p> <p><u>(オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。</u></p> <p><u>オ 関係団体</u></p> <p><u>(ア) 県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。</u></p> <p><u>(イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。</u></p> <p><u>また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。</u></p> <p><u>(ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。</u></p> <p><u>(エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</u></p> <p><u>(2) 発災時の活動</u></p> <p><u>ア 指揮と調整</u></p> <p><u>(ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。</u></p> <p><u>(イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。</u></p> <p><u>(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</u></p> <p><u>(エ) 災害医療本部内にDMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、千葉県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。</u></p> <p><u>(オ) 県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。</u></p> <p><u>(カ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。</u></p> <p><u>(キ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域の市町村の救護本部長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。</u></p> <p><u>イ 医療救護の対象者</u></p> <p><u>本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 災害に起因する負傷者</u></p> <p><u>(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者</u></p> <p><u>(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者</u></p> <p><u>(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者</u></p> <p><u>ウ 情報の収集と提供</u></p> <p><u>市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。</u></p> <p><u>(ア) 傷病者等の発生状況</u></p>	



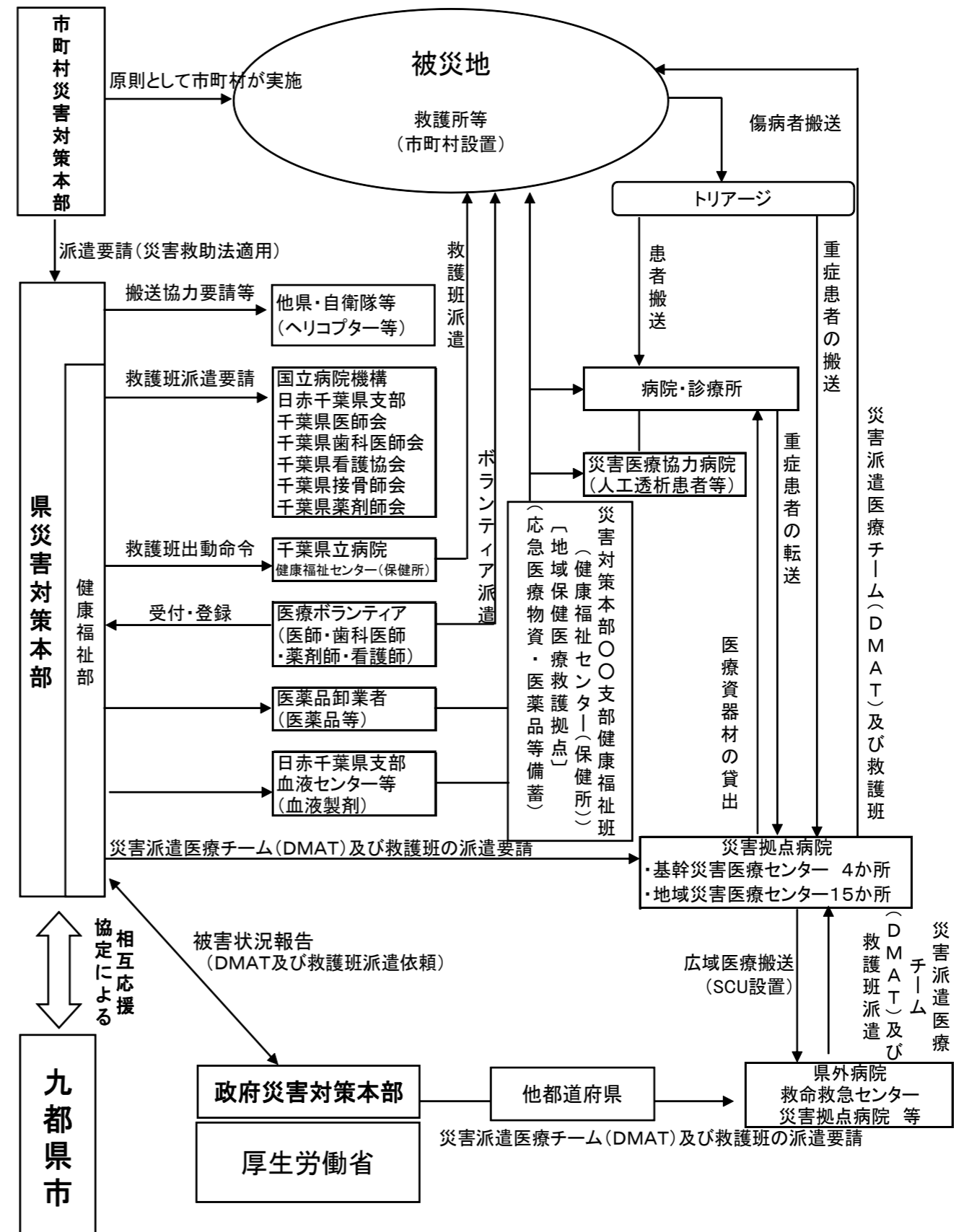
修正案	現行
<p>(イ) <u>医療施設の被害状況、診療機能の確保状況</u></p> <p>(ウ) <u>避難所及び医療救護所の設置状況</u></p> <p>(エ) <u>医薬品及び医療資器材の需給状況</u></p> <p>(オ) <u>医療施設、医療救護所等への交通状況</u></p> <p>(カ) <u>その他医療救護活動に資する事項</u></p> <p>エ <u>医療救護活動の実施</u></p> <p>(ア) <u>市町村及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。</u></p> <p>(イ) <u>市町村長は、当該市町村の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。</u></p> <p>(ウ) <u>知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。</u></p> <p>(エ) <u>知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。</u></p> <p>a <u>災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。</u></p> <p>b <u>医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。</u></p> <p>c <u>医療チームの編成、派遣に関すること。</u></p> <p>d <u>患者の搬送及び受け入れの調整に関すること。</u></p> <p>e <u>医療機関、医療チームへの支援に関すること。</u></p> <p>f <u>関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>g <u>その他の傷病者等の医療救護に関すること。</u></p> <p>オ <u>医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</u></p> <p>(ア) <u>傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受け入れに努める。</u></p> <p>(イ) <u>災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。</u></p> <p>(ウ) <u>医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。</u></p> <p>(エ) <u>搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。</u></p> <p>カ <u>傷病者等の搬送</u></p> <p><u>大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。</u></p> <p>(ア) <u>市町村は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。</u></p> <p>(イ) <u>緊急車両等による搬送は重症者を優先する。</u></p> <p>(ウ) <u>医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市町村長又は知事に要請する。</u></p> <p>(エ) <u>自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市町村が、医療救護所から医療機関へは市町村及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。</u></p> <p>(オ) <u>県民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。</u></p> <p>キ <u>応援要請</u></p> <p>(ア) <u>市町村長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(イ) <u>知事は、必要に応じて、DMATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤</u></p>	

修正案	現行
<p><u>十字社千葉県支部長に医療救護班の出勤を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(ウ) 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。</u></p> <p><u>(エ) 知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。</u></p> <p>ク <u>応援の受け入れと活動の指揮及び調整</u></p> <p><u>(ア) 県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。</u></p> <p><u>(イ) 県は、受け付けた救援者に活動の指揮と調整を受ける部署を示し、当該部署の責任者の下で活動するよう要請する。</u></p> <p><u>(ウ) (イ) の部署は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の合同救護本部及び医療機関とする。</u></p> <p><u>(エ) (ウ) の市救護本部、合同救護本部及び医療機関の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。</u></p> <p>ケ <u>医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保</u></p> <p><u>発災時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。</u></p> <p><u>(ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。</u></p> <p><u>(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては災害医療本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。</u></p> <p><u>(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市町村等の求めに応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。</u></p> <p><u>(エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。</u></p> <p>コ <u>血液製剤の確保</u></p> <p><u>(ア) 血液製剤が不足した医療機関は日本赤十字社血液センターに供給を要請する。</u></p> <p><u>(イ) 県内での供給が不足する場合、日本赤十字社血液センターは、日本赤十字社に供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社に供給を要請する。</u></p> <p>サ <u>地域医療体制への支援</u></p> <p><u>市町村又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。</u></p> <p>(3) <u>災害救助法による医療及び助産</u></p> <p><u>災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</u></p> <p><u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</u></p>	

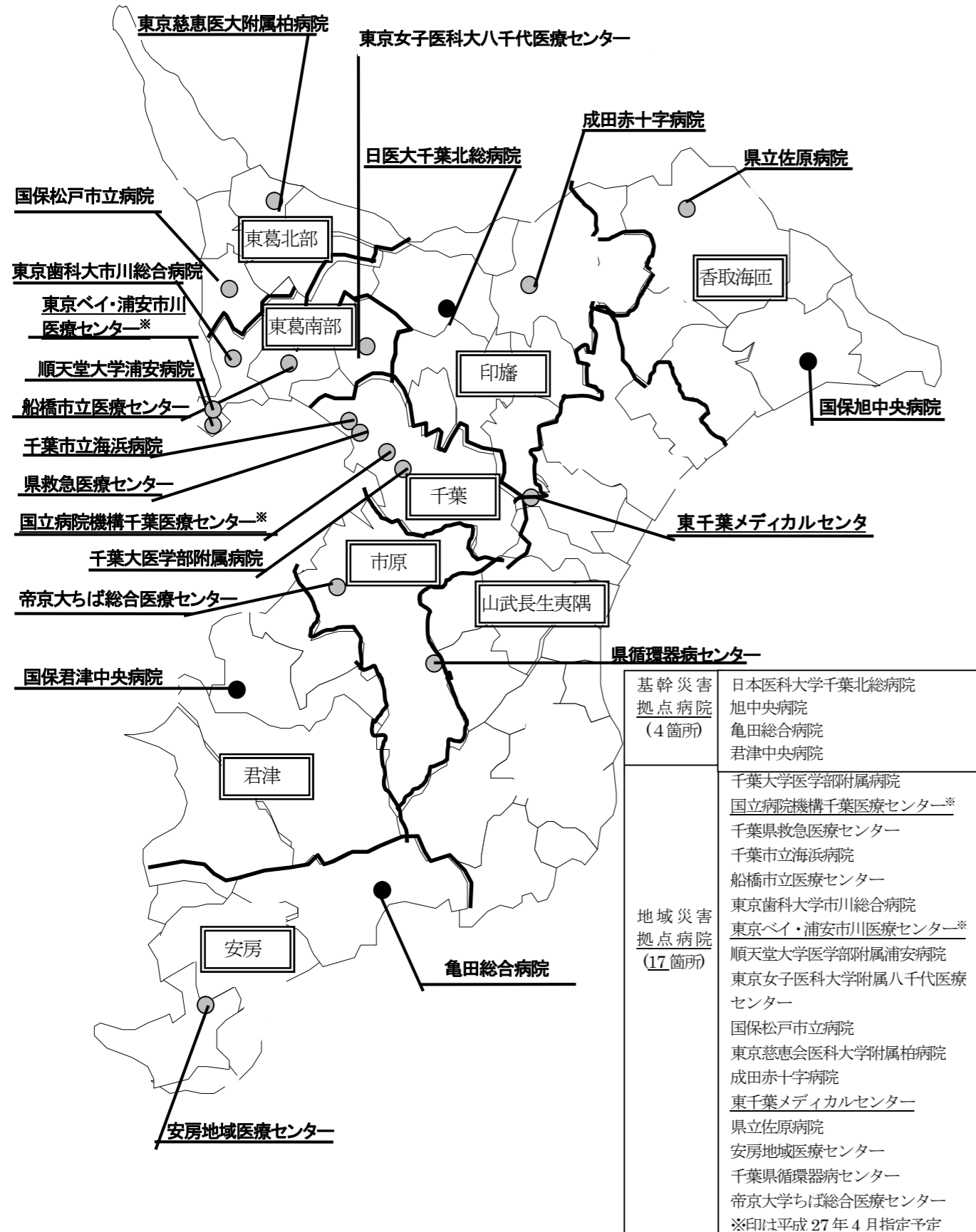
### 医療救護活動の体系図



### 医療救護活動の体系図



# 災害拠点病院



# 災害拠点病院



修正案

医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター*	千葉市立椿森中学校
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉立海浜病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター*	広尾防災公園（市川市）
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	八千代市立萱田中学校
松戸市	国保松戸市立病院	松戸市運動公園陸上競技場
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	千葉県立東金病院	東金市立西中学校
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用ヘリポート
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート

※印は平成27年4月指定予定

現行

医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用臨時ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用臨時ヘリポート
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用臨時ヘリポート
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用臨時ヘリポート
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	八千代市消防本部
松戸市	国保松戸市立病院	松戸市運動公園陸上競技場
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用臨時ヘリポート
東金市	千葉県立東金病院	東金市立西中学校
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用臨時ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用臨時ヘリポート
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用臨時ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用臨時ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用臨時ヘリポート

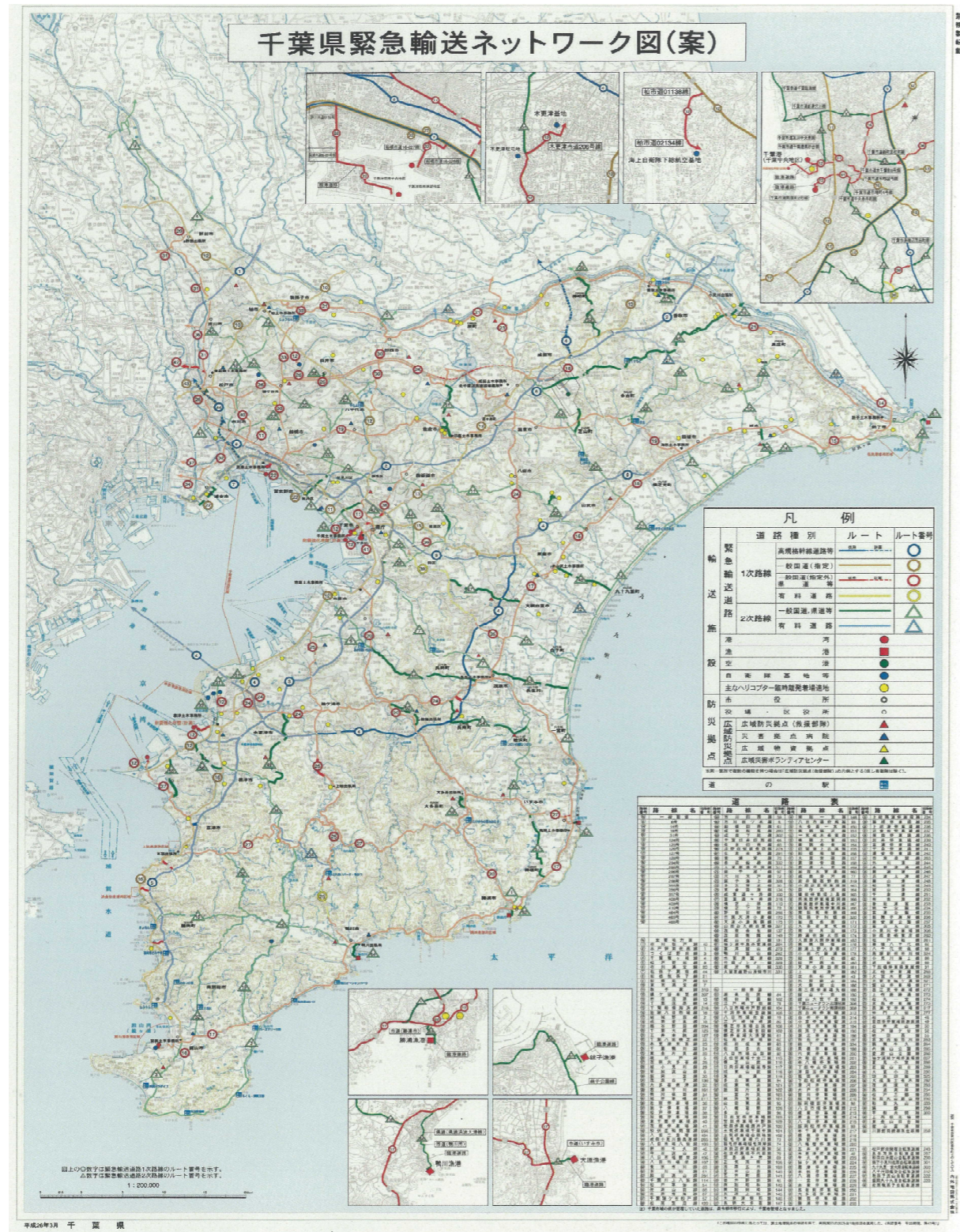
修正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</b></p> <p>1 千葉県警察災害警備実施計画（警察本部）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）警備体制</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ 災害警備本部</p> <p>大規模地震が発生した場合、津波警報が発表され、被害が発生した場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等</p> <p>2 交通規制計画（警察本部）</p> <p>（1）公安委員会の交通規制</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ <u>公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</u></p> <p>4 緊急輸送（総合企画部、防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）港 湾</p> <p>千葉港（千葉中央地区、葛南東部地区、<u>葛南中央地区</u>）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）飛行場等</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ 臨時離発着場</p> <p>千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター</p> <p>幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園</p> <p>（5）江戸川緊急用船着場</p> <p>市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場</p> <p>※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急河川敷道路と連携して機能する。河川敷道路については（平成<u>25年10月1日</u>現在）完成には至っていないが、一部通行可能である。</p> <p>5 緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、県警察本部）</p> <p>（1）緊急通行車両の確認</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ <u>前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</u></p> <p>（2）緊急通行車両の事前届出・確認</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、<u>緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）</u>を交付する。</p> <p>ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、<u>高速道路交通警察隊本部</u>、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（1）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記（1）イの標章及び確認証明書を交付する。</p> <p>6 <u>規制除外車両の確認等</u></p> <p>（1）<u>規制除外車両</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</b></p> <p>1 千葉県警察災害警備計画（警察本部）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）警備体制</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ 災害警備本部</p> <p>大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等</p> <p>2 交通規制計画（警察本部）</p> <p>（1）公安委員会の交通規制</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4 緊急輸送（総合企画部、防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）港 湾</p> <p>千葉港（千葉中央地区、<u>千葉出洲地区</u>、葛南東部地区）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）飛行場等</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ 臨時離発着場</p> <p><u>千葉県中央防災センター</u>、千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター</p> <p>幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園</p> <p>（5）江戸川緊急用船着場</p> <p>市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場</p> <p>※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急河川敷道路と連携して機能する。河川敷道路については（平成<u>23年4月1日</u>現在）完成には至っていないが、一部通行可能である。</p> <p>5 緊急通行車両の確認等（防災危機管理部、県警察本部）</p> <p>（1）緊急通行車両の確認</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ <u>前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</u></p> <p>（2）緊急通行車両の事前届出・確認</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、<u>届出済証</u>を交付する。</p> <p>ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（1）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記（1）イの標章及び確認証明書を交付する。</p> <p>（新設）</p>

修正案	現行
<p><u>緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。</u></p> <p>(2) <u>規制除外車両の確認</u>  <u>規制除外車両の確認は、前記（1）を準用する。</u></p> <p>(3) <u>規制除外車両の事前届出・確認</u>  <u>緊急通行車両とならない車両であって</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</u></li> <li>・ <u>医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</u></li> <li>・ <u>患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</u></li> <li>・ <u>建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</u></li> </ul> <p><u>については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前5（2）を準用する。</u></p> <p><u>7 交通情報の収集及び提供（警察本部）</u>  (1) (略)  (2) <u>交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。</u></p> <p><u>8 震災発生時における運転者のとるべき措置（警察本部）</u></p> <p><u>9 道路管理者の通行の禁止又は制限（県土整備部）</u></p> <p><u>10 道路啓開</u>  <u>道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</u>  <u>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。</u>  <u>なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。</u></p> <p>(1) <u>緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策</u>  <u>緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令</u></li> <li>・ <u>運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）</u></li> </ul> <p>(2) <u>土地の一時使用</u>  (1) <u>の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）</u></p> <p>(3) <u>関係機関、道路管理者間の連携・調整</u>  <u>知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。</u></p> <p><u>11 在港船舶対策計画（県土整備部）</u>  (1) (略)  (2) <u>災害の防止方法</u>  ア (略)  イ <u>津波等対策（千葉港、木更津港）</u>  (ア) <u>津波等が千葉港及び木更津港に襲来するおそれがある場合、千葉港長及び木更津港長から、各警戒体制が勧告された場合、船舶は「津波等に対する船舶対応措置表」による措置をとることとする。</u></p>	<p>6 交通情報の収集及び提供（警察本部）  (1) (略)  (2) <u>交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。</u></p> <p>7 震災発生時における運転者のとるべき措置（警察本部）</p> <p>8 道路管理者の通行の禁止又は制限（県土整備部）  (新設)</p> <p>9 在港船舶対策計画（県土整備部）  (1) (略)  (2) <u>災害の防止方法</u>  ア (略)  イ <u>津波等対策（千葉港、木更津港）</u>  (ア) <u>津波等が千葉港及び木更津港に襲来するおそれがある場合、千葉港長及び木更津港長から、各警戒体制が発令された場合、在港船舶は「津波等に対する船舶対応表」による措置をとることとする。なお、津波による警戒体制が発令された場合、小型船舶以外の船舶は着岸（桟）を見合わせるものとする。</u></p>

修正案	現行
<p>a 津波第一警戒体制 気象庁から、東京湾内湾に津波注意報が<u>発表</u>された場合</p> <p>b 津波第二警戒体制 (a) 気象庁から、東京湾内湾に<u>津波・大津波警報</u>が<u>発表</u>された場合 (b) 東海地震に対する警戒宣言が<u>発表</u>された場合</p> <p>(イ) 在港船舶に対する避難勧告の周知</p> <p><u>a 「台風等対策情報連絡系統図による通報」</u> ……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX 等により関係機関へ連絡する。</p> <p><u>b 「第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターからの放送」</u> ……超短波無線電話（国際 VHF CH16 呼出名称 よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH12）する。</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p><u>d</u> (略)</p> <p><u>e 「千葉港における海上保安部港内交通管制室からの周知」</u> ……<u>AISメッセージ</u>により周知する。</p> <p>(3) その他の対策 ア、イ (略) ウ 物件等に対する応急措置 五井及び姉ヶ崎地区に<u>大工場</u>、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。</p>	<p>a 津波第一警戒体制 気象庁から、東京湾内湾に津波注意報が<u>発令</u>された場合</p> <p>b 津波第二警戒体制 (a) 気象庁から、東京湾内湾に<u>津波警報以上の警報</u>が<u>発令</u>された場合 (b) 東海地震に対する警戒宣言が<u>発令</u>された場合</p> <p>(イ) 在港船舶に対する避難勧告</p> <p>a 勧告の周知 <u>(a) 「台風対策情報連絡系統図による通報」</u> ……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX 等により関係機関へ連絡する。</p> <p><u>(b) 「第三管区海上保安本部警備救難部運用指令センターからの放送」</u> ……<u>無線電話</u>（呼出周波数 500KHZ 呼出名称 JCG）又は超短波無線電話（国際 VHF CH16 呼出名称 よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH12）する。</p> <p><u>(c)</u> (略)</p> <p><u>(d)</u> (略)</p> <p><u>(e) 「千葉港における海上保安部港内交通管制室からの放送」</u> ……<u>放送 H3E 1665KHZ 呼出名称 千葉ハーバーレーダー</u>により周知する。</p> <p>b <u>避難場所 (参考)</u> <u>小型船舶、雑種船</u>……………<u>船溜、運河、河川</u> <u>500トン未満の船舶</u>……………<u>港内避泊</u> <u>500トン以上の船舶</u>……………<u>港外難泊</u></p> <p>(3) その他の対策 ア、イ (略) ウ 物件等に対する応急措置 五井及び姉ヶ崎地区に<u>大向上</u>、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。</p>



(千葉県緊急輸送道路ネットワーク図)



(千葉県緊急輸送道路ネットワーク図)

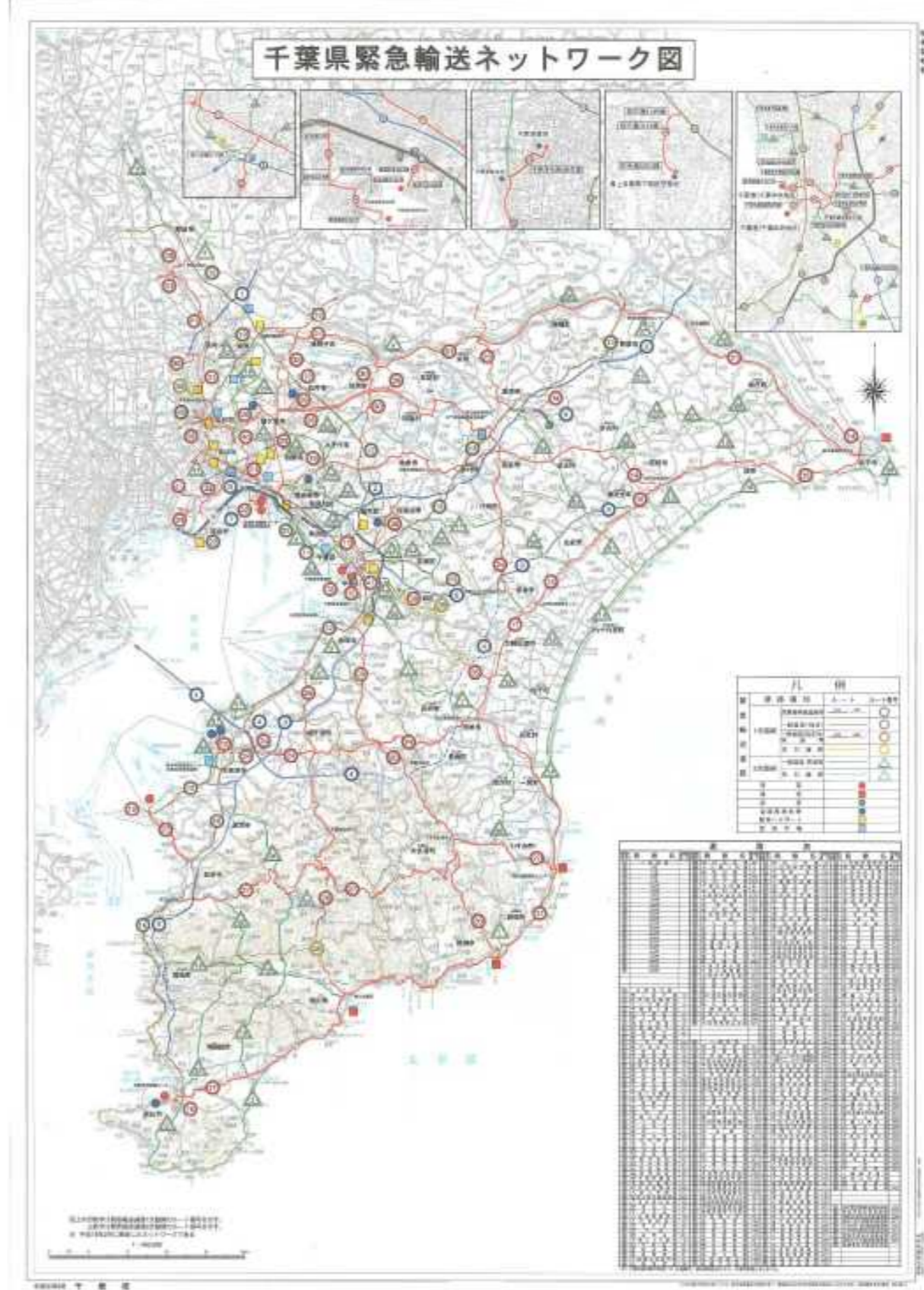




Table with 10 columns: 区、路線番号、区間、種別、時刻、備考. This is a detailed schedule for the Chubu Expressway Route 1 (Shizuoka to Shinjoh). It lists various bus routes and their respective departure times and destinations.

千葉県緊急輸送道路1次路線(交通規制対象道路)

Table with 10 columns: 区、路線番号、区間、種別、時刻、備考. This is a detailed schedule for the Chiba Prefecture Emergency Evacuation Route 1st Route. It lists bus routes for evacuation purposes and their respective departure times and destinations.





修正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>第 8 節 救援物資供給活動</b></p> <p>震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）県営水道の応急給水</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 給水方法</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水</p> <p>a、b（略）</p> <p>c <u>ボトル水</u>等による給水</p> <p>乳幼児や高齢者等を対象とした<u>ボトル水</u>の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。</p> <p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部）</p> <p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。</p> <p>なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。</p> <p>（1）、（2）（略）</p> <p>（3）救援物資の供給体制の確保</p> <p>県は、「<u>千葉県防災支援ネットワーク基本計画</u>」（平成26年2月）に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。</p> <p>なお、「<u>災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定</u>」に基づき、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については<u>一般社団法人千葉県トラック協会</u>と連携して行う。</p> <p>ア～エ</p> <p>オ 災害ボランティアの活用</p> <p>県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県災害ボランティアセンターに要請する。</p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部）</p> <p>（略）</p> <p>さらに、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 8 節 救援物資供給活動</b></p> <p>震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）県営水道の応急給水</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 給水方法</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水</p> <p>a、b（略）</p> <p>c <u>アルミボトル水</u>等による給水</p> <p>乳幼児や高齢者等を対象とした<u>アルミボトル水(375ml)</u>の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。</p> <p>2 食料・生活必需品等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部）</p> <p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需品を確保し、迅速な供給に努めるものとする。</p> <p>なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。</p> <p>（1）、（2）（略）</p> <p>（3）救援物資の供給体制の確保</p> <p>本県では、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。</p> <p>なお、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については<u>社団法人千葉県トラック協会</u>と連携して行う。</p> <p>ア～エ</p> <p>オ 災害ボランティアの活用</p> <p>県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県ボランティアセンターに要請する。</p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部）</p> <p>（略）</p> <p>さらに、今後、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 9 節 広域応援の要請及び県外支援</b></p> <p>1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部）</p> <p><u>（1）職員の派遣要請又はあつ旋</u></p> <p>ア 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 9 節 広域応援の要請及び県外支援</b></p> <p>1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部）</p> <p><u>（1）市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。</u></p>

修正案	現行																																				
<p>を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。</p> <p>イ 知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。</p> <p>(2) 応急措置の実施要請及び応援の要求</p> <p>ア 知事は、応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応急措置の実施を要請する。</p> <p>イ 知事は、災害の規模等から都道府県間の応援要請のみでは不十分なときは、災害対策基本法第74条の2第1項により、内閣総理大臣に対し、他都道府県の応援を求める。</p> <p>また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の2により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>なお、具体的な要請の内容及び体制について検討するものとする。</p>	<p>(2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。また、指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。</p> <p>(新設)</p>																																				
<p>(3) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>2 他都道府県等に対する応援要請 (防災危機管理部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定</p> <p>カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する。</p> <p>(3) 震災時等の相互応援に関する協定</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</p>	<p>2 他都道府県等に対する応援要請 (防災危機管理部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 震災時等の相互応援に関する協定</p> <p>(3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</p>																																				
<p>3 千葉県防災支援ネットワーク基本計画 (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部)</p> <p>大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊 (自衛隊等)、医療救護活動 (DMAT等)、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成26年2月に策定した千葉県防災支援ネットワーク基本計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p>																																					
<p>(1) 救援部隊</p> <p>被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。</p>																																					
<p>広域防災拠点 (広域活動拠点等) 31施設</p> <table border="1" data-bbox="142 1312 1454 1969"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考 (用途)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東葛・葛南ゾーン</td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊下総航空基地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>市営陸上競技場</td> <td>消防、警察</td> </tr> <tr> <td>大堀川防災レクリエーション公園</td> <td>消防</td> </tr> <tr> <td>県立柏の葉公園</td> <td>警察</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">千葉中央ゾーン</td> <td>陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊下志津駐屯地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>岩名運動公園</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>県総合スポーツセンター</td> <td>消防</td> </tr> <tr> <td>四街道運動公園</td> <td>消防、警察</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市原・木更津ゾーン</td> <td>陸上自衛隊木更津駐屯地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊木更津基地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊木更津基地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>市原文化の森</td> <td>消防、警察</td> </tr> <tr> <td>かずさアカデミアパーク</td> <td>消防、警察</td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考 (用途)	東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊	市営陸上競技場	消防、警察	大堀川防災レクリエーション公園	消防	県立柏の葉公園	警察	千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場	自衛隊	陸上自衛隊下志津駐屯地	自衛隊	岩名運動公園	自衛隊	県総合スポーツセンター	消防	四街道運動公園	消防、警察	市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地	自衛隊	航空自衛隊木更津基地	自衛隊	海上自衛隊木更津基地	自衛隊	市原文化の森	消防、警察	かずさアカデミアパーク	消防、警察	
支援ゾーン	施設名	備考 (用途)																																			
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊																																			
	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊																																			
	市営陸上競技場	消防、警察																																			
	大堀川防災レクリエーション公園	消防																																			
	県立柏の葉公園	警察																																			
千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場	自衛隊																																			
	陸上自衛隊下志津駐屯地	自衛隊																																			
	岩名運動公園	自衛隊																																			
	県総合スポーツセンター	消防																																			
	四街道運動公園	消防、警察																																			
市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地	自衛隊																																			
	航空自衛隊木更津基地	自衛隊																																			
	海上自衛隊木更津基地	自衛隊																																			
	市原文化の森	消防、警察																																			
	かずさアカデミアパーク	消防、警察																																			

修正案			現行
海匝・山武ゾーン	<u>県東総運動場</u> <u>昭和の森</u> <u>旭文化の杜公園</u> <u>松尾運動公園</u>	<u>自衛隊</u> <u>自衛隊</u> <u>消防、警察</u> <u>消防、警察</u>	
長生・夷隅ゾーン	<u>いすみ市文化とスポーツの森公園</u> <u>県立長生の森公園</u> <u>大多喜町B&amp;G海洋センター</u> <u>睦沢町総合運動公園</u> <u>長南町陸上競技場</u>	<u>自衛隊、消防、警察</u> <u>自衛隊、消防、警察</u> <u>自衛隊</u> <u>自衛隊</u> <u>自衛隊</u>	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	<u>海上自衛隊館山航空基地</u> <u>航空自衛隊峯岡山分屯基地</u> <u>鴨川市総合運動施設</u> <u>道の駅ふれあいパークきみつ</u> <u>県立館山運動公園</u>	<u>自衛隊</u> <u>自衛隊</u> <u>自衛隊、消防、警察</u> <u>自衛隊</u> <u>自衛隊、消防、警察</u>	
成田・印西ゾーン	<u>牧の原公園</u> <u>北羽鳥多目的広場</u>	<u>消防、警察</u> <u>消防、警察</u>	

(2) 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMATの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等） 20施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	<u>船橋市立医療センター</u> <u>東京歯科大学市川総合病院</u> <u>順天堂大学医学部附属浦安病院</u> <u>国保松戸市立病院</u> <u>東京慈恵会医科大学附属柏病院</u> <u>東京女子医科大学附属八千代医療センター</u> <u>海上自衛隊下総航空基地</u>	航空搬送拠点
千葉中央ゾーン	<u>県救急医療センター</u> <u>千葉大学医学部附属病院</u> <u>千葉市立海浜病院</u>	
市原・木更津ゾーン	<u>県循環器病センター</u> <u>帝京大学ちば総合医療センター</u> <u>君津中央病院</u>	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	<u>総合病院国保旭中央病院</u> <u>東千葉メディカルセンター</u>	平成26年4月1日開院
館山・鴨川・勝浦ゾーン	<u>安房地域医療センター</u> <u>亀田総合病院</u>	



修正案

現行

成田・印西ゾーン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院	広域災害医療拠点
----------	-----------------------------------	----------

(3) 救援物資

平成25年1月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点） 民間営業倉庫及び2施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	民間営業倉庫	
千葉中央ゾーン	民間営業倉庫	予備 予備
	幕張メッセ 県総合スポーツセンター	
市原・木更津ゾーン	民間営業倉庫	
長生・夷隅ゾーン	民間営業倉庫	
海匠・山武ゾーン	民間営業倉庫	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	近隣の民間営業を活用	
成田・印西ゾーン	民間営業倉庫	

※民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年4月に情報を更新する。

(4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター） 5施設

支援対象地域 （おもな支援対象）	名称	備考（施設名）
東葛・葛南地域 （浦安市～船橋市）	東葛飾広域災害ボランティアセンター	西部防災センター
千葉地域	千葉広域災害ボランティアセンター	県総合スポーツセンター
木更津地域	かずさ広域災害ボランティアセンター	かずさアカデミアパーク
安房地域		
海匠・山武・長生地域	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園
夷隅地域	いすみ広域災害ボランティアセンター	大多喜町B&G海洋センター

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な計画を別途作成し、広域防災拠点の運用を図る。

4 県の市町村への応援（防災危機管理部）

知事は、市町村等から災害応急対策の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資

3 県の市町村への応援（防災危機管理部）

知事は、市町村等から災害応急措置の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資

修正案	現行
<p>の提供等の応援を実施する。</p> <p>特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> 広域避難（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部）</p> <p>(1) 広域避難の調整手続等</p> <p>ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等</p> <p>市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する 被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、<u>受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。</u></p> <p>イ 都道府県域を越える広域避難</p> <p>県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、<u>運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。</u>協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。</p> <p>(2) 広域避難者への支援</p> <p>ア 避難者情報の提供</p> <p>住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、<u>避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。</u></p> <p><u>避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 被災者への情報提供等</p> <p><u>市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。</u></p> <p><u>所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。</u></p>	<p>の提供等の応援を実施する。</p> <p>特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> 広域避難者の受入れ（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部）</p> <p>(1) 広域避難の調整手続等</p> <p>ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等</p> <p>市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する 被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。<u>この場合、</u>県は、被災市町村の要請があった場合には、<u>受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。</u></p> <p>イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等</p> <p>県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。</p> <p>(2) 広域避難者への支援</p> <p>ア 全国避難者情報システム</p> <p><u>東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。</u></p> <p>県では、<u>「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第10節 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部）</p> <p>(1) 知事の要請による災害派遣</p> <p>ア、イ (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10節 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p>2 災害派遣の方法（防災危機管理部）</p> <p>(1) 知事の要請による災害派遣</p> <p>ア、イ (略)</p>



修正案

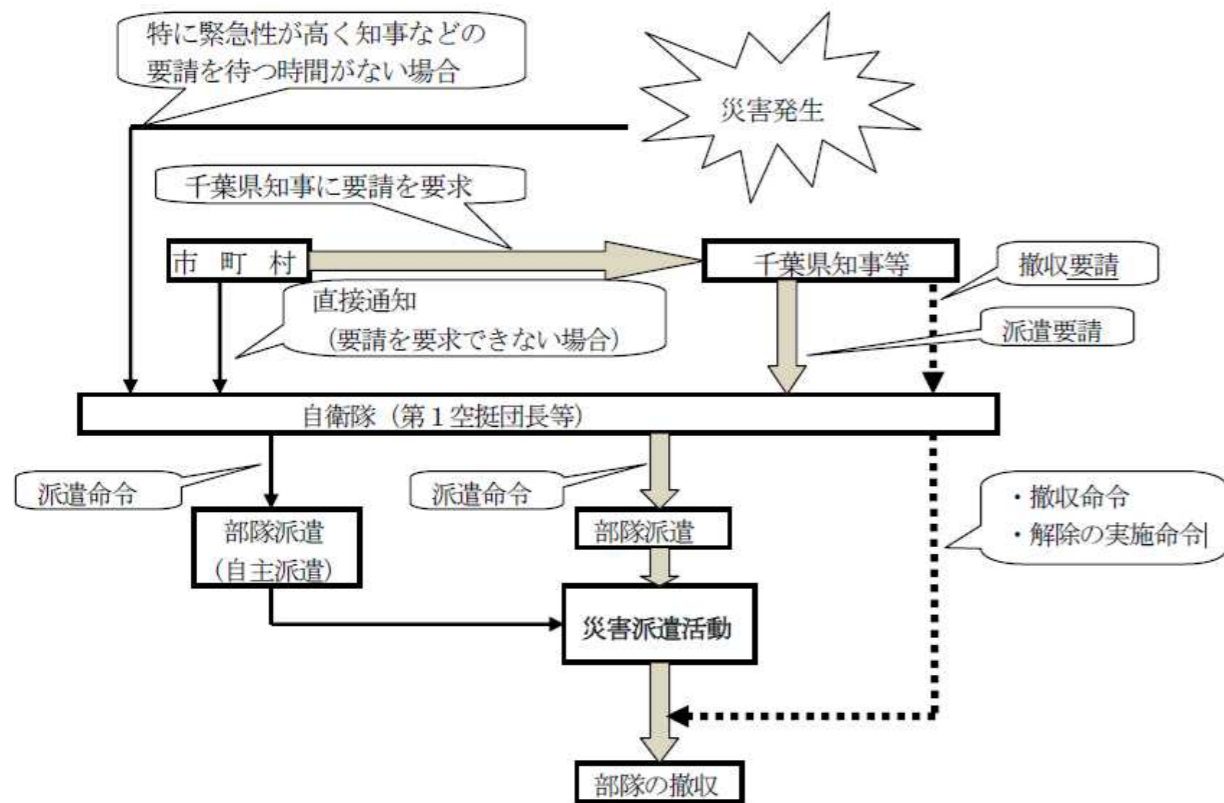
ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市町村長は、知事に対して自衛隊の災害派遣に要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、災害派遣が実施される。市町村長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等 (防災危機管理部)

(1) (略)

(2) 要請手続

ア (略)

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ 要請文書のあて先

区分	あて先	所在
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

(削除)

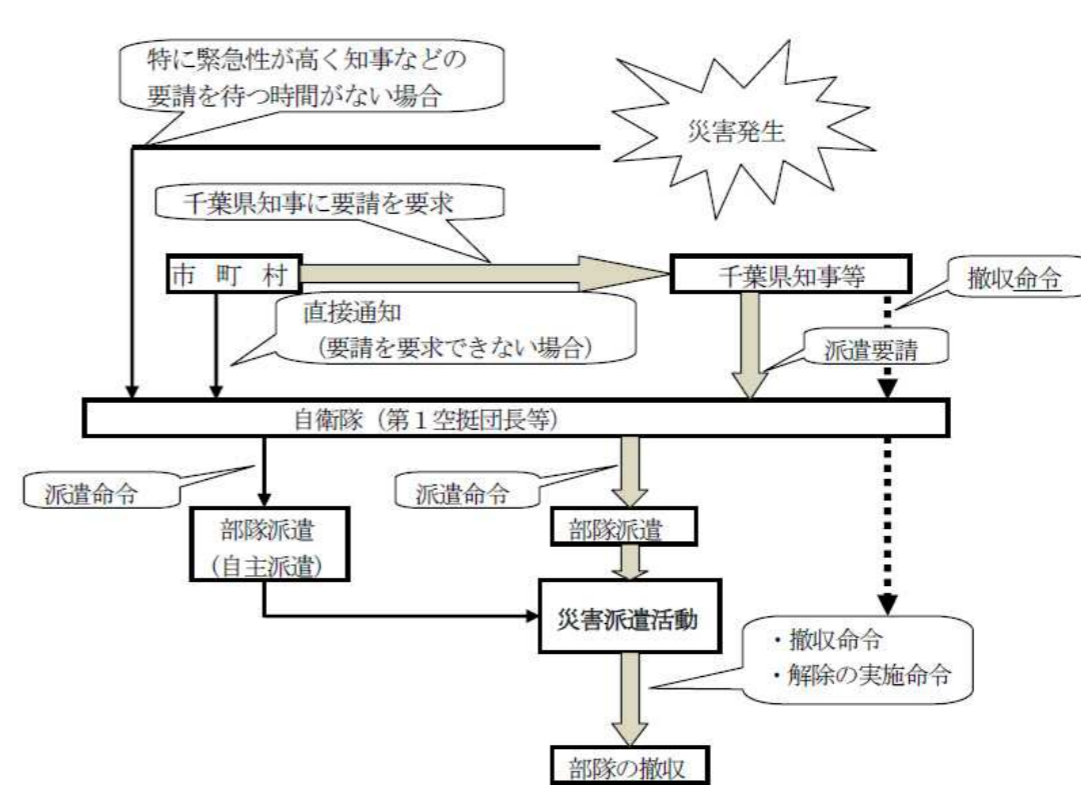
現行

ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、災害派遣が実施される。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等 (防災危機管理部)

(1) (略)

(2) 要請手続

ア (略)

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は第1補給処長を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ 要請文書のあて先

区分	あて先	所在
航空自衛隊に対するもの	第1補給処長	〒292-0061 木更津市岩根1-4-1

(3) 市町村長の通報

市町村長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速

修正案	現行
<p>(3) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知</p> <p>5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 連絡所の設置</p> <p>県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内本庁舎5階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部）</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知</p> <p>知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。</p>	<p><u>やかに知事に通知する。</u></p> <p>(4) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知</p> <p>5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 連絡所の設置</p> <p>県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部）</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報</p> <p>知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。</p>
<p><b>第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</b></p> <p>災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対する支援を行う。</p> <p><u>文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。</u></p>	<p><b>第11節 学校等における児童・生徒の安全対策</b></p> <p>災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対する支援も行う。</p>
<p>1 防災体制の確立（総務部、教育庁）</p> <p>(1) 公立学校</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 事前準備</p> <p>(ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。</p> <p>ウ 災害時の体制</p> <p>(略)</p> <p>各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。</p> <p>(ア)、(イ)（略）</p> <p>(ウ) 校長は、状況に応じ、<u>臨時休校等適切な措置をとり、当該教育委員会に報告する。</u></p> <p>エ 災害復旧時の体制</p> <p>(ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。</p> <p>(2) 私立学校（総務部）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 災害復旧時の体制</p> <p>校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、<u>防災危機管理部</u>、教育庁）</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>	<p>1 防災体制の確立（総務部、教育庁）</p> <p>(1) 公立学校</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 事前準備</p> <p>(ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。</p> <p>ウ 災害時の体制</p> <p>(略)</p> <p>各学校は、このマニュアルを活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。</p> <p>(ア)、(イ)（略）</p> <p>(ウ) 校長は、状況に応じ、<u>当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。</u></p> <p>エ 災害復旧時の体制</p> <p>(ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。</p> <p>(2) 私立学校（総務部）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 災害復旧時の体制</p> <p>校長は、施設・設備並びに教職員及び児童・生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、<u>健康福祉部</u>、教育庁）</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部</u>を市町村長が行うこととすることができる。</p>

修正案	現行
<p>(2) 学用品の給与</p> <p>ア 学用品の給与を受ける者</p> <p>(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。</p> <p>(イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、<u>専修学校</u>及び各種学校の生徒）</p> <p>(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、<u>就学に支障を生じている者</u>であること。</p> <p>イ 学用品給与の方法</p> <p>(ア)、(イ)（略）</p> <p>(ウ) <u>実際に必要なもの</u>に限り支給する。</p> <p>3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁）</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 授業料の減免</p> <p>生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。</p> <p>また、私立高等学校が定めるところにより、<u>被災</u>した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。</p> <p>イ 育英補助の措置</p> <p><u>被災</u>したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、<u>被災</u>したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。</p> <p>(2) 市町村</p> <p>市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。</p> <p>4 学校給食の実施（教育庁）</p> <p>県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。</p> <p>また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（<u>公財</u>）千葉県学校給食会等に応援を要請する。</p> <p>5 文化財の<u>応急対策</u>（教育庁）</p> <p>(1) <u>災害時の状況把握及び報告</u></p> <p>ア 県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。</p> <p>イ 市町村は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。</p> <p>ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。</p> <p>(2) <u>災害時の応急措置</u></p> <p>ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。</p> <p>イ 市町村は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、<u>応急的修理等の救済措置を講ずる。</u></p> <p>ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、<u>応急的措置や災害の拡大防止に努める。</u></p> <p><u>建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。</u></p> <p><u>有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。</u></p> <p><u>記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 2 節 帰宅困難者等対策</b></p>	<p>(2) 学用品の給与</p> <p>ア 学用品の給与を受ける者</p> <p>(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）<u>及び</u>床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。</p> <p>(イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）</p> <p>(ウ) 学用品がなく、<u>就学に支障を生じている者</u>であること。</p> <p>イ 学用品給与の方法</p> <p>(ア)、(イ)（略）</p> <p>(ウ) <u>実施</u>に必要なものに限り支給する。</p> <p>3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁）</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 授業料の減免</p> <p>生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。</p> <p>また、私立高等学校が定めるところにより、<u>り災</u>した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。</p> <p>イ 育英補助の措置</p> <p><u>り災</u>したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、<u>り災</u>したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。</p> <p>(2) 市町村</p> <p>市町村は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。</p> <p>4 学校給食の実施（教育庁）</p> <p>県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。</p> <p>また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（<u>財</u>）千葉県学校給食会等に応援を要請する。</p> <p>5 文化財の<u>保護</u>（教育庁）</p> <p>(1) <u>文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。</u></p> <p>(2) <u>文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を通じて、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 2 節 帰宅困難者等対策</b></p>

修正案	現行
<p>2 企業、学校など関係機関における施設内待機（総務部、教育庁）  企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、<u>児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、<u>児童生徒</u>を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。</u></p> <p>3 大規模集客施設や駅等における利用者保護  大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ<u>保護する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）  （1）（略）  （2）一時滞在施設への案内又は誘導  大規模集客施設や駅等で保護された利用者については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ<u>案内又は誘導する。</u>  （3）一時滞在施設の運営  施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、<u>運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。</u>その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。</p>	<p>2 企業、学校など関係機関における施設内待機（総務部、教育庁）  企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、<u>児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、<u>児童・生徒</u>を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。</u></p> <p>3 大規模集客施設や駅等における利用者保護  大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、<u>保護した利用者を市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）  （1）（略）  （2）一時滞在施設への誘導  大規模集客施設や駅等で保護された利用者については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。  （3）一時滞在施設の運営  施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。<u>その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。</u></p>
<h3>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</h3>	<h3>第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</h3>
<p>1 保健活動（健康福祉部）  （1）健康福祉センター（保健所）は災害発生時、把握している<u>要配慮者の健康状態の把握を行い、市町村が把握する要配慮者等</u>に関する情報との共有・交換を行う。  （2）、（3）（略）  （4）健康福祉センター（保健所）は、市町村が設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を支援する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、<u>深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）</u>等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。</p> <p>2 飲料水の安全確保（健康福祉部）  健康福祉センター（保健所）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、<u>飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。</u></p> <p>3 防疫（健康福祉部）  （1）、（2）（略）  （3）災害防疫の実施方法  ア 県の業務  （ア）～（エ）（略）  （オ）<u>感染症法第31条による給水制限</u></p> <p>4 死体の捜索処理等（<u>防災危機管理部</u>、健康福祉部、病院局、警察本部）  災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して<u>速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収用するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。</u>  （1）実施機関</p>	<p>1 保健活動（健康福祉部）  （1）健康福祉センター（保健所）は災害発生時、把握している<u>災害時要援護者の健康状態の把握を行い、市町村が把握する要援護者等</u>に関する情報との共有・交換を行う。  （2）、（3）（略）  （4）健康福祉センター（保健所）は、市町村が設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を支援する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、<u>エコノミークラス症候群等</u>に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。</p> <p>2 飲料水の安全確保（健康福祉部）  健康福祉センター（保健所）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、<u>直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。</u></p> <p>3 防疫（健康福祉部）  （1）、（2）（略）  （3）災害防疫の実施方法  ア 県の業務  （ア）～（エ）（略）  （オ）<u>感染症予防上の飲料水の管理</u></p> <p>4 死体の捜索処理等（<u>健康福祉部</u>、病院局、警察本部）  災害により現に行方不明の状態にあり、かつ<u>周囲</u>の事情により既に死亡していると推定される者<u>の死体を捜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。</u>  （1）実施機関</p>

修正案	現行
<p>ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市町村長が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>災害救助法による救助の基準等</u></p> <p>ア 死体の搜索 <u>行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。</u></p> <p>イ 死体の処理 <u>災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。</u></p> <p>(ア) 死体を処理する場合</p> <p>a、b (略)</p> <p>c <u>警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合</u></p> <p>ウ 埋葬 <u>災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。</u></p> <p>(ア) 埋葬を行う場合 <u>災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）</u></p> <p>(4) その他</p> <p>ア 県警察における計画</p> <p>(ア) 死体の調査 警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、<u>警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。</u></p> <p>6 清掃及び障害物の除去（<u>防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部</u>）</p> <p>(1) 震災廃棄物処理計画 県は、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）<u>及び千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン</u>に基づき、市町村における震災廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルの策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 廃棄物の収集と処理</p> <p>a, b (略)</p> <p>c 生活ごみ 生活ごみ（<u>避難所のものを含む</u>）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</p> <p>(2) 障害物の除去</p> <p>(削除)</p>	<p>ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市町村長が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 救助の基準等</p> <p>ア 死体の搜索 <u>行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者</u></p> <p>イ 死体の処理</p> <p>(ア) 死体を処理する場合</p> <p>a、b (略)</p> <p>c 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の<u>死体検視（見分）</u>終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合</p> <p>ウ 埋葬</p> <p>(ア) 埋葬を行う場合</p> <p>a <u>災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）</u></p> <p>b <u>災害のため埋葬を行うことが困難な場合（遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡しできない場合など）</u></p> <p>(4) その他</p> <p>ア 県警察における計画</p> <p>(ア) 死体の検視（見分） 警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、<u>死体取扱規則等により検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。</u></p> <p>6 清掃及び障害物の除去（<u>健康福祉部、環境生活部、農林水産部、県土整備部</u>）</p> <p>(1) 震災廃棄物処理計画 県は、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）に基づき、市町村における震災廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 廃棄物の収集と処理</p> <p>a, b (略)</p> <p>c 生活ごみ 生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</p> <p>(2) 障害物の除去</p> <p><u>ア 実施機関</u> <u>災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行</u></p>

修正案	現行
<p>ア (略)</p> <p>イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画</p> <p>ウ 住宅関連障害物除去計画</p> <p><u>災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。</u></p> <p>(ア) 実施機関</p> <p><u>住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</u></p> <p><u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p><u>当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 障害物の除去の方法</p> <p>a 救助の実施機関が、<u>作業員</u>あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。</p>	<p><u>うものとする。</u></p> <p><u>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</u></p> <p><u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p><u>(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援をて実施するものとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画</p> <p>エ 住宅関連障害物除去計画</p> <p><u>住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているもの 除去は、次のとおりである。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 障害物の除去の方法</p> <p>a 救助の実施機関が、<u>人夫</u>あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 1 4 節 応急仮設住宅の<u>供与</u>及び住宅の応急修理</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 4 節 応急仮設住宅の<u>建設</u>及び住宅の応急修理</b></p>
<p>震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の<u>供与</u>や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。</p>	<p>震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の<u>建設</u>や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。</p>
<p>1 応急仮設住宅の<u>供与</u>等 (防災危機管理部、農林水産部、県土整備部)</p> <p>災害により<u>住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。</u></p> <p>(1) 応急仮設住宅の<u>供与</u> (防災危機管理部、農林水産部、県土整備部)</p> <p>地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を收容するため、応急仮設住宅を<u>供与</u>する。</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の<u>供与</u>は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>イ <u>供与の方法</u></p> <p>(ア) <u>建設</u></p> <p><u>あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。</u></p> <p>(イ) <u>民間賃貸住宅の借り上げ</u></p> <p><u>被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。</u></p> <p>(2) <u>被災した住宅の応急修理計画</u></p> <p>災害により、住家が半壊又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができな</p>	<p>1 応急仮設住宅の提供等 (防災危機管理部、<u>健康福祉部</u>、農林水産部、県土整備部)</p> <p>災害により<u>住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。</u></p> <p>(1) 応急仮設住宅の<u>建設等</u> (健康福祉部、農林水産部、県土整備部)</p> <p>地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を收容するため、応急仮設住宅を建設する。</p> <p><u>その際あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行う。</u></p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の<u>建設</u>は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>イ <u>民間賃貸住宅の借り上げ</u></p> <p><u>公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、県は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるように努める。</u></p> <p>(2) 住宅の応急修理計画</p> <p>災害により、住家が半壊、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、または大規模な補修を行わなければ居</p>



修正案	現行
<p>い <u>被災者</u>に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。</p> <p>ア 実施機関  (ア) <u>被災した住宅</u>の応急修理は、市町村長が行うものとする。  ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。  なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(3) 建設資材の確保  ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①<u>一般社団法人プレハブ建築協会</u>②<u>一般社団法人千葉県建設業協会</u>③<u>一般社団法人全国木造建設事業協会</u>のあっせんする業者を通じて確保する。</p> <p>3 被災宅地危険度判定支援体制の整備（県土整備部）  (1) 被災宅地危険度判定体制の整備  県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。</p> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録  県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を取得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理にあたる。</p> <p>4 <u>罹災証明書の交付体制の確立</u>  市町村は、<u>遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。</u>  <u>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。</u></p>	<p><u>住することが困難である程度に住家が半壊した住民</u>に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。</p> <p>ア 実施機関  (ア) 住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。  ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。  なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部</u>を市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(3) 建設資材の確保  ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①<u>社団法人プレハブ建築協会</u>②<u>社団法人千葉県建設業協会</u>のあっせんする業者を通じて確保する。</p> <p>3 被災宅地危険度判定支援体制の整備（県土整備部）  (1) 被災宅地危険度判定体制の整備  県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。</p> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録  県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術を取得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理にあたる。</p> <p>4 <u>り災証明書の交付</u>  市町村は、<u>各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書や被災証明書の交付体制を確立し、被災者に交付する。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</b></p> <p>1 水道施設（総合企画部、水道局）  (1)、(2)（略）  (3) 県営水道の応急復旧  イ 応急復旧  (ア)～(ウ)（略）  (エ) 応急復旧は、県水道局職員と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。  組合の<u>施工業者</u>に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。  (オ) <u>施工</u>に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。</p> <p>(4) 広報対策  <u>水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。</u></p> <p>3 電気施設  (1) 震災時の活動体制  地震災害が発生したとき、東京電力は、次により非常災害対策本部を千葉支店内に設置する。本部の下に情報班、<u>広報班、工務復旧班、配電復旧班、建設復旧班、通信班、給電班、カスタマーセンター班及び総務班の9班</u>を置く。  (2) 震災時の応急措置  ア、イ（略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</b></p> <p>1 水道施設（総合企画部、水道局）  (1)、(2)（略）  (3) 県営水道の応急復旧  イ 応急復旧  (ア)～(ウ)（略）  (エ) 応急復旧は、県水道局職員と千葉県水道管工事協同組合等による復旧作業班を編制し実施する。  組合の<u>施行業者</u>に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。  (オ) <u>施行</u>に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。</p> <p>(新設)</p> <p>3 電気施設  (1) 震災時の活動体制  地震災害が発生したとき、東京電力は、次により非常災害対策本部を千葉支店内に設置する。本部の下に情報班、<u>復旧班、給電班、資材班、厚生班、システム班、カスタマーセンター班及び総務班の8班</u>を置く。  (2) 震災時の応急措置  ア、イ（略）</p>

修正案	現行
<p>ウ 震災時における危険予防措置  災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 応急復旧対策  ア (略)  イ 復旧の順位  (ア) 送電設備  a、b (略)  c <u>一部回線送電不能の主要線路</u>  d <u>一部回線送電不能のその他の線路</u></p> <p>ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。  (ア) <u>無断昇柱、無断工事をしないこと。</u>  (イ) <u>電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。</u>  (ウ) <u>断線垂下している電線には絶対に触らないこと。</u>  (エ) <u>建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。</u>  (オ) <u>屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u>  (カ) <u>地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。</u>  (キ) <u>その他事故防止のための留意すべき事項。</u></p> <p>4 ガス施設  (1)、(2) (略)  (3) 災害時の広報  災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するほか、<u>市町村等へ広報を要請するなど、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。</u></p> <p>5 通信施設  (1) 東日本電信電話㈱  ア 震災時の活動体制  (ア) 災害対策本部の設置  震災が発生した場合は、その状況により、<u>千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。</u>  イ 発災時の応急措置  (ア) (略)  (イ) 応急措置  a (略)  b <u>災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保</u>  c～g (略)  h <u>災害用伝言ダイヤル「171」の運用</u></p> <p>(2) <u>㈱NTTドコモ</u>  ア (略)</p>	<p>ウ 震災時における危険予防措置  災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。</p> <p>(3) 応急復旧対策  ア (略)  イ 復旧の順位  (ア) 送電設備  a、b (略)  c <u>1回線送電不能の重要線路</u>  d <u>1回線送電不能のその他の線路</u></p> <p>ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。  (ア) <u>切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。</u>  (イ) <u>使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。</u>  (ウ) <u>外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。</u>  (エ) <u>電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等が発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。</u>  (オ) <u>建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。</u></p> <p>4 ガス施設  (1)、(2) (略)  (3) 災害時の広報  災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、<u>県民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。</u></p> <p>5 通信施設  (1) 東日本電信電話㈱  ア 震災時の活動体制  (ア) 災害対策本部の設置  震災が発生した場合は、その状況により、<u>千葉支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をと</u>  イ 発災時の応急措置  (ア) (略)  (イ) 応急措置  a (略)  b <u>非常通話、緊急通話の優先、確保</u>  c～g (略)  h <u>伝言・取次サービスの実施</u></p> <p>(2) <u>㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>  ア (略)</p>



修正案	現行								
<p>イ 発災時の応急措置 (ア)、(イ) (ウ) 災害時の広報 震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、<u>インターネット等</u>によって次の事項を利用者に通知する。 a～c (略) d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始</p> <p>(3) KDD I(株) KDD I(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。 災害発生時には、<u>局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。</u> 通信に輻輳が発生した場合は<u>輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。</u></p> <p>(4) ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクモバイル(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。</u> <u>また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。</u></p> <p>(5) 日本郵便(株) <u>被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。</u> <u>被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</u> <u>また、災害特別事務取扱いを実施するほか、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。</u></p>	<p>イ 発災時の応急措置 (ア)、(イ) (ウ) 災害時の広報 震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。 a～c (略) (新設)</p> <p>(3) KDD I(株) KDD I(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。 災害の発生時には、<u>局社の点検をする</u>とともに、<u>中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。</u> 通信に輻輳が発生した場合には<u>通信の利用制限</u>を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。 (新設)</p> <p>(4) 郵便事業(株) <u>被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。</u></p> <p>(5) 郵便局(株) <u>被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</u> <u>また、郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。</u></p>								
<p>8 道路・橋梁 (県土整備部) (1) 災害時の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="62 1501 1481 1837"> <thead> <tr> <th data-bbox="62 1501 267 1543">機関名</th> <th data-bbox="267 1501 1481 1543">応 急 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="62 1543 267 1837">県</td> <td data-bbox="267 1543 1481 1837"> <p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン関係占有者、(一社)千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により (一社)千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。 ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。 &lt;資料編1-22 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて&gt;</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	応 急 措 置	県	<p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン関係占有者、(一社)千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により (一社)千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。 ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。 &lt;資料編1-22 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて&gt;</p>	<p>8 道路・橋梁 (県土整備部) (1) 災害時の応急措置</p> <table border="1" data-bbox="1481 1501 2908 1837"> <thead> <tr> <th data-bbox="1481 1501 1721 1543">機関名</th> <th data-bbox="1721 1501 2908 1543">応 急 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1481 1543 1721 1837">県</td> <td data-bbox="1721 1543 2908 1837"> <p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占有者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。 ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。 &lt;資料編1-22 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて&gt;</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	応 急 措 置	県	<p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占有者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。 ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。 &lt;資料編1-22 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて&gt;</p>
機関名	応 急 措 置								
県	<p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン関係占有者、(一社)千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により (一社)千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。 ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。 &lt;資料編1-22 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて&gt;</p>								
機関名	応 急 措 置								
県	<p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占有者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。 ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。 &lt;資料編1-22 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて&gt;</p>								

修正案

(2) 応急復旧対策

機 関 名	応 急 復 旧 対 策
県	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に(一社)千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

9 交通施設（総合企画部、県土整備部）

- (1) (略)
- (2) 発災時の初動措置
  - ア 運転規制

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
東京地下鉄株	強い地震が発生し、地震警報装置又は早期地震警報装置に震度4以上の表示があった場合は、 <u>全列車を緊急停止させた後、次の取扱いを行う。</u> 1 <u>第2地震警報（震度4以下）</u> 先発列車のあった駅までは、注意運転とする。 <u>(震度4の場合は25km/h以下とする。)</u> 運転士の報告に基づき運転規制を解除する。 2 <u>第1地震警報（震度5弱以上）</u> 運転見合せとする。工務及び電気関係区長の歩行点検の報告に基づき注意運転とし、 <u>運転士の報告に基づき運転規制を解除する。</u>

(4) 事故発生時の救護活動

機 関 名	救 護 活 動
東京地下鉄株	駅係員、乗務員等は、 <u>負傷者の救出・救護を最優先とし、二次災害及び被害拡大の防止に努め、旅客の安全を図る。</u>

第16節 ボランティアの協力

(略)  
(削除)

現行

(2) 応急復旧対策

機 関 名	応 急 復 旧 対 策
県	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に <u>応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。</u>

9 交通施設（総合企画部、県土整備部）

- (1) (略)
- (2) 発災時の初動措置
  - ア 運転規制

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
東京地下鉄株	強い地震が発生し、地震警報装置又は早期地震警報装置に <u>地震注意報又は地震警報</u> の表示があった場合は、次の取扱いを行う。 1 <u>地震注意報（25ガル以上）</u> 先発列車のあった駅までは、注意運転とする。運転士の報告に基づき運転規制を解除する。 2 <u>地震警報（40ガル以上）</u> <u>全列車緊急停止させ、以下の運転規制により取り扱う。</u> (1) <u>第3地震警報（40ガル以上）</u> <u>先発列車のあった駅までは、25km/h以下の注意運転。</u> (2) <u>第2地震警報（80ガル以上）</u> <u>先発列車のあった駅までは、15km/h以下の注意運転。</u> (3) <u>第1地震警報（100ガル以上）</u> <u>運転見合せ</u> 工務及び電気関係区長の報告に基づき運転規制を解除する。

(4) 事故発生時の救護活動

機 関 名	救 護 活 動
東京地下鉄株	駅係員、乗務員等は、 <u>死傷者の救出・救護を最優先とし、二次災害及び被害拡大の防止に努め、旅客の安全を図る。</u>

第16節 ボランティアの協力

(略)

県災害ボランティアセンターは、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行うこととし、具体的には、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施する。

また、発災時に迅速な受入ができるよう県災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。このため、千葉県災害ボランティアセンター連絡会を中心に、常日頃から連携体制の強化に努めるとともに、市町村における様々な主体による連携体制の構築を促進する。

修正案

1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

(1) 市町村災害ボランティアセンター  
 災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市町村は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市町村災害ボランティアセンターを設置する。  
 なお、当センターの運営は、市町村社会福祉協議会が行うことができる。

(2) 県災害ボランティアセンター  
 大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。  
 また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。  
 (県災害ボランティアセンター連絡会)  
 構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など13団体

(3) 広域災害ボランティアセンター  
 複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。  
 なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。  
 当該センターの設置場所は、次の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
東葛飾広域災害VC	東葛・葛南	西部防災センター（松戸市）
千葉広域災害VC	千葉	県総合スポーツセンター（千葉市）
かずさ広域災害VC	木更津・安房	かずさアカデミアパーク（木更津市）
九十九里広域災害VC	海匝・山武・長生	さんぶの森公園（山武市）
いすみ広域災害VC	夷隅	大多喜町B&G海洋センター（大多喜町）

※印旛、香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）

(1) 専門分野  
 ア～カ（略）  
 キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供

(2) 一般分野  
 ア～ウ  
 エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）

(1) (略)

(2) 団 体

現行

市町村災害ボランティアセンターについては、市町村社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、県及び市町村は、その運営を支援する。  
 (新設)

1 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）

(1) 専門分野  
 ア～カ（略）  
 キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供

(2) 一般分野  
 ア～ウ  
 エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の支援

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）

(1) (略)

(2) 団 体

修正案	現行																								
<p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>(公財) ちば国際コンベンションビューロー</u></p> <p>エ <u>(一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部</u></p> <p>4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 平時におけるボランティア意識の啓発 (略)</p> <p>「千葉県県民活動推進計画」に基づき「<u>ちば県民活動PR月間</u>」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。</p> <p>5 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 県担当部局による登録</p> <table border="1" data-bbox="172 632 1261 1073"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護、地域保健</td> <td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等</td> <td>健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課</td> </tr> <tr> <td>外国語通訳、翻訳、情報提供</td> <td>(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター</td> <td>総合企画部国際課</td> </tr> <tr> <td>通信、情報連絡</td> <td>(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部</td> <td>防災危機管理部危機管理課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>災害ボランティアセンター</u>による登録・派遣</p> <p>県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市町村災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。</p> <p>市町村災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市町村内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。</p> <p>さらに、活動希望者が全国規模で予想される場合には、近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。</p> <p>(3) ボランティアニーズの把握</p> <p>被災市町村は被災現地における体制を整備し、被災地市町村災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。</p> <p>県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。</p> <p>(4) 各種ボランティア団体との連携</p> <p>県災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。</p> <p>6 ボランティア受入体制 (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) (略)</p>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課	外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課	通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課	<p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>財団法人ちば国際コンベンションビューロー</u></p> <p>エ <u>社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部</u></p> <p>3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 平時におけるボランティア意識の啓発 (略)</p> <p>「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「<u>NPO月間</u>」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。</p> <p>4 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 県担当部局による登録</p> <table border="1" data-bbox="1567 625 2635 1073"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護</td> <td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師</td> <td>健康福祉部医療整備課</td> </tr> <tr> <td>外国語通訳、翻訳、情報提供</td> <td>(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳、災害時外国人サポーター</td> <td>総合企画部国際課</td> </tr> <tr> <td>通信、情報連絡</td> <td>(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部</td> <td>防災危機管理部消防課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>県災害ボランティアセンター及び市町村災害ボランティアセンター</u>による登録</p> <p>一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。</p> <p>県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。</p> <p>また、被災地周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地に派遣するものとする。</p> <p>さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。</p> <p>(3) <u>被災現地における受付</u></p> <p>被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。</p> <p>(4) ボランティアニーズの把握</p> <p>被災市町村は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。</p> <p>県災害ボランティアセンターは、被災市町村との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。</p> <p>(5) 各種ボランティア団体との連携</p> <p>県災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部や県及び市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。</p> <p>5 ボランティア受入体制 (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) (略)</p>	活動分野	個人・団体	県受付窓口	医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課	外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課	通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部消防課
活動分野	個人・団体	県受付窓口																							
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課																							
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課																							
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課																							
活動分野	個人・団体	県受付窓口																							
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課																							
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課																							
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部消防課																							

修正案

(2) 市町村災害ボランティアセンターの活動拠点の提供  
 市町村災害ボランティアセンターの活動拠点については、市町村が用意する。  
また、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。

(3) (略)

(4) 保険の付与  
 ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地市町村災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等 (防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁)  
一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。  
そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。  
また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する

奉 仕 団 名	災 害 時 に お け る 活 動 ( 役 割 )
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、 <u>避難所</u> の運営補助(受付、清掃、案内等)、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	<u>避難所</u> の運営補助(清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等)、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、 <u>避難所</u> での運営補助(健康相談・血圧測定等)
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	<u>避難所</u> での運営補助(救援物資の搬送及び配付等)

現行

(2) 市町村災害ボランティアセンターや活動拠点の提供  
 市町村災害ボランティアセンターや活動拠点については、市町村と運営主体の市町村社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) (略)

(4) 保険の付与  
 ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

6 ボランティアコーディネーターの養成 (防災危機管理部、環境生活部、教育庁)  
一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。  
そこで、次のような研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

(1) 災害対策コーディネーター養成講座 (県防災危機管理部)  
 (2) ボランティアコーディネーター育成講座 (県環境生活部)  
 (3) さわやかちば県民プラザにおける研修・情報提供 (県教育庁)  
 (4) ボランティアコーディネーター研修(災害編) (県社会福祉協議会)

7 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア説明会	一般県民	防災ボランティアの概要
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉 仕 団 名	災 害 時 に お け る 活 動 ( 役 割 )
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、 <u>避難場所</u> の運営補助(受付、清掃、案内等)、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	<u>避難場所</u> の運営補助(清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等)、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、 <u>避難場所</u> での運営補助(健康相談・血圧測定等)
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	<u>津波又は洪水</u> による溺水者の救助及び応急手当等

修正案	現行																																
<p style="text-align: center;"><b>第4章 災害復旧計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 被災者生活安定のための支援</b></p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁）  <u>市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。</u>  <u>県は、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する</u></p> <p>2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部）</p> <p>3 公営住宅の建設等（県土整備部）</p> <p>4 災害援護資金（防災危機管理部）</p> <p>(1) 貸付対象</p> <p>ア 貸付の対象となる被害</p> <p><u>(ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合</u></p> <p><u>(イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合</u></p> <p>イ 世帯の所得制限</p> <p><u>上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を 加えた額に満たないものの世帯主</u>  <u>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</u></p> <p>(2) 貸付限度額</p> <p>ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合</p> <table border="1" data-bbox="133 1228 1068 1354"> <tr><td><u>(ア) 家財等の損害がない場合</u></td><td style="text-align: right;">150万円</td></tr> <tr><td><u>(イ) 家財の1/3以上の損害</u></td><td style="text-align: right;">250万円</td></tr> <tr><td><u>(ウ) 住居の半壊</u></td><td style="text-align: right;">270万円</td></tr> </table> <p><u>ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を</u>  <u>取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</u></p> <table border="1" data-bbox="133 1396 1068 1470"> <tr><td><u>(エ) 住居の全壊</u></td><td style="text-align: right;">350万円</td></tr> </table> <p>イ 世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合</p> <table border="1" data-bbox="133 1522 1068 1596"> <tr><td><u>(ア) 家財の1/3以上の損害</u></td><td style="text-align: right;">150万円</td></tr> <tr><td><u>(イ) 住居の半壊</u></td><td style="text-align: right;">170万円</td></tr> </table> <p><u>ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を</u>  <u>取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</u></p> <table border="1" data-bbox="133 1648 1068 1722"> <tr><td><u>(ウ) 住居の全壊（(エ)を除く）</u></td><td style="text-align: right;">250万円</td></tr> </table> <p><u>ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を</u>  <u>取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</u></p> <table border="1" data-bbox="133 1774 1068 1848"> <tr><td><u>(エ) 住居の全体が滅失若しくは流失</u></td><td style="text-align: right;">350万円</td></tr> </table> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）</p> <p>イ 据置期間 3年（特別な場合5年）</p>	<u>(ア) 家財等の損害がない場合</u>	150万円	<u>(イ) 家財の1/3以上の損害</u>	250万円	<u>(ウ) 住居の半壊</u>	270万円	<u>(エ) 住居の全壊</u>	350万円	<u>(ア) 家財の1/3以上の損害</u>	150万円	<u>(イ) 住居の半壊</u>	170万円	<u>(ウ) 住居の全壊（(エ)を除く）</u>	250万円	<u>(エ) 住居の全体が滅失若しくは流失</u>	350万円	<p style="text-align: center;"><b>第4章 災害復旧計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 被災者生活安定のための支援</b></p> <p>(新設)</p> <p>1 被災者生活再建支援金（防災危機管理部）</p> <p>2 公営住宅の建設等（県土整備部）</p> <p>3 災害援護資金（健康福祉部）</p> <p>(1) 貸付対象</p> <p><u>ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を 加えた額に満たないものの世帯主</u>  <u>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</u></p> <p><u>ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合</u></p> <p><u>イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると 認められる場合</u></p> <p>(2) 貸付金額</p> <table border="1" data-bbox="1528 1186 2522 1554"> <tr><td><u>ア 上記(1)のアの場合</u></td><td style="text-align: right;">150万円以内</td></tr> <tr><td><u>イ 上記(1)のアと家財の損害が重複した場合</u></td><td style="text-align: right;">250万円以内</td></tr> <tr><td><u>ウ 上記(1)のアと住居が半壊した場合</u></td><td style="text-align: right;">270万円以内</td></tr> <tr><td><u>エ 上記(1)のアと住居が全壊した場合</u></td><td style="text-align: right;">350万円以内</td></tr> <tr><td><u>オ 家財の損害の場合（上記(1)のイの場合）</u></td><td style="text-align: right;">150万円以内</td></tr> <tr><td><u>カ 住居が半壊した場合</u></td><td style="text-align: right;">170万円以内</td></tr> <tr><td><u>キ 住居が全壊した場合（クを除く）</u></td><td style="text-align: right;">250万円以内</td></tr> <tr><td><u>ク 住居の全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合</u></td><td style="text-align: right;">350万円以内</td></tr> </table> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年（うち据置期間3年）</p>	<u>ア 上記(1)のアの場合</u>	150万円以内	<u>イ 上記(1)のアと家財の損害が重複した場合</u>	250万円以内	<u>ウ 上記(1)のアと住居が半壊した場合</u>	270万円以内	<u>エ 上記(1)のアと住居が全壊した場合</u>	350万円以内	<u>オ 家財の損害の場合（上記(1)のイの場合）</u>	150万円以内	<u>カ 住居が半壊した場合</u>	170万円以内	<u>キ 住居が全壊した場合（クを除く）</u>	250万円以内	<u>ク 住居の全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合</u>	350万円以内
<u>(ア) 家財等の損害がない場合</u>	150万円																																
<u>(イ) 家財の1/3以上の損害</u>	250万円																																
<u>(ウ) 住居の半壊</u>	270万円																																
<u>(エ) 住居の全壊</u>	350万円																																
<u>(ア) 家財の1/3以上の損害</u>	150万円																																
<u>(イ) 住居の半壊</u>	170万円																																
<u>(ウ) 住居の全壊（(エ)を除く）</u>	250万円																																
<u>(エ) 住居の全体が滅失若しくは流失</u>	350万円																																
<u>ア 上記(1)のアの場合</u>	150万円以内																																
<u>イ 上記(1)のアと家財の損害が重複した場合</u>	250万円以内																																
<u>ウ 上記(1)のアと住居が半壊した場合</u>	270万円以内																																
<u>エ 上記(1)のアと住居が全壊した場合</u>	350万円以内																																
<u>オ 家財の損害の場合（上記(1)のイの場合）</u>	150万円以内																																
<u>カ 住居が半壊した場合</u>	170万円以内																																
<u>キ 住居が全壊した場合（クを除く）</u>	250万円以内																																
<u>ク 住居の全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合</u>	350万円以内																																

修正案	現行																		
<p> <u>ウ</u> 利子 年3% (据置期間中は無利子)  <u>エ</u> 保証人 連帯保証人になること  <u>5</u> 生活福祉資金 (健康福祉部)  <u>6</u> 県税の減免等 (総務部)  <u>7</u> 生活相談  <u>8</u> 雇用の維持に向けた事業主への支援 (商工労働部)  <u>9</u> 義援金 (防災危機管理部、出納局)            県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集团体 (日本赤十字社千葉県支部等) に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集团体、市町村と連携しながら、<u>确实・迅速に配分する。</u>            また、市町村は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画を策定する。            なお、義援物資については「第3章 災害応急対策計画 第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需物資等の供給体制」による。  <u>(1) 募集の決定及び周知並びに受付</u>  <u>ア 県が募集する義援金</u> <table border="1" data-bbox="213 831 1338 1404"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td> <u>1 募集の決定及び周知</u>  <u>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</u>  <u>(1) 振込金融機関口座 (金融機関名、口座番号、口座名等)</u>  <u>(2) 受付窓口</u>  <u>(3) 募集期間</u>  <u>(4) 振込手数料の取扱い</u>  <u>(5) 税制上の取扱い</u>  <u>(6) 配分方法</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>2 受付</u>  <u>義援金は出納局で受け付ける。</u>  <u>(※寄附金 (見舞金) は防災危機管理部で受け付ける。)</u> </td> </tr> </tbody> </table>   <u>イ 義援金募集团体が募集する義援金</u> <table border="1" data-bbox="213 1486 1338 1835"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">義 援 金 募 集 団 体</td> <td> <u>1 募集の決定及び周知</u>  <u>県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>2 受付</u>  <u>関係団体 (市町村、社会福祉協議会等) と連携を図りながら、受け付ける。</u>  <u>寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>   <u>(2) 配分</u> </p>	機関名	内 容	県	<u>1 募集の決定及び周知</u> <u>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</u> <u>(1) 振込金融機関口座 (金融機関名、口座番号、口座名等)</u> <u>(2) 受付窓口</u> <u>(3) 募集期間</u> <u>(4) 振込手数料の取扱い</u> <u>(5) 税制上の取扱い</u> <u>(6) 配分方法</u>	<u>2 受付</u> <u>義援金は出納局で受け付ける。</u> <u>(※寄附金 (見舞金) は防災危機管理部で受け付ける。)</u>	機関名	内 容	義 援 金 募 集 団 体	<u>1 募集の決定及び周知</u> <u>県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</u>	<u>2 受付</u> <u>関係団体 (市町村、社会福祉協議会等) と連携を図りながら、受け付ける。</u> <u>寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</u>	<p> <u>イ</u> 利子 年3% (据置期間中は無利子)  <u>ウ</u> 保証人 連帯保証人になること  <u>4</u> 生活福祉資金 (健康福祉部)  <u>5</u> 県税の減免等 (総務部)  <u>6</u> 生活相談  <u>7</u> 雇用の維持に向けた事業主への支援 (商工労働部)  <u>8</u> 義援金品の配布 (防災危機管理部、健康福祉部、出納局)    <u>(1) 義援金品の受付</u> <table border="1" data-bbox="1590 787 2792 1131"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td><u>県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、出納局において受け入れ保管する。義援品は、健康福祉部において受け付ける。</u></td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td><u>市町村は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定しておくものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>日 赤 千 葉 県 支 部</td> <td><u>日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市町村 (地区、分区) において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</u></td> </tr> </tbody> </table>   <u>(2) 義援金品の配分及び輸送</u> </p>	機関名	計 画 内 容	県	<u>県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、出納局において受け入れ保管する。義援品は、健康福祉部において受け付ける。</u>	市 町 村	<u>市町村は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定しておくものとする。</u>	日 赤 千 葉 県 支 部	<u>日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市町村 (地区、分区) において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</u>
機関名	内 容																		
県	<u>1 募集の決定及び周知</u> <u>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</u> <u>(1) 振込金融機関口座 (金融機関名、口座番号、口座名等)</u> <u>(2) 受付窓口</u> <u>(3) 募集期間</u> <u>(4) 振込手数料の取扱い</u> <u>(5) 税制上の取扱い</u> <u>(6) 配分方法</u>																		
	<u>2 受付</u> <u>義援金は出納局で受け付ける。</u> <u>(※寄附金 (見舞金) は防災危機管理部で受け付ける。)</u>																		
機関名	内 容																		
義 援 金 募 集 団 体	<u>1 募集の決定及び周知</u> <u>県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</u>																		
	<u>2 受付</u> <u>関係団体 (市町村、社会福祉協議会等) と連携を図りながら、受け付ける。</u> <u>寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</u>																		
機関名	計 画 内 容																		
県	<u>県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、出納局において受け入れ保管する。義援品は、健康福祉部において受け付ける。</u>																		
市 町 村	<u>市町村は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定しておくものとする。</u>																		
日 赤 千 葉 県 支 部	<u>日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市町村 (地区、分区) において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</u>																		

修正案																		
機関名	内 容																	
県	<p>県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。</p> <p>配分基準は、原則として下表のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。</p> <p>(表) 配分基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配 分 対 象</th> <th>配 分 比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人的被害 (配分対象者)</td> <td>死者</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>行方不明者(死亡と推定される者)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住家被害 (配分対象世帯)</td> <td>全壊(半壊解体、敷地被害解体を含む。)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※ 床上浸水世帯を1とする)</p>	配 分 対 象		配 分 比	人的被害 (配分対象者)	死者	10	行方不明者(死亡と推定される者)	10	重傷者	5	住家被害 (配分対象世帯)	全壊(半壊解体、敷地被害解体を含む。)	10	半壊	5	床上浸水	1
	配 分 対 象		配 分 比															
人的被害 (配分対象者)	死者	10																
	行方不明者(死亡と推定される者)	10																
	重傷者	5																
住家被害 (配分対象世帯)	全壊(半壊解体、敷地被害解体を含む。)	10																
	半壊	5																
	床上浸水	1																
市 町 村	県又は義援金募集团体から送付された義援金を、被災者に配分する。																	

(3) 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

機関名	内 容
県	義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

10 その他の生活確保

機関名	生 活 確 保 の 取 扱 い

現行	
機関名	計 画 内 容
県	<p>1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。</p> <p>2 義援品は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市町村の指定する場所まで輸送して市町村に引き渡すものとする。</p>
市 町 村	市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
日 赤 千 葉 県 支 部	赤十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により決定する。

(3) 義援品の保管場所

機関名	計 画 内 容
県	義援品を配分するまでの一時保管場所として、防災センター等を使用する。
市 町 村	市町村は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。

9 その他の生活確保

機関名	生 活 確 保 の 取 扱 い



修正案	
日本郵便株	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便株は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。</p> <p><u>1 郵便関係</u></p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付  災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除  災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>2 災害時における窓口業務の維持</p> <p>3 株ゆうちょ銀行の非常払及び株かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>

11 中小企業への融資（商工労働部）

12 農林漁業者への融資（農林水産部）

平成26年10月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間

現行	
郵便事業株	<p>災害救助法が発動された場合、郵便事業株は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付  災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除  災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p>
郵便局株	<p>1 災害時における窓口業務の維持</p> <p>2 郵便事業株の災害特別事務取扱い、株ゆうちょ銀行の非常払及び株かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>

10 中小企業への融資（商工労働部）

11 農林漁業者への融資（農林水産部）

平成24年4月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間

修正案						現行					
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	《個人》 ・果樹栽培、家畜・家さんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円)  《法人》 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家さんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等 原則5年以内)	天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	《個人》 ・果樹栽培、家畜・家さんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円)  《法人》 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家畜・家さんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等 原則5年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則5年以内		5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等 原則5年以内)		6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家畜・家さんの購入等 原則5年以内)
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家さん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	5年以内	県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	天災資金と同じ	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用例0.855%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)		施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用例0.855%)	6年以内 (据置2年以内)

修正案						現行						
県単 漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	5年以内	県漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%又は300万円	変動 (毎月見直し)	5年以内	
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)		施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%又は500万円		6年以内 (据置2年以内)	
株 日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)	株 日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)		農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)			10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内		30年(据置20年以内)		林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内			30年(据置20年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		20年(据置3年以内)			災害による林道の復旧	80%以内			20年(据置3年以内)
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年(据置5年以内)			災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内			15年(据置5年以内)
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)			
漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額		12年 (据置2年以内)	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額		12年 (据置2年以内)			
株 日本政策金融公庫資金	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)	株 日本政策金融公庫資金	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、特々認800万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)	
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)		(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内			20年 (据置3年以内)

修正案

**第2節 津波災害復旧対策**

1 河川、海岸、港湾施設（県土整備部）

(1) 河川管理施設

ア (略)

イ 堤防護岸等の決壊又はそのおそれのあるもの

(2) 海岸保全施設

ア 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

**第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策**

5 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

現行

**第2節 津波災害復旧対策**

1 河川、海岸、港湾施設（県土整備部）

(1) 河川管理施設

ア (略)

イ 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの

(2) 海岸保全施設

ア 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの

**第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策**

5 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

回線の復旧順位

順位	回線の種類	復旧する回線	
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上</li> <li>交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上</li> <li>ZC以下の基幹回線の10%以上</li> </ul>	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>電報中継回線1回線以上</li> </ul>	
	専用サービスなど	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上</li> <li>テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上</li> </ul>
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>対地別専用線の10%以上</li> </ul>
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>対地別専用線10%以上</li> </ul>
	社内専用線	社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線</li> </ul>
		パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上</li> <li>第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>
総合デジタル通信サービス	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上</li> <li>ZC以下の基幹回線の10%以上</li> </ul>	
	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上</li> <li>人口1千人当たり公衆電話1個以上</li> </ul>	

修正案	現行	
<p>重要通信を確保する機関の順位  <u>*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。</u>  <u>電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等</u></p> <p>8 公共土木施設（県土整備部）  (1) (略)  (2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設  ア 河川管理施設  (ア) 堤防の<u>決壊</u>、護岸又は天然河岸の<u>破壊</u>で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの  (イ) 堤防の<u>決壊</u>又は<u>そのおそれのあるもの</u>  イ 海岸保全施設  (ア) 堤防の<u>決壊</u>又は<u>そのおそれがあるもの</u>  ウ (略)  エ 砂防設備</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 災害復興</b></p> <p>2 災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁）  (略)  県は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。  <u>また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市町村は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 推進計画の目的</b></p> <p><u>本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）以下、この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防</u></p>	<p>2 順 位</p> <p>第3 順位</p>	<p>専用線サービス等  パケット交換サービス  総合デジタル通信サービス</p> <p>・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上  ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上  ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数  ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、各事業所ごとに1契約回線以上</p> <p>第1順位、第2順位に該当しないもの</p>
		<p>重要通信を確保する機関の順位</p> <p>8 公共土木施設（県土整備部）  (1) (略)  (2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設  ア 河川管理施設  (ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の<u>決壊</u>で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの  (イ) 堤防護岸等の<u>破壊</u>で、<u>破堤のおそれのあるもの</u>  イ 海岸保全施設  (ア) 堤防の<u>破壊</u>で、<u>破堤のおそれがあるもの</u>  ウ (略)  エ 砂防設備</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 災害復興</b></p> <p>2 災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁）  (略)  県は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。</p> <p>(新設)</p>

修正案	現行
<p><u>護、円滑な避難の確保及び迅速の救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 推進地域及び特別強化地域</b></p> <p><u>法第3条第1項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。</u></p> <p><u>本県における推進地域は次のとおりである。</u></p> <p><u>銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町及び鋸南町（18市町村（平成26年3月31日内閣府告示第21号））</u></p> <p><u>なお、法第10条第1項の規定により、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本県における特別強化地域は、館山市、南房総市及び鋸南町（3市町（平成26年3月31日内閣府告示第22号））である。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><u>県、市町村ほか防災関係機関が及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 関係者との連携協力の確保</b></p> <p><u>1 物資等の調達手配</u></p> <p><u>物資等の供給体制については、第2編第3章第8節「救援物資供給活動」によるものとする。</u></p> <p><u>2 広域応援の要請</u></p> <p><u>県は、市町村から応急措置実施のための応援要請があった場合には、職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。また、県で対処することが困難な場合には、国や他都道府県等関係機関に応援要請を行う。応援要請に関する事項は、第2編第3章第9節「広域応援の要請及び県外支援」によるものとする。</u></p> <p><u>また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第2編第3章第10節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。</u></p> <p><u>なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。</u></p> <p><u>3 帰宅困難者への対応</u></p> <p><u>県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第2編第3編第12節「帰宅困難者等対策」によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</b></p> <p><u>1 津波からの防護</u></p> <p><u>県は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。津波防護施設等の整備については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</u></p> <p><u>また、津波により孤立が懸念される地域にあっては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制について検討する。</u></p> <p><u>2 津波に関する情報の伝達</u></p> <p><u>津波警報等の伝達については、第2編第3章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p>	

修正案	現行
<p><u>3 避難対策等</u></p> <p><u>住民等の自主的な避難行動及び市町村等が行う避難誘導については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」及び同編第3章第4節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、第2編第3章第5節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。</u></p> <p><u>また、津波広報、教育、訓練については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</u></p> <p><u>4 消防機関等の活動</u></p> <p><u>(1) 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。</u></p> <p><u>ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</u></p> <p><u>イ 津波からの避難誘導</u></p> <p><u>ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援</u></p> <p><u>エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立</u></p> <p><u>(2) 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>ア 津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。</u></p> <p><u>イ 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。</u></p> <p><u>(3) 水防管理団体等は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡</u></p> <p><u>イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置</u></p> <p><u>ウ 水防資機材の点検、配備</u></p> <p><u>5 ライフライン、通信、放送関係</u></p> <p><u>(1) 水道施設</u></p> <p><u>各水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとする。</u></p> <p><u>なお、県営水道については、第2編第3章第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 電気、ガス、通信</u></p> <p><u>電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第2編第3章第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。</u></p> <p><u>(3) 放送</u></p> <p><u>放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対して、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県及び市町村と連携、協力して被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講じる。</u></p> <p><u>6 交通</u></p> <p><u>(1) 道路</u></p> <p><u>警察本部及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 船舶</u></p> <p><u>在港船舶対策計画については、第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。</u></p> <p><u>(3) 鉄道</u></p>	

修正案	現行
<p>鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるものとする。</p> <p>(4) 乗客等の避難誘導  <u>鉄道事業者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。</u></p> <p>7 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>(1) 不特定多数の者が出入りする施設  <u>県が管理する庁舎、ホール、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。</u>  <u>なお、具体的な措置については、施設ごとに第9節対策計画に準じた計画を策定するものとする。この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。</u></p> <p>ア 各施設に共通する事項</p> <p>① 津波警報等の来場者等への伝達  <u>情報伝達にあたっては、市町村の作成する津波避難計画マップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。</u>  a <u>来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。</u>  b <u>避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。</u>  <u>なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。</u></p> <p>② 来場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>④ 出火防止措置</p> <p>⑤ 水、食料等の備蓄</p> <p>⑥ 消火用設備の点検、整備</p> <p>⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備</p> <p>イ 個別事項</p> <p>① 病院等  <u>重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置</u></p> <p>② 学校、職業訓練校、研修所等  <u>学校等が市町村の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置</u>  <u>学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置</u></p> <p>③ 社会福祉施設  <u>重度障害者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置</u></p> <p>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置  <u>災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u></p> <p>ア <u>自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u></p> <p>イ <u>無線通信機等通信手段の確保</u></p> <p>ウ <u>災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p> <p>(3) 工事中の建築物等に対する措置  <u>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。</u></p> <p>8 迅速な救助  <u>被災者の救助、救急活動等については、第2編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</b></p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実</p>	



修正案	現行
<p>施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。</p> <p>(1) 避難場所・避難施設、避難経路等の整備  <u>避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。</u></p> <p>(2) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設  <u>市町村は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。</u>  <u>県は、補助金の交付等消防防災施設の整備強化に努める。</u></p> <p>(3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路  <u>市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。</u></p> <p>(4) 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備  <u>住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。</u></p> <p>(5) 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等  <u>緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。</u>  <u>緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。港湾施設、漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。</u></p> <p>(6) 共同溝、電線共同溝等  <u>災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線、ガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。</u></p> <p>(7) 海岸保全施設等  <u>津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。</u></p> <p>(8) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等  <u>避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。</u></p> <p>(9) 医療機関、社会福祉施設、学校等  <u>県立病院その他の公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。</u></p> <p>(10) ため池  <u>農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な改修、整備に努める。</u></p> <p>(11) 地域防災拠点施設  <u>災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。</u></p> <p>(12) 防災行政無線施設  <u>災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。</u></p> <p>(12) 備蓄施設等  <u>飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>(13) 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備  <u>災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><b>第7節 防災訓練計画</b></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。</u></p>	

修正案	現行
<p><u>防災訓練の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</b></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 南海トラフ地震防災対策計画</b></p> <p><u>第2節に定める推進地域に指定された地域内で、津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成15年政令第324号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。</u></p> <p><u>1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</u></p> <p><u>(1) 各計画において共通して定める事項</u></p> <p><u>ア 津波に関する情報の伝達等</u></p> <p><u>イ 避難対策</u></p> <p><u>ウ 応急対策の実施要員の確保等</u></p> <p><u>(2) 個別の計画において定める事項</u></p> <p><u>ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者</u></p> <p><u>a. 津波警報等の顧客等への伝達</u></p> <p><u>b. 顧客等の避難のための措置</u></p> <p><u>c. 施設の安全性を踏まえた措置</u></p> <p><u>イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者</u></p> <p><u>津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施。</u></p> <p><u>ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者</u></p> <p><u>a. 津波警報等の旅客等への伝達</u></p> <p><u>b. 運行等に関する措置</u></p> <p><u>エ 学校、社会福祉施設を管理する者</u></p> <p><u>避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</u></p> <p><u>オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係</u></p> <p><u>第5節5に準ずるものとする。</u></p> <p><u>2 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>3 地震防災上必要な教育及び広報</u></p>	